

3月21日(金)

出席委員

委員長 石田 秀男
副委員長 ゆきた 政春
同 山本 やすゆき
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 澤田 えみこ
同 ひがし ゆき
同 石田 ちひろ
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 新妻 さえ子
同 えのした 正人
同 せお 麻里
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子
同 横山 由香理
同 石田 しんご

委員 筒井 ようすけ
同 つる 伸一郎
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 まつざわ 和昌
同 こしば 新
同 吉田 ゆみこ
同 松永 よしひろ
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 中塚 亮
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 こんの 孝子
同 若林 ひろき
同 西村 直子
同 高橋 伸明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

木村 健悟

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長 子
森 澤 恭

副 区 長 明
堀 越

副 区 長 康
新 井

企 画 経 営 部 長
久 保 田 善 行

企 画 課 長
崎 村 剛 光

財 政 課 長
加 島 美 弥 子

区 長 室 長
柏 原 敦

新庁舎整備担当部長
黒 田 肇 暢

広町事業担当部長
品 川 義 輝

総 務 課 長
(秘書担当課長兼務)
勝 亦 隆 一

地 域 振 興 部 長
川 島 淳 成

文化観光スポーツ振興部長
辻 亜 紀

子 ど も 未 来 部 長
佐 藤 憲 宜

品川区児童相談所長
原 彰 彦

福 祉 部 長
寺 嶋 清

健 康 推 進 部 長
(品川区保健所長兼務)
阿 部 敦 子

健 康 推 進 部 次 長
(品川区保健所次長兼務)
(健康推進部地域医療連携課長事務取扱)
遠 藤 孝 一

都 市 環 境 部 長
鈴 木 和 彦

都市整備推進担当部長
鍋 田 正 明

防災まちづくり部長
溝 口 雅 之

災 害 対 策 担 当 部 長
(危機管理担当部長兼務)
滝 澤 博 文

会 計 管 理 者
大 串 史 和

教 育 長
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長
米 田 博

選挙管理委員会事務局長
今 井 裕 美

監査委員事務局長
高 山 崇

区 議 会 事 務 局 長
大 澤 幸 代

○午前9時30分開会

○石田（秀）委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

本日、傍聴人より録音申請が出ておりますので、これを許可いたしました。

審査に先立ちまして、ご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、3月28日および3月30日に録画放映される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいります。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして若干の説明を致します。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順は、品川区議会自民党・無所属の会、品川区議会公明党、しながわ未来（無所属・立憲・ネット）、日本共産党品川区議団、品川改革連合、品川区議会日本維新の会の順でございます。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

委員ならびに理事者におかれましては、効率的な委員会運営に特段のご配慮を願います。これは本当にいろいろと、答弁時間が非常に長いというのが、これまで大分行われてきておりますので、簡潔によりしくお願いいたします。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、せお麻里委員。

○せお委員　おはようございます。総括質疑を、こしば委員と共に行います。

まず初めに、施政方針から伺います。「貯蓄がないと生きていけない社会であるにもかかわらず、所得が増えず、貯蓄もできず、将来の見通しが立たない、自助による生存・生活ニーズの充足が困難であるのが今の社会ではないでしょうか。加えて、昨今の急激な物価高騰が暮らしと経済を直撃しています」とあります。日銀の今年1月の経済物価情勢の展望では、消費者物価の前年比は2025年度に2%台半ばとなった後、2026年度は、おおむね2%程度となると予想されるとしています。これは、緩やかな物価上昇が今後も続く可能性を示唆しています。物価高騰が区の財政を圧迫している中で、「自己責任の社会」から「分かち合い、満たしあいの社会」へ品川区を導くという点で、令和7年度予算はどこに力を入れたのか、区長のお考えをお聞かせください。

品川区は区民税の増など歳入が伸びていますが、施政方針にもありました2040問題など、先行き不透明な状況にあります。事務事業評価により20億円の財源を捻出していますが、持続可能な行財政を考えると、いま一步、財源確保の取組を進めていくことが必要です。現時点での区のお考えをお聞かせください。

○森澤区長　我が国では、世界でも類いを見ないほどのスピードで人口減少と少子高齢化が同時進行することにより、生産年齢人口による労働力不足が予測される中、今後は持続的な経済成長はもとより、現在の社会保障システムを維持することすら難しい状況となります。世の中が急激かつ急速に変化し、先の見通しがしづらい、未来の予測が極めて困難な時代へと突入していこうとしているところであります。また、現下の状況に目を向けますと、委員ご指摘のとおり、物価高騰が区民生活や区内経済を直撃

しています。だからこそ、区民負担の軽減につながる無償化施策をはじめとする行政サービスの充実が今こそ必要だと考えているのです。

令和7年度予算案では、これまでの取組をいま一度、人を基軸として、次元の異なる形で磨き上げ、中学校標準服をはじめとする、義務教育に係る保護者負担の軽減や、大学生への給付型奨学金の創設、障害児通所支援事業に係る利用者負担の無償化、高齢者施策においては、認知症高齢者支援のためのGPS端末月額基本料金の無償化や、入院中のおむつ代助成における所得制限撤廃など、子ども・子育て支援だけでなく、障害者・高齢者施策の充実に取り組んでおり、区民の負担軽減、そして区民のウェルビーイングにつながる新たな施策に、大胆かつ重点的に予算を振り向けております。そして、誰にとっても見通しづらい時代だからこそ、自己責任社会からの転換が必要で、日常生活を支える基礎的な行政サービスであればこそ、全ての人がひとしく権利として利用できる、このような社会を、ここ品川区から築き、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を実現してまいりたいと考えております。

○久保田企画経営部長 事務事業評価についてお答えいたします。

区は、中長期的な視点から施策の不断の検証・見直しやアップデートを図るために、全事業を対象に事務事業評価を行い、今年度も約20億円の財源を捻出したところであります。引き続き、事業の効果等を検証しながら、社会情勢等の変化に応じた事業の見直しや、需要の減少した事業の縮小・スクラップを進めるとともに、行政評価の在り方や仕組みについても、他の自治体の事例を参考にしながら、より実効性のある手法について検討していきたいと考えております。さらに、区税収入の確保や、国や東京都の補助金等の積極的な活用に加えまして、ふるさと納税などの税外収入の確保により、引き続き健全財政の維持に努めてまいります。

○せお委員 ありがとうございます。物価高騰はしばらく続く予測があります。そこを踏まえた持続可能な行財政を、令和7年度以降も期待しております。

ここからは、款別の質疑を踏まえて質問させていただきます。給食に有機農産物等を導入するという予算案についてです。

私たち会派は、品川区で学校給食に野菜を納入している3つの事業者の代表の方々にお話を伺いました。まず、皆さん共通していたのが、「有機農産物などを学校給食に取り入れるということには賛成します。ですが、予算案には課題が見受けられます」ということです。この意見交換を踏まえて私たち会派は、全ての野菜を有機野菜にするには課題が大きく2つあると考えています。

1つ目は、安定的な供給ができないことです。農林水産省の「有機農業をめぐる事情」という資料を見ると、農作物総生産量のうち、有機農産物が占める割合は野菜において0.39%です。有機野菜は収穫量に変動があるからです。また、天候や技術力の影響を受けやすいため、規格や質を均一にすることが難しいとのこと。大田市場に行ったら有機野菜がない日もあったというお話もありました。当然、野菜がないという日があってはなりません。また、ある事業者の方は、私たちの意見交換の際に、いつも納品している慣行野菜と有機野菜、それぞれのジャガイモをお持ちいただき、規格がかなり違うことを私たちは確認して驚きました。規格が違えば量にも影響が出ます。給食においては相当の量を毎日確実に準備し、調理しなくてはならず、現場の栄養士・調理師は混乱が必須です。安定的な量だけでなく、安定的な規格・質も必要です。まず、有機野菜の量・規格・質の課題について、区はどのように捉えているか伺います。

2つ目の課題は、地域の既存業者への配慮と、業者と信頼関係を築いている現場の栄養士・調理師と

の調整です。これまでも様々議論がありましたが、仮に一括で1事業者に有機野菜を調達してもらうとなると、地元業者の存続に関わる問題です。今まで地域の子どもたちのためにとご尽力いただいていた地元業者は、市場に出ている一番いいものを子どもたちのために仕入れていただいたり、例えば野菜にトラブルが起こっても当日すぐに対応してくださったりと、現場の栄養士とも時間をかけて調整し、信頼関係を築きながら何十年も関わってくださっているのが分かりました。また、款別審査時、「地元業者と意見交換してまいります」との答弁もあったと記憶しておりますが、意見交換、地元業者の声を聞くのは当然です。そこで、もう一步踏み込んだ、地元業者に寄り添った意見交換を早急に進めていただくこと、また信頼関係のある現場の栄養士・調理師と納入の業者で今後もスムーズに調整し、安全に調理ができる仕組みを引き続き構築していただきたいのですが、見解を伺います。

また、以上のことを踏まえ、まずはトライアルで、「有機野菜の日」などとイベント的に10月以降行っていただき、そこから必ず効果検証を行っていただきたいと要望しますが、10月以降のスケジュールを含めた区の見解をお聞かせください。

○米田教育次長 有機農産物の導入に関するご質問でございます。

本事業では原則、化学肥料や農薬を使用しない狭義の有機農産物だけではなく、節減対象農薬の使用回数や化学肥料の窒素成分量が50%以下のいわゆる特別栽培農産物も含まれるため、現時点で供給量や供給件数には問題ないと、市場関係者からは聞いているところでございます。

なお、対象野菜についてですが、学校に野菜の納品を行う複数の地元の既存事業者や市場関係者より、円滑かつ持続的に本取組を進めるよう、既に様々なご提案も頂いており、現場の実態や市場の動向に耳を傾けながら、規格や質も含め、持続可能な発注・供給が図れる方策について検討してまいります。

また、有機農産物の導入を10月から予定しているところでございますが、これまでも学校現場や地元の事業者とは意見交換を行っているところでございます。これにつきましては、これまでもそうですし、4月から、それから有機農産物の導入以降も、特段変わるものではございません。引き続き情報交換を行っていきたいと考えております。その上で、今後速やかに、地元の既存の事業者には有機農産物導入に関しましては丁寧な説明・意見交換を行いまして、現場の実態・市場の動向に重ねて耳を傾けながら進めてまいる所存でございます。

また、これまで学校で調理業務を担ってきた栄養士・調理師に対しましても、速やかに栄養士・調理師の皆様へ丁寧な説明や意見交換を行い、理解を得てまいります。具体的には、現場の実情を丁寧にお聞きしつつ、例えば当然のことではありますが、万が一にも野菜に虫が混入することなどが決していないような納入条件の設定など、現場の負担につながらない手法や各校の実態も踏まえつつ、円滑かつ持続可能な方策を検討してまいります。

それから、効果検証も含めた10月以降のスケジュールについてですけれども、今回の取組は新規の施策であるからこそ、まずはトライアルと捉え、柔軟かつアジャイルに進めていく。こうした考え方も肝要と考えております。アンケート調査の実施や定期的なモニタリング、効果の測定・検証等を行い、より効果的な施策となるよう、随時、施策の改善を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、SDGs未来都市に選定された品川区として、全国100を超える自治体とも軌を一にしながら、環境配慮型農業、ひいては地球環境に配慮して、持続可能な食材提供を、丁寧かつ現場の実情も鑑みながら進めてまいります。

○せお委員 ありがとうございます。量のほうは、供給量は問題ないということでしたけれども、業者によると、本当に日によってばらつきがあるといったところもぜひ念頭に置いていただいて、まさに

アジャイルな対応というところは本当に必要だと思っていますので、ぜひお願いいたします。

有機農産物とはまた違った給食の課題がありましたので、ここからご質問いたします。令和6年度「東京都における学校給食の実態」という資料の中から、1人1回当たりの栄養素等の平均供給量の区市町村別表を見ると、エネルギー量とたんぱく質は、小学校・中学校ともに全都平均と区部平均を少し下回っています。

ここで委員長の許可を得て資料を提示します。これが抜粋なのですが、さらに食品分類別供給量の区市町村別表があり、私たちが注目したのは肉類で、全都平均と区部平均を大きく下回る、小学校は15.9グラム、中学校は21.0グラムで、区市町村の中で最下位でした。ちなみに、令和5年度、令和4年度も、最下位ではない年はあるものの、ほぼ同様の結果でした。

これを知ったきっかけは、先ほどのある業者との意見交換の中で私が、「肉が少ないという子どもたちの意見もありますよね」というお話をしていたら、その業者が調べてきてくれました。栄養バランスは考えてくださっているので安心してはおりますが、子どもたちの満足度を高めるには、肉類は必要ではないでしょうか。そこで、この結果は区として把握されていましてでしょうか。また、足立区では、おいしい給食担当課があり、何十年もやっているそうですが、子どもの声を聞きながら様々工夫されています。品川区では、栄養士と教育委員会などでミーティングもされていると理解しておりますが、もう少し頻度を上げるか、内容を子どもたちの満足度を高める工夫のための議論としていただくと、より魅力的な給食になると思います。今後の取組について見解を伺います。

○米田教育次長 東京都が毎年、都内の各自治体に調査し公表しております、東京都における学校給食の実態の区市町村別の1人1回当たりの食品分類別供給量の結果については把握してございます。なお、品川区が東京都の調査の際に報告している供給量は、標準献立の値で報告してございます。毎年4月に開催しております、全ての学校の栄養士が参加する連絡会において、献立作成時は、国の摂取基準、食料分類別供給量を意識することを指示しており、各学校において児童・生徒の状況等を把握し、自校の実態に合った標準献立のアレンジをしております。そのため、調査時の報告より、供給量は多くなっているものと認識しておりますが、毎年行っております栄養士による標準献立作成会につきましては、委員から頂いたご意見も踏まえ、改善策を検討し、児童・生徒の学校給食に対する満足度を上げてまいりたい。このように考えているところでございます。

また、言うまでもないことですが、各校の栄養士は、栄養バランスのほかに、子どもたちの食育に資するような、また給食の時間を楽しんでもらえるよう、様々な工夫を凝らしているものと認識しております。これまでも学校給食に係る意見が寄せられた際には、学校の栄養士とも共有を図り、改善に努めているところではございますが、委員ご提案の趣旨も踏まえ、子どもたちの意見も聞きつつ、今後、さらなる検討を行ってまいりたい。このように考えているところでございます。

○せお委員 ありがとうございます。

正直申し上げますと、肉類が少ないということも含めて、品川区の給食を知った上で有機野菜の検討を行ってほしかった。これは個人的な感想ですが、今意見も聞きつつというお話があったので、子どもたちのことを第一に考えた学校給食の提供を、ぜひよろしくをお願いいたします。

障害児通所支援等利用者負担無償化についてお伺いします。施政方針の中には、「人間が自分らしく暮らしていくうえで不可欠な生活の基礎となる行政サービスを所得制限なくすべての人に提供する」とあり、さらに施政方針を読み進めると、障害児通所支援等利用者負担無償化のご説明の中には、「利用者負担を、すべての障害児について所得制限なく無償化」とあります。ベーシックサービスを批判する

つもりは毛頭ないのですが、1点だけ気になるのは、障害児通所支援等で利用者負担を無償化しても、そのサービスを利用できる人が限定される点です。要は需要と供給のバランスが、品川区は現状、課題だと感じています。品川区でそれが顕著だと考えているのが、放課後等デイサービス、以降、「放デイ」と言いますが、「放デイ」ですので、本日は主に「放デイ」の課題をお伝えします。

ちなみに放デイの施設数ですが、平成30年では12施設という数だったものの、令和7年3月18日時点で32施設ということで、ご尽力いただいたことに大変感謝申し上げます。先ほど需要と供給のバランスが課題と感じていると申し上げたのは、障害児通所支援施設に通いたい子どもという人数は、正確には出ないからです。通所施設に通う児童が全員、手帳を所持しているわけではありませんし、一方で受給者証の発行者数となると、通いたくても通えない児童はカウントされないからです。例えば独自に試算させていただくと、愛の手帳を所持している品川区民の18歳未満の人数は令和5年度で572人ですが、発達障害と言われる18歳未満の人数は分からないので、日本全体で支援学級に通っている児童・生徒数の割合から計算するなどして、0歳から5歳の未就学児を抜かすと1,000人程度と考えられます。令和5年度の放デイ月間利用者数は881人、私の試算では品川区は需要が供給を上回っていると言ってもいいと思っています。発達障害児対象の施設もあり、送迎の有無、さらには週に何日通いたいのか、そのご家族の状況によってニーズは違うという条件も加わります。

まず、このような放デイの課題は区として把握されていましてでしょうか。さらに、現在までの障害児通所施設の充実に向けた取組を教えてください。

○寺嶋福祉部長 放課後等デイサービスの件でございます。

先ほど委員からありましたように、令和に入ってから20か所を新規に開設したということで、鋭意、こちらでも開設に取り組んでいるところですが、それ以上に利用者ニーズが増加傾向にあるということで、供給が十分追いついていないということも、区としてはしっかり認識しているところでございます。そうした状況を踏まえまして、事業所誘致を図り、サービス量を増やしていくよう取組を進めているところでありまして、障害福祉計画の中にも、そうした方向性を明確に記載しているところでございます。無償化につきましては、放課後等デイサービスをより利用しやすいものとするためのご提案ではありますけれども、引き続き、サービス量の拡充に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それから、現在までの取組状況ということでございますけれども、地域における障害児支援の中核的な役割を担います児童発達支援センターの整備を進めており、品川児童学園に続く2か所目として、令和7年9月に大原児童発達支援センター、令和9年度には小山台住宅跡地に、3か所目となる児童発達支援センターを開設する計画を進めております。また、医療的ケアや重度心身障害のあるお子様を受け入れることを目的に、看護師等の専門職を追加で配置した事業所に対して助成することで、これまで4事業所の開設に結びついた事例もございます。引き続き、拡充を図ってまいります。

○せお委員 ありがとうございます。

ご答弁にありましたけれども、施設数を増やしているということで、これから提案しますけれども、課題を解決するのに施設数を増やすだけでは少し足りないかなと思っています。この無償化自体は、現在サービスを受けている方たちにとっては大変ありがたく、うれしいというお声も頂きましたし、否定するものではありません。ただ、5歳児健診も始まります。さらには、障害児の保護者も共働きが増え、週5日預けなくてはならないご家族もいる中で、無償化が始まると、すまいるスクールのB・C登録は料金がかかりますので、ますます放デイなどの需要が高まることは想像できます。無償化した以上、施

設数を増やし、それと同時にサービスの質を高める施策は、早急に行政が責任を持って取り組まなければなりません。その課題解決を一緒に考えていきたいと思います。

まず、1つ目のご提案です。私自身も、息子が年長のとき、そして小学校4年生になった現在も、放デイの施設を探しました。さらには知的障害児の保護者からお声があり、「来年度就学だけでも、放デイが見つからなかった。空きがあったところは送迎がなかった」ということでした。まさしく私も、空きがあるかと思った施設は送迎がありませんでした。ずっと、移動支援については課題と捉えて考えてきました。送迎を実施するには資金も人手も必要で、事業者もなかなか踏み出せないということは聞いておりました。そこで品川区においては、無償化に当たって、障害児には必須である送迎の加算をつける時期に来たのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

さらに、障害の程度が重くなるにつれて受入れが困難になります。これは品川区だけの課題ではないかもしれません。現在、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れれば助成が出ますが、自宅などで1人で過ごすことは困難で、療育施設においてADLを少しでも多く獲得したい知的障害児受入れの際にも、助成をつけることで受入れ拡大につながらないのでしょうか。こちらも見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 加算、助成等のご提案を今2点頂きましたけれども、送迎加算につきましては、事業所の参入促進を図る上で有効な手段の一つであると考えております。実施に当たりましては、具体的な担い手の確保といった課題がありますけれども、事業所とも意見交換をしながら前向きに検討していきたいと考えております。また、医療的ケアや重度心身障害のあるお子さんのほか、知的障害のあるお子さんについても、こちら具体的な担い手の確保という課題の解決を模索しつつ、必要な加算についても積極的に検討を進めてまいります。

○せお委員 前向きにご検討いただくということで、ぜひ品川区の状況を把握しながらも、そういった検討を進めていただきたいと思います。

次はハード面です。民間の放デイを誘致していただくのも、選択肢を増やすという点で引き続き取り組んでいただきたいのですが、区立施設においても供給を増やすことで多様な特性に対応することができると考えております。先ほどご答弁にもありましたが、現在改修が進んでいる大原児童発達支援センターと、今後新設される小山台の児童発達支援センター、それぞれに放デイが準備される予定ですが、受入れ数の見込みを教えてください。

さらには、大原児童センターに併設される児童発達支援センターは、インクルージョンという意味でも大きな存在であると考えています。大原児童センターのように、今後、児童センターの改修の時点なのか、改築や統合の時点なのか、再編するときに放デイを併設するということを検討してはどうかと考えますが、こちらも見解をお聞かせください。

すまいるスクールに療育施設を併設するというのは少しハードルがありますが、すまいるスクールに短時間の療育ができるような専門家の配置を行っていただく、そういった検討も今後行っていただきたいのですが、こちらも見解をお聞かせください。

○寺嶋福祉部長 大原児童発達支援センターにつきましては、児童発達支援センターと放課後等デイサービスの受入れ人数を、施設規模等により合計で20名、予定しているところでございます。年度途中、令和7年9月の開設予定でありますので、状況を見極めながら、定員を満たしていくよう進めていく予定でございます。

なお、児童発達支援センターと放課後等デイサービスの配分でございますけれども、多機能型という指定のメリットを活かして柔軟に対応できるものでございます。ご利用者の状況や、長期学校休業期間

等について、状況を見ながら設定していきたいと考えております。

また、その次の小山台につきましても、同様に20名の受入れを予定しており、先行して始まる大原の実績等を確認しながら、詳細について判断していきたいと考えております。

それから、児童センターの改修時というご質問でございますけれども、所管等とも確認しましたけれども、児童センター改修時における放課後等デイサービスの併設につきましては、まず現在改築予定の児童センターについては既に設計が完了しているということで、また、当面、新たな新規の改築予定というのが今すぐにはないということなので、直近での対応は困難な状況ではありますけれども、今後の改築計画の際には基準の確認等も行いながら、可能な限り検討したいと考えております。

最後に、すまいるスクールへの療育の専門職配置というご提案でございますが、今年度より特別支援サポーター事業を開始しておりまして、各すまいるスクールの状況に応じ、児童心理士などの資格を持つ方を派遣しております。また、来年度からは、すまいるスクールの特別支援児童対応強化のための職員を配置する予定もございます。それらの取組と併せて、ご提案の内容につきましても検討を進めてまいります。

○せお委員 様々ご検討いただけるということで、期待しております。

予算特別委員会で、こうやってあえて様々新しい提案をさせていただくのは、今言わなければならないことがあるからですので、まず早急にご検討をお願いしたいと思っています。

また、児童発達支援は今回は取り上げませんでした、こちらも課題がありますので、違う機会に取り上げたいと思っています。ちなみに大阪では、もう何十年も前から、保育園に併設した児童発達支援施設というのが結構スタンダードでありまして、こういったことも含めて、それを参考に、児童センターに放課後等デイサービスを併設できないかご提案いたしました、そういったところも含めて、児童発達支援も含めて、検討をぜひよろしくお願いします。そちらは要望で終わります。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長 以上で、せお麻里委員の質疑を終わります。

次に、こしば新委員。

○こしば委員 せお委員に続きまして、3項目について総括質疑を致します。

1つ目に大学奨学金と地域防災について、2つ目はデジタル商品券の在り方と進め方について、3つ目は広町二丁目を含めた大井町について、順に伺います。

いよいよ来年度から大学生給付型奨学金が始まります。日本学生支援機構によれば、年間を通じて貸付けの奨学金を受ける大学生は全体の55%に上ります。もっとも、貸付け型の奨学金には返還義務が発生しますので、大学卒業後は、可処分所得の少ない人にとっては、毎月発生する奨学金の返還に負担を感じる方もいらっしゃると思います。一方では、給付型の場合は返還義務が発生しないため、卒業後の可処分所得が下がることはありません。このたび品川区では、給付型の奨学金5,677万円を新たに計上しました。これまで実現が難しいとされた給付型奨学金が、このたび実現に至りました経緯について、まず教えてください。また、より多くの受験生に奨学金のチャンスを与えていただきたいと思いますと考えますが、奨学金の対象人数が今回100人であることの根拠について、併せて教えてください。

○佐藤子ども未来部長 私からは、給付型大学奨学金についてお答えいたします。

まず検討の経緯ですが、マスコミ等でも報道されているとおり、大学生の奨学金の必要性がさらに高まっております。また、現在実施している高校生の応援奨学金の学生や、子ども食堂フォーラムに参加した児童等からの要望等も受けまして、事業化に向けた検討を重ねてまいりました。

次に、対象人数を１００名とした理由についてです。当事業は、寄附金を活用した基金から事業費を充当しております。子どもの未来を応援するという趣旨に沿って、他区では４０名程度としているところ、本区では、より多くの学生を対象とするため１００名といたしました。

○こしば委員 ありがとうございます。必要性が高まったということ、またフォーラムの中で児童・生徒からの要望があったということを承知いたしました。また、何よりも寄附された方のお気持ちに沿った今回の事業については高く評価したいと思います。

翌年度からは、対象人数を１００人から２００人に増やすと聞いております。つまり、初年度に受給対象になった方は２年目に入るわけですが、２年目以降については、効果測定といったものはあるのでしょうか。２年目以降の受給対象についてはどのような判断をされていくのか、そのまま踏襲されていくのか、お聞きします。また対象の学部は、医学・歯学・薬学、理学・工学・農学、看護系に絞っておりますが、一方で、文系学部や芸術系の学部に進学される方もいらっしゃいます。文系学部等も初年度納入金は、理系学部ほどとは言えませんが高くなっています。進学先によっては給付型の奨学金を受けることができなくなってしまうので、これは一方では不公平感も感じますが、その辺りのお考えについて教えていただきたいと思います。

○佐藤子ども未来部長 ２年目以降の、まず受給条件についてです。

学業成績や通学の状況、さらには地域貢献の観点から、ボランティアの実施状況を考慮して判断していきたいと考えております。具体的な詳細に関しましては、国や他自治体の事例を参考に現在検討を進めております。

次に、医療系と理工農系を対象にしたことについてです。これらの分野が文系学部と比較して学費が高額であること、加えて地域の持続可能な発展と医療サービスの向上を目指し、将来の医療人材および地域の製造業、ＩＴ産業等を担う人材の育成に重点的に取り組むため、限られた予算を効果的に活用する必要があることも考慮し、決めたところでございます。ただし、全ての学部が社会において重要な役割を果たしていることは十分認識しております。そのため、国や都の支援策の動向を注視しつつ、区独自の子ども・子育て支援策についても引き続き検討を重ねてまいります。

○こしば委員 ありがとうございます。承知しました。対象外となる受験生の支援を、今後もあらゆる方面で検討・模索していただきたいと思います。

さて、奨学金を申請するに当たりましては、先ほど部長からの答弁もございましたが、ボランティア、地域活動への参加が条件と言われております。地域活動の大きなコミュニティは町会や自治会です。それぞれに特徴のある活動を行っている町会・自治会もあれば、活動の継続が困難であり、運営に支障を来している町会・自治会もあります。品川区の１３地域の中で、町会・自治会が抱えている課題について、区の認識について伺いいたします。また、今後の町会・自治会の見通しについても併せて教えてください。

○川島地域振興部長 区として認識しています町会・自治会が抱える課題につきましては、大きく３つあると捉えており、役員の高齢化や担い手不足、マンション住民との関係構築、活動のＤＸの３つを課題と捉えまして、重点的な支援を進めているところでございます。

今後の見通しということにつきましては、これまで新たに個別課題に対応するための伴走支援なども導入して取り組んできたところですが、活動の担い手不足ということにつきましては、持続可能な町会・自治会活動に向けて大きな課題の一つであり、対策が非常に難しい状況でございます。奨学金申請において地域活動への参加が条件となることは、若い世代への町会・自治会活動を知っていただく

きっかけとなりますし、担い手不足解消はもとより、地域活動の活性化につながるということも期待しております。

○こしば委員 ありがとうございます。高齢化や、また特に担い手不足が深刻な課題であるということとは承知いたしました。

様々な課題がある中で、区内に展開する13の地域センターの職員に、それぞれの町会・自治会に寄り添って様々な支援策を講じていただいていることは、私も一町会の役員として心強く思います。ただし、やはり任意団体の町会でございますから、自分たちの自助努力が今後の運営、さらには町会活性化の命運を担っていると言っても過言ではありません。かつては、町会・自治会のニーズに住民が合わせていく時代がありました。町会・自治会の歴史を振り返りますと、戦前の町会は今以上にご近所同士のつながりが強かった一方で、行政の末端機関としての役割が強かったことから、戦後はGHQの方針によって、町会は軒並み解散させられた背景があります。しかし、我が国の主権が回復し、解散された町会が復活するなど、新たな地域のコミュニティが誕生したものと認識しております。かつての町会運営を知る方の中には、住民は町会・自治会に協力するのは当たり前といった考えもあったのかもしれませんが。しかし、時代は戦後80年を迎えまして、ライフスタイルも大きく変化し、地域とのつながりが希薄になっているのが今日でございます。一方で、今世紀に入り、東日本大震災など多くの災害が日本の各地を襲いましたが、被災者の一人一人がともに助け合う姿に、ニュースや報道を通じて地域のつながりを感じ取った人も多かったことと思います。

有事はいつ起こるか分かりません。有事に対応することができなければ、多くの人命が失われます。私は、防災こそ、どの区民にとっても我が事であると考えます。にもかかわらず、いまだに地域の防災訓練に参加する人はいつもの町会役員ばかり。訓練内容も変わらない。これでは人が集まらない。そんなことを会派でも話し合いまして、防災訓練の在り方を見直していこうと、人が集まりたくなる訓練を要望させていただきました。今年度の大井第二地域の防災訓練は、いつもと違い、バケツリレーが目玉でした。バケツリレーには各町会だけでなく、品川区の防災課、大井消防団が参加して行われました。結果は、品川区の防災課が優勝しました。しかし、どの町会も、悔しくも楽しんでいる姿、そして恐らく初めて参加された子育て世帯の方々に防災を我が事と感じていただければ、このバケツリレーも成功だったと思います。

昨年の防災訓練は、様々な幾つかの地域で防災訓練PLUS ONEの取組が行われましたが、実施した上での気づきや、また今後の見通しについて教えてください。地域防災力の向上には、防災士の資格取得に向けた補助により、若年者の参加が期待されますが、より多くの若い方の訓練参加を様々な切り口から取り込んでいただくことに、区が主体となって取り組まれることを望みますが、お考えはいかがでしょうか。また、給付型奨学金についてはボランティア活動が条件とされていますので、防災訓練に大学生に参加してもらうことで、地域の防災力は向上していくと考えます。奨学金受給の条件に、防災訓練への参加や、運営に参加してもらうことを検討いただきたいと思います。お考えを教えてください。

○滝澤災害対策担当部長 私からは、地域防災訓練のPLUS ONEと若い方の訓練参加についてお答えしたいと思います。

まずは、地区総合訓練での新たな取組、PLUS ONEについてです。令和6年度は5地区でPLUS ONEの事業の取組を実施しましたが、PLUS ONE事業を実施しない地域における防災訓練においても、新たな取組が行われました。例えば、大井第二地区の防災訓練においては、ただい

ま委員から紹介がありましたとおり、放水訓練に代えてバケツリレーを取り入れたほか、八潮地区では震災時のトイレに関する意識を高めるため、トイレカーの展示を行いました。来年度は、地域のお祭りと連動して防災訓練を行う計画を立てる地区があるなど、それぞれの地区の特性を活かして、これまでと違った訓練の内容を考えるきっかけとなったと感じております。

このような状況を受けて、令和7年度の防災訓練は、各地区が一律にプラスワン事業を実施するのではなく、各地区防災協議会の新たな取組を区が柔軟に支援すべく、様々な形で防災訓練を支援できる補助金を交付いたします。この際、訓練は商店街や学校、企業など、様々な関係者と連携して行うことも想定しておりますので、地域の助け合いの強化にもつながる防災訓練が実施されると考えております。

次に、若い方の訓練参加についてです。区では、若い方からのご意見として、「そもそも防災訓練をやっているのは知らなかった」、あるいは「防災に関心はあるが、実際に防災活動に参加するためにはどうしたらいいのか分からない」といった声をお聞きしております。このため、令和7年度からは、中学生・高校生・大学生を対象に広く普及している防災士の資格取得を支援して、防災区民組織による防災活動への新たな参加を促進するとともに、中学生向けプロジェクトによる学校における防災教育を通じ、区民組織による防災訓練などの活動に参画する次世代の地域防災リーダーの育成を図ってまいります。

○佐藤子ども未来部長 私からは、給付型大学奨学金のボランティア要件についてお答えいたします。

奨学金応募者のボランティア等に関わる意欲、地域貢献度、持続性等を重視し、多様なボランティア活動を対象にする方向で検討を進めております。地域の安全に大きく寄与する防災活動や消防団も含め、検討を進めてまいります。

○こしば委員 ありがとうございます。

先ほどご答弁いただきましたとおり、昨年度も今年度も様々な取組があつて、そしてまた来年度も、祭りと、そしてそこに防災を絡めた行事が行われると。本当に地域の方々に、防災を通じて、この地域を我が事と思っていただけることを、ぜひ品川区も、これからも引き続きお支えしていただきたいと思っております。

特に、地域活動への参加が少ない若年者が町会・自治会の取組に参加することは、持続可能な地域社会とつながってきます。持続可能な地域社会は、特定のエリアではなく、広く満遍なく若年者が参加する取組がなされて実現できると私は考えます。奨学金の受給者については、全体の中で偏ることのないよう、区内全域に広がるイメージで決定していただきたいと考えますが、区のお考えを教えてください。また、奨学金の給付は持続事業でございますので、効果測定は定期的に行うことで、この制度の形骸化といったものを防ぎ、実効性のある事業になると考えますが、併せて考えを教えてください。

○佐藤子ども未来部長 奨学金の受給者につきましては、公平かつ適切に選定するため、地域貢献の視点、学業成績、面接などを総合的に考慮する方向で検討を進めているところです。地域の偏りなどを防止するための方策については、関係部署と連携しながら検討を重ねてまいります。

次に、事業の効果測定についてです。事務事業評価に加えまして、受給者へのアンケート調査等を実施することで、より詳細な分析を行う予定です。これにより、学生への経済的支援の実効性と、ボランティア活動を通じた地域貢献の成果を多角的に評価し、本事業の持続可能性を高めてまいります。これらの取組を通じまして、地域と学生の双方にとって有益な事業として継続的に発展させていきたいと考えております。

○こしば委員 ありがとうございます。寄附された方のご意向に沿って、これからも実効性のある効

果測定を行っていただきたいと思います。

続きまして、デジタル商品券の在り方と進め方についてお伺いいたします。地域経済を守る観点、物価高から消費者を守る観点を軸にして質疑してまいります。先日の款別審査では、デジタル商品券を使える対象に大型店舗も含めるとの答弁がありました。まず、今回、大型店舗を対象とすることにしました理由について教えてください。そして、大型店舗の利用となりますと、個人の商店や商店街への影響もあることから、理解を求めることが必要と考えますが、商店街連合会とはどのように協議をされてきたのか、併せて教えてください。

○川島地域振興部長 デジタル商品券についてお答えいたします。

まず、大型店舗を対象とした理由についてでございます。これまで、紙の商品券については、商店街連合会加盟の中小店舗を対象として発行支援を行ってきたところでございます。デジタル商品券を導入するに当たりまして、キャッシュレス決済に慣れている若者ユーザーなど、これまで紙の商品券を利用していなかった方たちの利用も促進していく必要がございました。従来の取扱い店舗以外でも利用されるよう、大型店舗も含めた検討を進めてきたところでございます。また、これをきっかけにしまして、若者の方と新たな層の商店街店舗での買物のきっかけとなることも期待しているところでございます。

○こしば委員 ありがとうございます。

これまで紙の商品券を利用されてこなかった人も、今度のデジタル商品券を軸にしまして対象にしていきたいということ、承知いたしました。

ただ一方で、消費者目線に立ちましたら、昨今の物価高騰は深刻な問題でもあります。様々な食品が値上がりをしている状況では、区民の生活に欠かせない生鮮食品の高騰も深刻でございます。農林水産省の食品価格動向調査では、キャベツや白菜のキログラム単価の平均が例年に比べて200%以上高騰しています。物価高騰の余波が家計の負担になっているとの声も聞いております。まちの商店を守る観点も大事ですが、同時に消費者たる区民の生活を支えていくことも必要です。その観点から、大型店舗の利用には、生鮮食品のみを対象にするなど、利用の制限を設けるのはいかがでしょうか。もしくは、大型店舗でも地域に根差した、生鮮食品を主に扱うスーパーを対象にするなど、様々な試行を通じまして、来年度はこの効果を検証することも提案いたしますが、いかがでしょうか。

○川島地域振興部長 すみません。先ほど、商店街連合会との協議の答弁が漏れておりましたが、しっかり協議を進めた上で対応しているところでございます。

それから、ただいまの、例えば大型店舗での購入品目につきましても品目を限定したらどうかといったご提案についてでございます。デジタル商品券では、スマートフォンの1つのアプリ内に、例えば2種類の券種を格納しまして、対象店舗に応じて利用者が使い分けていくことが可能であり、こうした機能の活用も導入メリットの一つであると認識しております。券種の設定については、ご提案のように購入品目で分けることも含め、技術的には将来的な可能性がないとは言えませんが、現段階では店舗側の品目管理、それからシステム対応などの課題もあるということで、直ちに実現するというのは難しいのではないかと考えております。令和7年度は、デジタル商品券の導入初年度ということですので、利用者や店舗にとっても分かりやすくシンプルで、かつできるだけ幅広い店舗で利用可能な方式を取らせていただきたいと考えております。ご提案のような券種につきましては、民間事業者の新しいサービス、新技術などの展開も踏まえまして、今後の研究課題と受け止めさせていただければと思っております。

○こしば委員 ありがとうございます。先ほど答弁漏れがございましたけれども、地域の経済をしっかり守っていく、寄り添っていく姿勢を、ぜひ大切にしていいただきたいと思います。

次に、決済システムの運用についてお聞きします。デジタル商品券の抽せんに当選されました区民は、商品券を購入することになります。これまで紙の商品券なら、郵便局などで購入しておりました。デジタル商品券の購入に当たっては、様々な方法で購入することが考えられます。一般的には、クレジットカードやスマホを利用したQRコード決済による振り込みです。特にQRコード決済の事業者によっては利用できない区民も出てきます。多くの区民が利用できる仕組みをお願いしたいと思います。これから事業者のプロポーザルが始まると思われますが、選考に当たっては、QRコード決済の事業者を複数にすることを選考基準の一つとしてご検討いただきたいと思います。お考えを教えてください。また、個人のお店によってはすぐに決済システムを導入することが難しいお店も出てくると思います。その際は、区の商店街連合会と連携して、決済システムの導入が速やかに行われるように取り組んでいただきたいと思います。見解をお伺いいたします。

○川島地域振興部長 デジタル商品券の購入およびその支払いについてということでございます。

事業者によりそれぞれ異なる方法が考えられておりまして、クレジットカードによる決済・購入をはじめとしまして、コンビニ窓口での支払い、またはコンビニに設置されたATMでの支払い、あるいは事業者が個別に設置した専用機器を通じた支払い、さらに銀行口座での決済なども含めまして、事業者ごとに異なる二つから三つの購入・支払い方法が提案されております。

現在進めておりますプロポーザル審査においても、提案事業者に対しては、デジタル商品券代金の支払いは複数の方法を設定し、特定のサービスに加入していなければ支払いができないことがないようにするということを求めています。購入・支払い方法につきましては、事業者選定と連動して、総合的な比較審査を経て決定することとなります。いずれにしても、購入者・利用者にとって利便性の高い、複数の購入・支払い方法が確保されるよう、制度設計を進めていきたいと考えてございます。

それから、システムの導入支援というところでございます。デジタル商品券のプロポーザル審査におきまして、提案事業者に対しては、商店街や品川区商店街連合会等と連携し、導入システムの利用方法を説明すること、それから、特にデジタル機器の操作に苦手意識を持つ店舗に対し、デジタル化のメリットや、新たな機器の導入が不要であること、あるいは必要に応じて利用店舗等でのオペレーションのデモ体験等を実施することなどを求めている、円滑かつ確実なデジタル商品券の導入に向けまして、地域店舗への丁寧な説明・サポートも進めていきたいと考えております。

○こしば委員 ありがとうございます。消費者にとっても使いやすく、そしてお店側にとっては扱いやすい、より優しい取組をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、広町二丁目を含めた大井町についてお伺いいたします。

来年の3月に、いよいよこの区役所の隣に「OIMACHI TRACKS」が誕生します。ホテルと併設される居住棟と商業ビルが並び、昼間人口が5万人を超えるとも言われております。一方で、広町二丁目から大井町線を越えた先、サンピア商店街をはじめ、大井町駅西口一帯に人が流れてこなくなるのではないかと懸念する声も届いております。大井町線から北側の広町エリアと、南側の大井町エリアの回遊性を実現することが、持続可能なまちづくりに不可欠な取組であると信じて質疑してまいります。

広町から区画道路1号を渡って、補助第26号線に出る箇所がございます。イメージ図でも、デッキから続く幅の広い階段が区画道路に接していました。この場所こそ、広町と大井町をつなぐ大きなポイントになると考えます。そのポイントに、デジタルサイネージによる大井町の宣伝や、大井町西口を描いた特大のエリアマップを設置するなどして、広町の人々を誘引する仕掛けなど、視認性の高い掲示物

の設置を、土地所有者のＪＲ東日本に働きかけていただきたいと思います。また、広町だけでなく、大井町西口の回遊性を考えますと、昨年秋に北品川で試行運行を行いましたグリーンスローモビリティがございます。時速２０キロで走行するため、駅前通りの渋滞が懸念されるかもしれませんが、通行の少ないどんたく通りや立会道路を活用することで、渋滞の懸念も払拭されると思います。大井町駅西口と広町の間で走行させることで、南北の回遊性にもつながると考えますが、併せて見解をお伺いいたします。

○品川広町事業担当部長 私からは、広町エリアの人々を誘引する仕掛けに関するご質問にお答えいたします。

現在、ＪＲ東日本とは、大井町エリア全体のにぎわいを生み出すための取組について様々な場面で意見交換をしており、にぎわいと憩いの場になる広場のほか、東急大井町線高架下を横断して、大井町地区全体の回遊へとつなげる３本の歩行者専用通路等のハード面の取組について、鉄道事業者と連携して進めております。

またこれに加えて、来場者を周辺地区に誘導するソフト面の取組についても協議を重ねておりまして、周辺地区の町会や商店街、ＮＰＯまちづくり大井、さらには慶應義塾大学ＳＦＣ研究所とも連携しまして、駅前中央通りの車道の一部を歩道化し、くつろぎの場やイベント活用をするなど、社会実験の実施に新たに取り組み、歩きたくなる空間形成や、にぎわいの創出に取り組んでおります。委員から頂いたご意見も参考にさせていただきながら、大井町駅周辺地域のにぎわいがさらに創出されるよう、区として取り組むとともに、ＪＲ東日本への働きかけを継続してまいります。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、グリーンスローモビリティの運行についてお答えさせていただきます。

委員ご案内のとおり、グリーンスローモビリティにつきましては、低速で移動するモビリティであることから、運行の実施に当たっては、渋滞の発生防止、また停車場所の選定など、様々、警察との調整や課題の解決が必要となっております。また、運行ルートにつきましても、一定程度距離が離れている場所をつなぐことや、魅力や経由地の選定など、ご利用者の増加につながるような運行ルートの選定が必要になってくると考えているところでございます。

委員ご提案の広町二丁目エリアから大井町西口へのグリーンスローモビリティの導入につきましては、一定、課題もあることから、大井町の周辺の人流の流れの変化といったものも注視しつつ、今後研究していきたいと考えているものでございます。

○こしば委員 ありがとうございます。先ほど部長からもご答弁がありまして、様々な方々、また団体から多くの声を聞き、回遊性に取り組んでいただきたいと思います。また、グリーンスローモビリティについてぜひ研究していただければと思います。

併せて、回遊性の向上には自転車も含まれると考えます。大井町駅周辺のレンタルサイクルのポートは、通勤時間帯を過ぎると、スポットに収まり切らないほどのレンタルサイクルが駐輪されており、地域からも歩道が狭くなり歩きづらくなるという声も聞いております。大井町駅周辺の現状のレンタルシェアサイクルの利用について、状況を教えてください。広町にレンタルサイクルポートを設置することで、大井町線利用者は駅に一番近いところにレンタルサイクルを駐輪できますし、日中は買物などにもレンタルサイクルを利用できる機会が生まれると思います。レンタルサイクルポートの設置を広町二丁目エリアに設置されることを前向きに検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○溝口防災まちづくり部長 大井町駅周辺におけるレンタルシェアサイクルの利用状況についてです

が、大井町駅西口に設置されておりますシェアサイクルのポートにつきましては、貸出しと返却の回数ともに、月平均で7,250回程度ご利用いただいております。区内では2番目に利用回数の多いポートとなっており、非常に多くの方にご利用いただいているところでございます。

広町二丁目エリアにおけるシェアサイクルポートの設置につきましては、地域の回遊性の向上の観点からも、ポートの設置に向けて関係者と具体的な調整を現在進めているところでございます。

○こしば委員 ありがとうございます。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。回遊性だけでなく、JR大井町駅周辺の歩行者の安全にもつながるので、実施を求めてまいりたいと思います。

最後に、広町二丁目は大井第二地域の管轄で、大井一丁目権現町会のエリアになると伺っております。そうなりますと、町会のエリアが今の2倍ほどの広さに広がってまいります。新住人との連携については、町会があくまでも原則であり主体となりますが、持続可能なまちづくりのためにも品川区の支えを併せてお願いいたしますが、最後にお考えを教えてください。

○川島地域振興部長 新たな住民の方と町会との連携ということについてお答えいたします。

まず、新たに建設されるマンションの住民と町会との関係構築に向けた支援につきましては、地元町会からも、加入に向けてマンションとの関係構築を進めていきたいという意向をお聞きしているところでございます。

今年度、区内の成功事例をまとめましたマンションとの関係づくりガイドブックというものを作成しまして、町会向けに説明会を実施したところです。このガイドブックなどを活用しまして、来年度はより実効的な支援を進めてまいる予定でございます。広町地区の開発に伴うマンションの住民の方への対応につきましても、町会からのご意見やご要望に丁寧に対応してまいります。

○こしば委員 ご答弁ありがとうございます。様々な取組を通じまして、新住民と町会との橋渡しに向けて、今後も実りある支援を強くお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○石田（秀）委員長 以上で、こしば新委員の質疑を終わります。

次に、ゆきた政春副委員長。

○ゆきた副委員長 区議会公明党を代表して、新妻委員と共に総括質疑を行います。

初めに、火災被災者への支援体制の強化について質問します。

1点目は、火災発生時の初動体制について伺います。本年1月、区内で大規模な火災が2件、それぞれ土日深夜に発生しました。発生後すぐに、私は地元近くの火災現場に駆けつけました。焼け出され、冬の寒さに震える被災者の相談を受け、町会のご協力を得て、町会会館で待機していただきました。約2時間半後、品川区防災課の職員が現場に到着し、支援が開始されました。また、もう一方の火災では、発生の一報から2時間を超えて、職員が現場に到着されたと伺っています。

私も東京消防庁の元消防官として承知しておりますが、火災現場では消防・警察による被災者への情報聴取は実施しますが、その後の具体的な生活支援までは行っておりません。被災者の不安解消のため、品川区は初動として、まずは住居の確保を行い、災害見舞金や毛布等の資機材の支給、そして罹災証明など、今後の生活で必要となる支援について、一刻も早く駆けつけて、被災者に寄り添いながら説明し、不安を取り除く必要があるべきと強く感じています。

例えば足立区では、毎日、防災課で2名の当番体制を取り、消防署から共有された消防無線からダイレクトに災害情報を得て、30平米以上の火災や被災者が発生した場合、独自の判断ですぐに現場に駆けつけ、消防の指揮本部と連携し、能動的に支援を実施しています。昨年、大みそかでの火災発生時には、出火から1時間以内に現場に駆けつけたとのことでした。同じく練馬区では、防災課で会計年度職

員を5名配置して、夜間の当番体制を取っています。

そこで、品川区として、消防活動に伴う支援体制の必要性・迅速性について、どのように認識を持っているか伺います。また次に、火災発生時、防災課で初動対応の根拠となる法令や要綱・内規があるのか、お聞きします。また、現場へ駆けつける目安時間があればお示しください。そして現在、具体的に火災発生からどのような体制で火災現場に出動されているのか、手順を伺います。平日の日中は防災課の職員が消防無線を傍受し、情報収集を行っているとは承知していますが、活用状況を教えてください。一定規模の火災において、今後スムーズな支援体制の構築のために、平日・休日、日中・夜間対応について、当番体制による消防無線の傍受体制や、区役所内外にも明確に分かるような出動フローの作成、支援体制の拡充を要望しますが、いかがでしょうか。

○滝澤災害対策担当部長 まずは、区としての消防活動に伴う支援体制についてご説明いたします。

区では、当面の生活に必要なお見舞金や毛布やマット、当座の生活必需品などから成る見舞金セットをお渡ししております。また令和6年度からは、必要に応じて宿泊施設となるトイレ宿泊支援についても開始したところであり、火災鎮火後の当面の生活基盤を支援できるよう、被災者に寄り添った対応に努めております。

なお、火災現場にて被災された方への救助や、その場での介助については、一義的に消防機関が実施するものであり、消防活動が落ち着くまでは、消防の車両などで一時的に待機していただくなどの対応を取っていると消防機関から伺っております。また、火災現場は非常に危険な状況でもあることから、消防の現地指揮所で情報を共有し、職員の安全が十分に確保できたことを確認した上で、被災者への支援を開始しております。

次に、初動体制の根拠となる内規についてですが、火災対応では内規を定めておりますが、火災現場への到着時間については、火災の発生状況や発生場所、消防から区への火災通報の時間により異なりますので、到達時間は特に定めておりません。出動体制については、防災課で3班体制を編成し、平日夜間・休日にも対応できる体制を保持しております。消防からの火災通報後は、待機している範囲に連絡、区役所に集合して、必要な見舞金の額も含めた調整、見舞品セットの必要数を車に積載して、必ず2名以上で現場に直行している状況です。これまで見舞金セットの充実や、ホテルでの宿泊支援など、火災における被災者対応を充実しているところであり、23区でも手厚い支援が実施できているものと認識しております。

なお、先般の1月の事案につきましては、消防が覚知してから区役所に連絡があるまで1時間を要しました。その後、顔・名前のない防災服を来た職員が現地に赴き、帰庁したのは2時とお伺いしております。平日であれば、次の日は火災対応以外の仕事がありますので、愚直に勤務に就いている職員に、私は敬意と感謝を表しますとともに、誇りに思っている次第であります。

しかしながら、ただいま課題についてご提示いただいたところですので、複数の火災が発生した場合などを含め、現時点での対応における問題点を分析して、消防との連携強化や、さらなる支援体制の充実に向けて必要な拡充施策があるか、また、火災に遭われた方の不安を少しでも軽減できるよう、再点検を行いながら、引き続き、火災に遭われた方に十分な支援が行き届くよう努めてまいります。

○ゆきた副委員長 ありがとうございます。

消防では、人命救助、消防の延焼防止については行っていますが、被災者については、それ以上のことは役割はありませんし、それ以上のことはしていません。なので、被災者の生活の今後の見立て、人生の見通しについては、抜本的に、まさにそこに手を差し伸べていく行政の支援を、抜本的な改善をお

願いたいと思います。

2点目は、火災被災者の宿泊場所の確保について伺います。品川区は、火災被災者への一時期・短期的な避難の支援として、ホテル・旅館等、宿泊施設の協力を得て、2日分の宿泊費の一部を支援しています。また、中長期的な宿泊避難についても、従前居住者用住宅ソレイユ戸越で、常設の火災被災者用住宅として1室確保、事前準備が始まりました。ただし、今回発生した2か所の大規模火災では、長期避難が必要な被災者が複数いらしたことで、従前居住者用住宅の1室では足りない事態が発生しました。会派としても全力で、次のお住まいを探すお手伝いをしましたが、身寄りのない被災者の中には行き場を失う方もいらっしゃる、中長期的な宿泊対策の拡大が急務と考えます。

墨田区では、昨年の大みそかに8棟が燃える大規模火災が発生した際、区営住居に火災被災者用として確保している4室のうち2室を貸し出しました。また、それ以上の被災者が出た場合の対策として、木造密集地域の担当課と調整して、さらなる居室を提供できる体制も構築しています。そこで、品川区では、担当の従前居住者用住宅に57戸を準備していますが、現在の使用率は60.7%であり、空き室が23戸あります。今回のように、火災用に準備していた居室が足りなくなった場合、従前居住者用住宅の空き室を調整して、緊急な利用ができるように要望しますが、区の見解をお聞きます。また、今回同時期に複数の火災発生により、複数の長期避難者が発生しましたが、ソレイユ戸越以外の2つの従前居住者用住宅にも、火災被災者が滞在可能な居室を常設で準備・確保することを求めますが、区の見解をお聞きます。

○鈴木都市環境部長 火災発生時の従前居住者用住宅の受入れについてお答えいたします。

従前居住者用住宅は、木造住宅密集事業において、道路や公園等の整備にご協力いただく権利者の受入れ住宅であり、これまで令和5年度22件、令和6年度18件の受入れを行うなど、事業協力者に対し、即応できる戸数の確保が必要となっており、一方で、火災被害が甚大で、複数の方に緊急的な居場所の確保が必要となった場合には、迅速な対応が必要となることから、区としては、火災の規模や被害状況等とともに、従前居住者用住宅の空き室の状況等も勘案しながら、今後、一時的・緊急的な受入れについて、その都度、判断を行うなど、被災された方に寄り添った対応を行ってまいります。

また、一時的・緊急的な場所の確保から、もう少し日数が必要な方に対しましては、区では令和6年1月に発生した能登半島地震の被災者に対しても柔軟に対応し、現在、従前居住者用住宅で20戸の受入れを行っている状況でございます。

区としては、一定期間での滞在が必要となった方に対しても、従前居住者用住宅の空き室等の状況に応じて、受入れについてその都度、個別に検討を行うなど、火災に遭われた方に対し、しっかりと寄り添った対応を行ってまいります。

○ゆきた副委員長 ありがとうございます。

今回のような事後の対策なのか、それとも事前に対策を打っていくのかの違いだと思います。被災者が、不幸中の幸いでしたけれども、品川区にいて本当によかったと思えるような施策改善をお願いしたいと思います。

次に、道路の空洞調査の拡充について質問します。本年1月に発生した、埼玉県八潮市のトラックを巻き込む陥没道路事故は、全国に衝撃を与えました。いまだに救出されていない運転士の一日も早い救出が望まれます。今回の事故は、老朽化した下水道の破損が原因とされています。近年、道路の陥没事故が全国で相次いでおり、国の調査では、2022年度の1年間で2,625件発生、その原因のほとんどが、腐食など下水道管の老朽化によるものでした。

公明党は、平成24年第3回定例会で、前年に発生した東日本大震災で、仙台市立病院前の道路が広範囲に陥没し、救急車の通行ができなくなった事例から、道路下の空洞調査の実施を提案し、品川区では3年間の空洞調査が実施されました。その後、平成28年からはプロポーザル方式で調査会社を選定し、5年間かけて品川区の主な区道の空洞調査が実施され、令和7年度で2期・10年が終了する予定です。

そこで、現在までの空洞調査により確認できた空洞の規模と箇所数についてお聞きます。さらに、調査で判明した空洞化の原因は何か、空洞の発見後はどのような対応をされたのかお聞きます。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、空洞調査についてお答えさせていただきます。

まず、令和3年度から令和6年度までに確認できた、対応が必要な空洞は、8か所確認できており、全て既に修繕が終わっているところでございます。また、空洞の規模といたしましては、大きいもので直径1メートル程度の空洞も確認されたところでございます。

また、これまでの道路の陥没等の状況ですが、平成6年度は3件の道路陥没が発生し、全て下水道の破損が原因ということになっております。道路陥没が発生した場合には、職員および協力事業者が現地に赴き、安全の確保とともに原因究明のための掘削を行います。その結果、下水道管の破損が疑われる場合は東京都下水道局にも連絡し、原因が下水道管に起因するものであると確認できれば、以降の対応等を下水道局に引き継ぐものでございます。

現場としては、これ以上陥没しないように対策を講じた後に、まずは仮の復旧を行い、交通を開放し、後日、本格的な復旧を原因者、下水道局であれば下水道局が、区の指導を踏まえて実施することになります。復旧に至るまでの一連の作業とその報告まで、全て報告を受けながら、区でもしっかり確認しながら行ってきておりますし、今後も行っていきたいと考えているところでございます。

○ゆきた副委員長 品川区でも一定の対策が取られていることを確認しました。

23区のうち、品川区を含む22区は計画的な空洞調査を行い、1区当たり単年度平均で年間100キロを調査しています。また、調査対象として、啓開道路、避難所周辺道路、バス路線、通学路に該当する全ての道路を対象としている区が多い状況です。一方で品川区では、年間約20キロ、5年で100キロの啓開道路と病院、避難所周辺道路の一部を対象として空洞調査を実施しています。

荒川区では、八潮市の事故を受け、下水道幹線12キロの緊急調査を実施しました。その結果、危険度が高い1か所を含め、計42か所で空洞が見つかり、危険度の高い空洞は即日対策工事を行い、道路の安全を確保したとのこと。さらに荒川区では、5年に一度、レーダー搭載車両で主要な区道80キロを調査していましたが、対象外だった区道についても今後調査を拡大する予定です。

また、神奈川県藤沢市では、品川区が空洞調査を委託している調査会社と東京大学が連携して開発した陥没ポテンシャルを2019年から点検に活用し、陥没の発生数が大幅に減少しています。それは、下水道管の型式の古さと陥没につながる危険要因が多く当てはまる場所をマップに落とし、危険性の高い地域が一目で分かるようにしたもので、予防調査の優先度が判断できます。

そこで、八潮市の事故を受け、国や東京都が実施している下水道調査の基準である内径2メートル以上の下水道が埋設されている品川区の路線全体の長さ、総延長を教えてください。その上で、区民の陥没事故に関する不安を払拭するためにも、緊急の空洞調査を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

整備から50年以上が経過して老朽化している下水道は、23区では23%と示されています。品川区の道路で老朽化した下水道が埋設されている総延長と割合をお示してください。そして、現在空洞調査

を実施している路線に加え、今後は調査対象範囲を拡大すべきと考えますが、見解をお聞きます。品川区においても、点検で蓄積したデータを活かし、陥没ポテンシャルマップの導入により、継続的に危険度の優先順位を可視化できる体制づくりが必要と考えますが、見解を伺います。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、今回の八潮市の事故を受けて、区の対応等についてご答弁させていただきます。

まず、区内の区道に埋設されています内径２メートル以上の下水道管につきましては、おおむね１９キロ程度と聞いているところでございます。また、八潮市の事故を受けまして、東京都下水道局では緊急対応として、内径２メートル以上で腐食するおそれの大きい下水道管の点検が行われ、異常が確認された箇所はなかったと聞いているところでございます。区といたしましても、下水道施設のみならず、公共のインフラ全般について、安全確保のため点検を行うよう、それぞれ指示を行ってきたところでございます。

区が管理する道路においては、毎年、全区道の３２８キロを対象に、ＡＩを活用した路面点検を実施するとともに、毎年２０キロの災害時の緊急輸送道路等の区道約１００キロを対象に、空洞調査を実施してきているところでございます。今回、これまでの空洞調査およびＡＩを活用した路面点検の結果を再確認し、異常がないことを確認してきたところでございます。

また下水道局では、下水道管が埋設されている区道も含めた道路の空洞調査も実施しているが、区としては、都の空洞調査の結果を確認し、補修の必要があれば積極的に協力するとともに、必要な対応について検討していきたいと考えております。

また、整備から５０年以上経過している下水道管につきましては、区道・都道など全て合わせまして、区内に約２４０キロあり、区内全体の下水道管の約５割が５０年以上経過している管路となっているものでございます。

また、令和７年３月１８日には、国土交通省から下水道管路の全国特別重点調査の実施が要請されたところでございます。本調査につきましては、内径２メートル以上、かつ平成６年以前に設置された下水道管を対象に、１年以内に調査を実施することになっており、さらにその調査対象の中でも、埼玉県八潮市の道路陥没事故と類似の構造・地質条件の箇所や、路面の腐食しやすい箇所、また陥没履歴がある、交通への影響が大きい箇所などについては、夏頃までに優先的に実施することとなっているところでございます。

区といたしましては、これまでの下水道局の調査の進展や結果、その対応などを確認しながら、調査およびこれに基づく補修工事に最大限協力していきたいと考えているところであります。また、必要に応じて道路管理者としての対策を強化していきたいと考えているところでございます。

区としても来年度以降につきましては、内径２メートル以上の下水道管路のルートを空洞調査の対象に追加することを予定しておりまして、引き続き下水道局と連携を図りながら、今回の事故の対応についても区として道路管理者として進めていきたいと考えているところでございます。

○ゆきた副委員長 ありがとうございます。ぜひ区民の不安払拭のために、さらに進めていただければと思います。

最後に、旧荏原第四中学校の跡地活用について質問します。平成２５年から暫定活用されてきた旧荏原第四中学校の跡地について、今年度、整備基本計画案が策定されました。款別審査で確認したとおり、２３区初となる図書館中心の複合機能施設として、今後区民の新たなにぎわいの場として品川区の都市ブランディングをさらに向上させる目玉になる可能性を秘めています。大きな期待の一方で、過去

に例のない11項目もの機能を導入する上、従来とは異なるコンセプトと仕組みで整備・運営されることから、確認と提案をまいります。

1点目は、事業手法について伺います。まず、整備基本計画に盛り込まれた本施設のコンセプト、整備の方向性、代表的な導入機能について、それぞれご説明ください。次に、品川区が初めて採用する事業手法PFI、BTO方式について、特別目的会社SPCおよび性能発注の手法も併せてご説明ください。また、なぜ本手法を採用したのか、バリュー・フォー・マネー試算による定量的評価・定性的評価を踏まえて、その理由をお示しください。そして、民間活力を活用する手法であるがゆえに、懸念される事業者主導にさせず、利用者である区民のウェルビーイング第一の施設とするため、発注者である品川区の意向をどのように的確に反映させ、受注者であるSPCをコントロールしていくのか、お知らせください。

○久保田企画経営部長 初めに、旧荏原第四中学校の跡地活用の施設整備、コンセプトについてでございます。

令和5年度に設置いたしました跡地活用方針策定委員会におきまして、行政需要や地域のニーズ、また地域住民とのワークショップ等から、コンセプトを、「多様な人々が集い・学び・助け合い・心と体の健康を育む交流拠点」と整理したところであります。

次に、施設の整備の方向性についてです。「みんなの学び場」となる図書スペースを中心とした交流拠点、また平常時と災害時のフレキシブルな活用ができるよう、検討を進めるものであります。

次に、主な導入機能についてですが、具体的な検討を行ってまいりまして、区内施設では、図書館、体育館、マイスクール、プレイルームやカフェなど、また屋外施設では、グラウンド、冒険ひろばなどを整備する計画としております。

次に、本施設の整備運営手法についてです。BTO方式は、PFIに基づきまして、民間事業者が設計、建設、そして維持管理や運営まで一体的に行う方式であります。また、SPCとは特定事業を行うために設立される事業会社のことで、民間事業者がそれぞれの専門分野の事業者等でチームを構成いたします。そして、性能発注とは、区が必要な施設の性能要件や業務水準のみを提示し、民間事業者が要求水準を満たす施設整備を行い、そのノウハウを活用し、施設やサービスの品質の向上、コストダウンが期待できるものであります。整備運営手法の採用に当たりましては、SPCの設立により、超複合施設の整備運営を総合的にマネジメントできることが肝要であると考えたものであり、定量的な評価として、BFMに優位性があるDBO方式ではなく、事務負担の軽減や財政負担の平準化が図れるといった定性的な評価も踏まえ、BTO方式を採用したところであります。

次に、SPCとの連携についてです。今後においては、PFI事業者任せの業務や要求する性能の水準、リスク分担等の明確化が必要であるため、PFI事業者とのサウンディング調査を密に行ってまいります。また、区が事業期間にわたり、選定事業者が提供する公共サービスの水準を定め、モニタリングに力を入れていくことで、区の意向を反映しながら、民間の創意工夫を活かす施設の整備・運営に取り組んでまいります。

○ゆきた副委員長 ありがとうございます。まさにこれからとなりますが、区民の意図がしっかりと伝わるように進めていただければと思います。

2点目は、デザイン・ゾーニングと図書館機能の強化について伺います。款別審査で確認したところ、図書館の入る構造物について、旧荏原第四中学校と同規模の4階程度の高さが想定されるが、性能発注という事業手法の特性上、計画案では詳細を示していないとのことでした。図書館中心の複合機能施設

の先進事例として策定委員会で参考とされた武蔵野市立「ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス」を視察・調査した結果、成否を分ける大きな2つの要素は、利用者のウェルビーイングを実現するための計算し尽くされたデザイン・ゾーニングと図書館機能であると考えます。そこで、構造物のデザイン・ゾーニングについてのコンセプトをお示しください。いつまでも滞在したくなるような外観・内観のデザイン・ゾーニング、空間の視点、そしてエージングや回遊性など、長時間滞在を踏まえた設計となるよう要望します。また、その点を強調した事業者選定を望みますが、いかがでしょうか。

今回の機能の中で期待される最も重要なものは図書館機能であると考えます。しかし、計画案で示された蔵書数は7万冊以上と、周辺施設のゆたか図書館蔵書数とほぼ同数であり、複合施設機能の中心を担う図書館としてはかなり少ないというのが実感です。また、会派視察した先進事例と同様に、ＩＣタグ利用の貸出し・返却システムなど、最新ハード設備は盛り込まれていますが、図書館機能に独自の斬新な視点は読み取れませんでした。前述した武蔵野プレイスの図書館部分は、コンセプト別に建物全体にゾーニングされています。その蔵書数は約18万冊と市内3館中2番目で、雑誌所有・貯蔵タイトル数は中央図書館を上回る617種類と、独特のコンセプトが明確です。中心施設である図書館機能が薄くなれば、複合施設全体の魅力が大きく損なわれると考えます。

そこで、23区初となる図書館中心とした複合施設の中心機能として、ふさわしい図書館の在り方をお考えか、お示しください。また、一番重要な図書館機能については、単なる本が読める居心地のよいカフェ風にとらわれるのではなく、来館者数の目標も設定した上で、逆算して蔵書の数量や種類も含めて、品川区の都市ブランディングを高める特色をさらに検討していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○久保田企画経営部長 まず初めに、デザインやゾーニング等についてお答えいたします。

デザインやゾーニングにつきましては、現行の校舎が15メートル程度であること、周辺が住宅地であることなどを鑑みまして、高さは既存校舎と同程度とするなど、周辺環境や景観に配慮することで調和を図っていきたいと考えています。

次に、設計や事業者選定についてですが、区からは最低限必要な条件等を提示しまして、民間事業者からの創意工夫を活かした提案により選定いたしますが、本施設のコンセプトである交流拠点とするため、区民に愛される親しみを持っていただけるデザインであるかという点などを重視いたしまして、審査してまいります。

次に、図書館機能についてお答えいたします。現時点までの検討を踏まえた上での、図書館機能の現時点での区の考え方ということでご理解いただければと思います。まず初めに、図書館の在り方についてですが、多世代・多様な人々が交流する「みんなの学び場」として整備するため、多様な用途として利用できる座席やスペースを配置することにより、誰もが学び、交流のできる、ゆとりのある空間を目指してまいります。また蔵書数等についても、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、来館者数の目標設定等についてでございますけれども、民間業者の提案も聞きながら検討していくこととしておりますが、現時点では、同施設内に整備されますカフェや屋内キッズプレイルームなどとの連続性を重視するとともに、品川区の都市ブランディングを高めるという視点も取り入れまして、施設の魅力を高める創意工夫を図っていきたいと考えているところでございます。

○ゆきた副委員長 品川区の中心に位置する多世代交流施設がさらに魅力のあるものとなるように進めていただければと思います。

3点目は、学習・自習スペース、そして防災機能の確保について伺います。

今回視察した全ての施設で、図書館とは仕切られたスペースで、Wi-Fiや充電設備を整備した学習・自習スペースを充実した形で確保していました。それでも席が足りず、増設するほどの人気スペースとなっており、図書館内の共用読書スペースで勉強のための席取りをしていた昭和時代とは大きく変わっていることを実感しました。そこで、区として学習・自習スペースのニーズをどのように捉えているのか伺います。また、サードプレイス、学びの拠点という複合施設において、区民ニーズを踏まえた上で、図書館機能との連続性を維持しながら、独立して、無料・有料を含む仕切られた自習・学習スペースを確保する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○久保田企画経営部長 学習スペース等についてお答えいたします。

初めにニーズについてですが、令和5年度、そして令和6年度に行いましたワークショップにおきましても、多世代から学習スペースの設置についての意見が複数出たところであり、他自治体の事例からも、利用のニーズは一定あるものと捉えているところでございます。

次に、自習・学習スペースの整備に当たりましては、庁内での議論を深めるとともに、民間事業者とのサウンディングにおきましても、ただいまご説明しました区民ニーズをしっかりと事業者に伝え、反映させるよう、そして学びの拠点づくりにふさわしい整備運営手法を民間事業者と一緒に検討していきたいと考えているところでございます。

○ゆきた副委員長 さらに前向きに検討していただければと思います。

基本計画では、跡地の活用策として、地域住民の皆様からご要望が一番多かった、防災拠点としての機能が明確に示されています。現在、避難所として指定されているのは、豊町三丁目町会、また豊町四丁目町会の一部であり、地域防災計画で、引き続き新たな複合施設も区民避難所に指定される予定です。

先日、区役所の担当部署による、地元町会の代表者への計画案の説明会に参加しました。住民と担当部署による解体建設工事中の避難先の確保等についての質疑がありました。そこで、解体建設中に災害が発生した場合の地元町会の避難先として、帰宅困難者対策の一時滞在施設であり、補完避難所として指定されている近隣の都立大崎高校を活用できるように、東京都と協議していただきたいと考えますが、ご見解を伺います。また、方針・計画策定の中で、災害対策として地域要望にはどのようなものがあるのか、また計画においてどのように反映されたのか、本施設の防災拠点としての機能をご説明ください。

現在、防災区民組織による避難所連絡会議や防災訓練はどのように実施されているのか、また発災した際、避難所を運営するのは2町会の防災区民組織なのか、教えてください。今後、指定管理者であるSPCが施設管理者となると考えられますが、夜間など営業時間以外での発災や広域災害の場合、指定管理者の責任と役割をどのように考えているのか伺います。

○久保田企画経営部長 防災機能の確保についてお答えいたします。

初めに、解体整備中の地元町会の避難につきましては、現在、補完避難所であります都立大崎高等学校の活用に向けて、引き続き関係機関と協議してまいります。

次に、計画策定に当たりましては、地域からは、現在の施設と同等の避難所の収容人数の確保や防災機能の強化という要望を頂いております。そうした要望を反映し、整備基本計画案においては、体育館の防災機能に加え、マイスクールやホールなども整備され、避難所としての有効面積が拡大されることから、一層の安全・安心につながる避難所機能を有するものと考えております。また、区民避難所用倉庫も現行より広いものを設置し、さらに災害対策備蓄倉庫も新たに整備する予定であります。

次に、避難所連絡会議や防災訓練の体制ですが、現在においては、2町会の防災区民組織が主体となり、避難所連絡会議や防災訓練、発災時の避難所運営を行っていただいております。施設整備後におき

ましても避難所運営等の主体は変わりませんが、本施設は指定管理施設として、事業者が施設管理の役割を担うため、地域の防災訓練への参加や、発災時における緊急対応を行うなど、ソフト面においても防災機能の向上が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○ゆきた副委員長 ありがとうございます。さらに前向きに進めていただければと思います。

○森澤区長 私から、冒頭の火災の支援体制について、加えてお答えさせていただきます。

現場のご経験、そして現状を踏まえた様々な大事なご指摘・ご提案を頂いたと認識しております。しっかりと体制を再点検・再構築いたしまして、火災に遭った方にしっかりと寄り添える体制を構築してまいります。

○石田（秀）委員長 以上で、ゆきた政春副委員長の質疑を終わります。

次に、新妻さえ子委員。

○新妻委員 ゆきた副委員長に続いて、総括質疑を行います。お聞き苦しい声で申し訳ありません。最後まで精いっぱい行ってまいります。

2025年度予算案では、ウェルビーイング予算2.0として、中学校標準服・制服や中学校修学旅行費を所得制限なく無償化、所得制限のない給付型大学奨学金制度の創設、所得や子どもの人数を問わない、第1子、0歳から2歳保育料無償化、「小1の壁」解消支援、朝の児童の居場所確保など、公明党が提案・要望してきたことが反映され、品川区でのベーシックサービスが展開されていることを評価いたします。

初めに、ベーシックサービスの視点での給食費の無償化拡充についてです。2023年度から始まった品川区の給食費無償化は、都や国をリードし、まずは小学校の給食無償化を念頭に、安定した恒久財源の確保策と併せ、2026年度以降、できる限り早く制度化を目指したいと、いよいよ国が予算化を目指すことが示されました。今後、国が給食費の財源を確保するとなれば、これまでの区の財源は、新たな財源として活用できるのではないのでしょうか。

そこで、現在の区立小学校・義務教育学校（前期課程）の給食費の予算規模を伺います。無償化が実施されていない区立・私立幼稚園、私立・国立小・中学校、フリースクール等へ通う区内の児童・生徒数をお知らせください。

○米田教育次長 ご質問のうち、教育委員会の部分に関してお答えさせていただきます。

区立小学校・義務教育学校（前期課程）の給食費無償化の令和7年度の予算規模についてですが、約12億6,000万円を予定しております。また令和6年度は、私立・国立小・中学校に通う児童・生徒は約4,500人、フリースクール等へ通う児童・生徒は約70人と把握してございます。

○佐藤子ども未来部長 私からは、区内幼稚園の児童・生徒数についてお答えいたします。

給食の提供の有無・形態等々、様々ありますが、現在、区立幼稚園には約430人、私立幼稚園には約1,800人の園児が在園しております。

○新妻委員 現在、新宿区、中野区、杉並区、武蔵野市等では、区立学校以外の児童・生徒へ給食費の無償化が進んでおり、新宿区では私立や国立、都立学校などに在籍する5,300人に、年間で給食費相当分として、小学生約5万円、中学生約6万円を保護者に支給しています。また北区では2023年度から、区立・私立幼稚園、認定こども園の給食費無償化を始めています。今後、国の動きを注視しながら、ベーシックサービスの観点、そして子育てしやすい品川区のブランドイメージをさらに広げていくために、区内在住の区立・私立幼稚園、私立・国立小・中学校、フリースクール等へ通う児童・生徒への給食費の無償化を提案いたします。見解を伺います。

質問を続けます。次に、区立学校給食における有機農産物等の活用についてです。新年度に予定されている給食食材に有機農産物等を導入することについては、これまでの予算特別委員会款別質疑でも様々な議論が展開されました。改めて、有機農産物等を使った給食の提供について、導入に至った経緯や背景、目的など、区のお考えを、区民の皆様に分かるよう丁寧にご説明ください。また、導入に当たっては、今後の給食業務に支障が出ないよう、これまで学校給食の食材を支えてくださっている地元地域の納入業者、八百屋、また栄養士・調理師をはじめ、給食に関わる現場の方々のご意見をしっかりと聞いていただきたいと要望します。さらに、有機農産物等は一般的に生産量が少ないと言われていることから、献立に影響が及ぶことがないよう要望いたします。併せて見解を伺います。

財源については、款別質疑で、篤志家より寄附のご意向があると明らかとなりましたが、有機農産物等を活用した給食の財源は、当初予算で一般財源として計上されています。寄附をお受けしても、このまま当初予算を維持し、安定した給食の提供と質の向上につながるよう要望します。見解を伺います。

○米田教育次長 区立・私立幼稚園の給食費の無償化についてでございます。

幼児教育の重要性は十分に認識しており、その充実は重要な課題の一つであると考えております。現在、区では限られた財源の中で、まずは義務教育の充実に注力しております。幼稚園の給食費無償化については、社会経済情勢の変化や国・都の動向を注視しつつ、積極的に情報収集を行い、区の実情に合った支援の在り方を総合的に検討してまいります。

次に、私立・国立小・中学校、フリースクール等へ通う児童・生徒の給食費の無償化についてです。現在は、区が設置者である区立学校および私立・国立特別支援学校の給食費の無償化を実施しているところです。ご提案の私立・国立小・中学校等につきましては、国や他団体の動向、財政面を考慮し、今後研究してまいります。

次に、学校給食への有機・特別栽培農産物導入に至った背景や、導入に係る考え方についてですが、まず、改めて日本の農業の現状を見てみますと、令和3年5月、政府が公表した「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに目指す日本の農業の姿として、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するという目標を、国の戦略として決定しております。これに併せて政府においては、環境負荷を低減するような農業を行っている事業者に関して交付金を上乗せする制度が既に導入されています。

一方で、需要を生み出す取組も重要という考えの下、農林水産省では、学校給食での有機農産物の利用を推進し、既に千葉県いすみ市など、100を超える多くの自治体で導入が図られております。今回の予算案での施策は、こうした国の大きな方針の中で、可能な範囲で環境保全型農業を推進する観点から、全国の大きな潮流に区として参画したというところでございます。国産の食材を利用する、そして環境負荷の少ない有機・特別栽培農産物を利用することは、持続可能な産地や地球環境に資すると考えております。SDGs未来都市に選定された区として、農地が全くない品川区であるからこそ、政府の方針と軌を一にする形で、子どもたちへ地球環境に優しい食材を利用してまいいる考えでございます。

また、予算案プレスの発表後、学校に野菜の納品を行う複数の地元の既存事業者や市場関係者より、円滑かつ持続的に本取組を進めるよう、既に様々なご提案を頂いております。今後、速やかに地元の既存の事業者と丁寧な説明や意見交換を行い、現場の実態や市場の動向に耳を傾けながら、持続可能な発注・供給が図れる方策を検討してまいります。

また、これまで各学校で給食業務を担ってきた栄養士や調理師に対しましても、速やかに、それぞれの皆様に丁寧な説明や意見交換を行い、理解を得てまいります。具体的には、現場の実情を丁寧にお聞

きしつつ、当然のことではありますが、万が一にも野菜に虫が混入することが決してないような納入要件の設定など、現場での負担につながらない手法や、各校の実態も踏まえつつ、円滑かつ持続可能な方策を検討してまいります。

なお、改めて本事業では、原則、化学肥料や農薬を使用しない狭義の有機農産物だけではなく、節減対象農薬の使用回数や化学肥料の窒素成分量が50%以下のいわゆる特別栽培農産物も含まれるため、供給量や供給件数には問題ないと市場関係者から聞いております。現場・市場の動向に耳を傾けながら、献立に影響を与えることのない持続可能な発注・供給が図れる方策を検討してまいります。

最後に予算についてですが、区に寄附を頂きました際は、寄附者の意向を尊重し、学校給食食材費のうち有機農産物等の活用推進分として充当させていただきます。また、令和7年度当初予算では、有機農産物等の活用推進分について一般財源を充当しておりますが、当該分の一般財源は、年度途中での食材費高騰など不測の事態にも対応できるよう、今後の歳出状況をにらみつつ、企画経営部と協議しながら検討してまいります。

○新妻委員 改めて、安定した給食の提供を要望いたしまして、次の質問といたします。

次に、高齢者まると支援について伺います。団塊の世代と呼ばれる1947年から1949年に生まれた方が75歳以上の後期高齢者になる2025年を迎え、認知症高齢者が増えることで、孤立死やごみ屋敷の増加、認知症の人を認知症の家族が支える認知介護の増加、特殊詐欺被害の増加が懸念されています。これまで区議会公明党は、高齢者ができるだけ希望に沿った生活が送れるよう、総合的・包括的な居住支援など、高齢者まると支援体制の構築を求めてきました。新年度予算案には、居住支援総合相談窓口の開設、引っ越し費用・残置物処分費用の負担軽減などが盛り込まれ、高齢者の住まいの支援が拡充します。さらに、高齢者が住居を確保しやすいよう、家主に対する居住あんしん保険も始まります。予算が決定した後は、一日でも早く事業が展開されるよう期待します。

まず、高齢者の見守りについてです。八潮団地は69棟あり、高齢化率が50%を超えている棟は、高齢者住宅を含め7棟、40%以上を合わせると37棟となり、ひとり暮らし世帯を含み、非常に高齢者が多くなっています。日頃からのお声がけやお付き合い、見守りが大事であると同時に、地域が認知症高齢者への理解を広げることも大切だと感じています。そこで、福祉計画課で行っている高齢者と地域見守り活動助成事業について、事業の内容と利用状況、活用事例をお示してください。また、八潮団地内のある自治会では、2か月に1回、集会室で高齢者を対象とした集いを開催しています。毎回30人前後の方が集まり、輪投げや茶話会など、交流されています。特に落語の開催では50人ほど集まり、非常に好評だとのお話を伺いました。高齢者をご自宅から出て人と顔を合わせる場となっており、地域での見守りの一つです。今後も継続して行っていきたいと思われていますが、現状の助成額は4年を超えると減額となり、提供する企画に影響が出ているとお声がありました。そこで、地域での見守り活動の重要性について、区の認識を伺います。また、高齢者の見守りは地域の力を借りながら行政と一体となって行うことで、住み慣れた地域において高齢者が安心してお住まいいただけたらと考えます。高齢者が増える中、地域で支えてくださる見守り活動が大変に重要です。見守り活動助成事業について拡充を求めますが、見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 まず高齢者の見守り、とりわけ地域における見守りの重要性から、町会・自治会単位の地域住民による主体的な見守り活動について助成金を交付するといった事業となっております。助成額につきましては、先ほど委員からもありましたけれども、まず年間5万円というのが助成額となっておりますが、特に活動から最初の3年間は、立ち上げにかかる経費なども想定されるという考え

方から、最初の3年間に限って、倍の10万円を助成させていただいているという事業になってございます。

それから、利用状況、助成金の実績ということですが、コロナ禍で活動を休止した町会がいつときありましたけれども、現在は徐々に再開させていただいておりまして、今年度の実績については、53の町会・自治会に助成金を交付した実績がございます。

それから活動の事例といたしましては、「見守り隊」と呼んでいる小グループを編成して定期訪問を行う活動、それからサロンの開催によって憩いの場を提供するといった活動、それから趣味のクラブ活動、それ以外には、茶話会、健康体操、ゲーム大会といったイベントを開催して、これは見守りだけではなくて、外出の機会の提供や、それから、ある意味、介護予防の工夫といったものに取り組みなしながらやっているとございます。

それから、活動の必要性についての区の認識ということでございますけれども、地域での見守り活動に関しても、大変重要な取組と区でも認識してございます。ほかの事業、例えば救急代理通報システムや、民間企業との協定による見守りといったものとも補完し合いながら、施策を進めているところでございます。

それから、町会・自治会による見守りの事業拡充というご提案でございますけれども、以前は今申し上げたとおり、最初の3年間で10万円、それから次の、トータルで10年目までが5万円で、そこから先は3万円というのがもともとの初期設定だったのですが、いろいろなご要望もありまして、10年を超えても5万円でいこうということで拡充を図ったといった経緯がございます。今後、さらに見守りの必要性も高まるということも想定されますので、取組内容や使途といったものも確認しながら、町会・自治会等のご意見を伺い、さらなる拡充も視野に入れて事業を進めていく必要があると考えております。

○新妻委員 前向きなご答弁を頂きまして、ありがとうございます。

次に、単身や高齢者世帯の方、ご家族が安心できる見守りアイテムの救急代理通報システムについてです。本年度より自己負担なく利用できることになったことで、高齢者世帯が設置できるよう、漏れなく情報提供が必要であると考えます。改めて設置状況をお聞きし、また、通報を受けて警備会社が出動した件数や救急車の出動につながった件数をお知らせください。

現在の案内パンフレットには申請書が添付されていません。支援する側、当事者が手間なく申請できるよう、パンフレットには申請書を添付することや、電子申請用のQRコードの掲載を要望いたします。先日、高齢者世帯の多い八潮団地では、定期発行される「やしおだより」に折り込みされ、通報システムのチラシが全戸配布されました。他地域でも徹底した周知を要望します。例えば、高齢者クラブの集い、町会・自治会の集い等へ、支え愛・ほっとステーションのスタッフ等が出向いてのお知らせや出張申請などを行うなど要望しますが、見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 まず1点目の、救急代理通報システム設置状況等々に関するご質問からお答えいたします。

救急代理通報システムの今年度の申請件数は、令和6年12月末現在で、在宅介護支援センターが受け付けた分が200件、それから支え愛・ほっとステーションが受け付けた分が170件なので、トータルで370件の受付をしております。一方で、死亡等による廃止が170件ありましたので、差し引き今年度は200件の増といったことになります。参考までに、今現在の合計設置件数は1,090件となっております。

それから対応状況のご質問でしたけれども、これは今年度はまだ集計していないので、令和5年度の実績になりますが、警備会社への通報が170件あったと把握してございます。そのうち救急搬送になったものが82件あったという実績でございます。

2点目、案内パンフレットの申請書添付等のご質問でございますけれども、まずパンフレットについては、来月4月から改訂を予定しておりまして、今後申請書の添付を行うという方向で進めております。それから、あとQRコードについても今ご指摘がございましたけれども、特に技術的な課題はないと考えますので、今後需要等も確認しながら積極的に検討していきたいと思います。

それからあと、周知です。まず周知については、広報や区のホームページといったものも活用しておりますし、町会回覧や民生委員を通じてのものを行います。それから、支え愛・ほっとステーションと連携した周知ということでございますけれども、こちらについては効果的な方法、効率的な方法をさらに検討しまして、さらなる周知の強化に努めてまいりたいと考えております。

○新妻委員 高齢者の方が知らないということがないような周知も、また改めて要望して、次の質問に行きます。

次に、公明党はこれまで、人生の終焉に向けての事前準備と、これから先の不安を解消し、人生のエンディングを考えることを通じて自分を見詰め、今をよりよく自分らしく生きる活動、終活について、提案・要望してきました。新年度は終活支援パッケージ事業として取組が進むことになり、歓迎します。品川区社会福祉協議会で行う任意後見制度の「あんしんの3点セット」を利用する際の一部が無償化となるのですが、事業内容を具体的にお知らせください。「あんしんの3点セット」の登録の際は、終活の考え方をお伝えしながら、ご本人の尊厳が尊重されるよう、登録を進めていただきたいと思います。周知はどのように行っていくのか、お伺いします。まず、ここで答弁を頂きたいと思います。

○寺嶋福祉部長 まず、終活支援パッケージの事業内容のご質問でございます。

現在、社会福祉協議会が実施している「あんしんの3点セット」は、ひとり暮らしの高齢者の方の見守りや日常の生活支援を行う「あんしんサービス契約」が1点目でございます。それから、ご自身で判断ができなくなったときに備える「任意後見契約」、それから遺言を適正に執行するための「公正証書遺言作成支援」、合わせてこの3つをセットにした終活支援事業となっております。終活支援パッケージは、このうちの「あんしんサービス契約」初回契約手続に必要な3万円と、それから月額の基本料金2,000円、あと重要書類預かり費用、月額500円を無償化するといった事業でございます。また、あんしんサービス利用料1回もしくは1時間の1,200円も500円に減額するということで、より利用しやすくなることを目指したもので、その差額と職員人件費の一部を社会福祉協議会へ助成するという形を取るものでございます。

それから、終活支援パッケージ事業の周知ということでございますけれども、全体的な周知としては、ほかのことと同様で、広報や社会福祉協議会のホームページといったものを通して行いますけれども、それ以外にも、SNSや各種メディアを通じて、特に終活の考え方や品川区独自の事業内容、助成制度といったものについて、広く周知を図っていきたくて考えております。

○新妻委員 周知、よろしく願いいたします。例えば民生委員も知っておくということも大事かと思えます。

次に、ひとり暮らしの高齢者など、区民の方から、「財産はないけど、自分の死後の手続や葬儀、お墓のことを誰かにお願いしたい」といったお声が多くあります。「あんしんの3点セット」の公正証書遺言作成での死後事務委任が有効です。現在、このサービスは「あんしんの3点セット」に組み込まれ

ていますが、単独では利用できません。今後、単独で死後事務委任だけを契約できる仕組みづくりが必要と考えます。また、将来的に登録者が増えた場合の人的な整備については、区民のニーズに応えられるよう、社会福祉協議会の整備を求めます。それぞれ見解を伺います。

○寺嶋福祉部長 今ご質問いただいた死後事務委任に関する部分は、今回このパッケージを考える際に、やはり最も検討が大変だったというか、なかなか課題の解決が難しかった部分だと、まず申し上げておきたいと思います。

死後事務委任に特化した単独利用につきましては、現在も社会福祉協議会が自主事業としてターミナルサポート事業といったものを行っておりまして、こちらに申し込むことで、個別の内容に応じた委任は可能とはなっているのですが、個々のご事情が様々異なることから、ご利用に当たっては一定の負担が必要となっております。これが、先ほど申し上げた無償化のいわゆる一律にできない部分というところで、一番の課題だと捉えております。事業登録者のご要望等が、他自治体にも参考となるような先行事例があるようでしたら、そちらも確認しながら、併せて人的体制も踏まえて検討する必要があります。そのため、区としては、今この案件については一番の課題だと捉えているところでございます。

なお、参考までにですけれども、社会福祉協議会の来年度、令和7年度の事業概要の中に、「品川区民の終活元年」という表現が、かなり明確に積極的に書かれているものを拝見いたしました。こういったことから、区と十分に連携を図って本事業をますます進めていこうということで、取り組みたいと思っております。

○新妻委員 ただいまご答弁いただきましたが、本当にこのお声は多くあります。「終活元年」ということで、新年度、社会福祉協議会が取り組まれるということでもありますので、そこも含めてしっかりご検討を進めていただきたいと思います。

最後に、スフィア基準に対応した避難所の整備についてです。先日、品川区防災課主催のしながわ防災学校一般コース「トイレ×防災」に参加し、NPO法人日本トイレ研究所の島村允也氏の研修を受けました。阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災より14年、熊本地震より9年を振り返り、災害が起こるたびに繰り返される避難生活でのトイレの課題を改めて学びました。今こそ、いつ起きてもおかしくない大災害を想定し、区は、災害関連死を一人も出さないとの強い決意の下、避難所の整備に臨んでいただきたいと要望いたします。

プレス発表では、スフィア基準に対応した避難所の整備とありましたので、「TKBB」の「T」はトイレ、「K」はキッチン・温かい食事、「B」はベッドとお風呂について確認させていただきます。

まず、トイレです。本年度、品川区は全区民へ携帯トイレを3日間分、配布しました。また、トイレトラックの導入など、区民意識の啓発と区の対応を進めています。東京都は先日、「東京トイレ防災マスタープラン素案」等を公表しました。現在、区が策定中の品川区のトイレ確保計画と、東京都の「東京トイレ防災マスタープラン素案」との関連、そして品川区のトイレ確保計画の内容と公表時期を伺います。また、区の計画について、スフィア基準に照らし、利用人数に対しトイレの数の確保など、どのような体制となるのか、お示しください。

○滝澤災害対策担当部長 私からは、スフィア基準に準じた、まずトイレについてお答えいたします。

現在作成中の品川区災害時トイレ確保管理計画は、「東京都トイレ防災マスタープラン素案」の内容に準じて進めております。発災後、時間経過に伴う各避難所における災害用トイレの過不足の状況や、地区内の災害用トイレの空白エリアなどを整理・可視化することによって、今後、計画的に災害用トイレの確保・整備をしてまいります。

次に、計画の公表時期についてですが、今年度中に作成し、区ホームページにより公表する予定であります。

最後に、スフィア基準に対する進捗状況についてですが、「東京トイレ防災マスタープラン素案」においては、災害発生当初は避難者50人当たり1基、発災1週間以降は避難者20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めると記載しております。区では現在、8万7,000人の想定避難者数に対して、25人当たり1基のトイレを確保しているとともに、トイレの男女比率につきましても、避難所運営マニュアル（品川区標準版）において、トイレ設置比率は男女1対3と明記しているところでございます。品川区トイレ確保計画を作成することで、発災後の時間経過における避難者数の増減に対して、各区民避難所で使用できる災害用トイレの過不足をお示しする予定であり、過不足の状況に応じて、今後の災害用トイレの確保の対策を具体的に進めてまいりたいと考えております。

○新妻委員 次に、キッチン・温かい食事の提供です。温かい食事の提供では、キッチンカーの整備を進めるとしています。発災後の区民避難所運営は、区ではなく防災区民組織が運営することと認識していますが、52避難所全てで温かい食事が提供できるための体制整備は、区が行うべきだと考えます。

昨年の第1回定例会一般質問で会派から、「現在、区と防災協定を締結している飲食業生活衛生同業組合や企業と2件の炊き出しのほかにも拡充を」と提案し、「引き続き、飲食業関係者と連携した体制整備をしていく」との答弁がありました。その後の食事の提供に関する防災協定の進展状況と、キッチンカーの整備状況を併せて伺います。

○滝澤災害対策担当部長 キッチンカーと炊き出しについてお答えいたします。

まず、温かい食事の提供についてですが、ライフラインに被害がなければ、区民避難所、学校の家庭科室や理科室を利用して煮炊きすることは可能であります。区ではガスの供給が停止した場合に備え、全ての区民避難所に大型の炊き出しセットやカセットコンロを備蓄し、災害発生直後の避難所の開設段階から共助により温かい食事が提供できるよう、体制を整備しているところであります。

次に、キッチンカーに関する災害時協力協定についてですが、これまで実績はございませんでしたが、令和7年度に新たにキッチンカー事業者との協定締結を予定しております。炊き出しとキッチンカーに関する災害時協力協定締結においては、平素からの事業者との連携の取組の延長で、災害時にもシームレスな関係を構築できるものと考えております。令和6年度の各地区総合防災訓練においては、自衛隊による炊き出し訓練や、キッチンカーによる災害食体験などの支援を行ってまいりました。引き続き、防災訓練などを通じて、平素からの連携の取組を拡充し、実効性ある協定を締結できるよう努めてまいります。

○新妻委員 被災時に温かい食事を食べられるということは、本当に体が健康になり、心も落ち着いていきます。キッチンカーの協定を結ばれるということですが、引き続き、飲食業組合との連携、また地域の飲食業の方々との連携もしっかりと視野に入れて、温かい食事の提供が全ての避難所でできますことを要望させていただきます。

次は、ベッドとお風呂についてです。ベッドについては、間仕切りと段ボールベッドの整備が進みます。各避難所への配置数や配置場所、活用の仕方をお伺いします。また、協定を結んでいる事業者が用意する段ボールベッドと、区が保管する段ボールベッドはどのように仕分けて活用するのでしょうか。新年度には新たに、水循環型シャワーが導入されます。温かいシャワーを浴びることで、体が清潔に保たれ、すっきりと心も穏やかになることで、生活を立て直していこうとの活力にもつながってまいります。そこで、区が導入する水循環型シャワーとはどのようなものなのか、ご説明ください。また、シャ

ワーの導入は区で1台とのことですが、52か所に避難所がある中で、1台では足りないと感じます。保管場所の確保とともに、さらに増やしていくよう要望します。

最後に、例えばトイレトラックの助けあいジャパンのように、水循環型シャワーにおいても、多くの自治体が導入し、災害時には相互協力をし合うネットワークづくりを、森澤区長が中心となって行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。それぞれお伺いいたします。

○滝澤災害対策担当部長 私からは、ベッドとお風呂について最後にご答弁させていただきます。

まずは、避難所の居住環境についてです。都の被害想定では、発災後1週間で避難所の避難者数はピークを迎え、区では、先ほど申したとおり8万7,000人が避難所に避難する想定であります。その後、徐々に減少し、1か月を経過すると約3分の1の2万5,000人まで減少すると見積もっております。

現在、区民避難所の備蓄倉庫には50張、合計で2,600張の間仕切りを備蓄しているほか、令和7年度より各区民避難所に、20台分に相当する1,040台の間仕切りつき段ボールベッドを災害備蓄倉庫に備蓄する予定であります。これにより、発災直後の避難所開設の段階から、間仕切りや段ボールベッドを、要配慮者を優先して提供できる体制を整備しているところであります。

また、備蓄以外の災害時応急物資につきましては、2日目以降は東京都から、また4日目以降は国からの支援物資を受け取ることが可能となりますので、災害時協力協定に基づく民間事業者からの提供を含め、複合的な支援を受けて居住環境を整備していけるよう、体制を整備してまいります。

次に、水循環型シャワーについてですが、一式で約630万円。断水時に利用可能な温水シャワーであります。100リットルの水を浄化・循環させて利用し、AIにより尿などは循環せずに排出、フィルター交換なしで100人が利用可能なものでございます。大きな脱衣室テント内にシャワーテントが入ることから、プライバシーが確保された個室空間となっております。

次に、今回導入する水循環型シャワーは1台でございますが、災害時協力協定により、民間事業者から供給できる体制を整備しているところであります。追加配備につきましては、発災直後からの避難所における入浴施設の確保の観点からも前向きに検討させていただきます。

最後に、相互協力ネットワークづくりについてですが、令和6年能登半島地震では、水循環シャワーのメーカーや協力企業などが導入自治体に協力を呼びかけ、約100台の水循環型シャワーが被災地に派遣された実績がございます。現在、57の自治体が導入済みですが、今後導入自治体が増えることで、自治体間の相互支援の体制がさらに充実するものと認識しております。区といたしましては、23区初の導入自治体として、トイレトラックと同様に、各自治体への情報提供を積極的に行い、被災地支援の助け合いの輪を全国へ広げていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○新妻委員 前向きなご答弁を頂きまして、ありがとうございます。

先ほど、ゆきた副委員長からも、命を守るという視点での思いの籠もった質疑をさせていただき、区長からもご答弁を直接頂きました。命を守るということは非常に大事なことで、私ども区議会公明党は思っております。引き続き、全庁挙げての整備をよろしくお願い申し上げます。

以上で、区議会公明党の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長 以上で、新妻さえ子委員の質疑を終わります。

午前中の総括質疑は、しながわ未来までを予定しておりましたが、このような時間となりましたので、ここで休憩を挟み、午後からしながわ未来の総括質疑を続けることといたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前 11 時 39 分休憩

○午後 0 時 45 分再開

○石田（秀）委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。

山本やすゆき副委員長。

○山本副委員長 しながわ未来を代表して、吉田委員と共に総括質問を致します。

民間の当たり前を行政に。私が政治を志した原点の一つです。まず、区民の皆様から納めていただいた貴重な税金を有効活用するという意味で、民間の当たり前である、無駄を削減するという観点から、庁舎整備資金の負担軽減について伺います。

まず、税金の使い方に対する考え方について伺います。貴重な財源は一円も無駄遣いできないという考え方でよいでしょうか。庁舎整備資金について、当初から現在までの事業費の増加推移について教えてください。また、ここまで事業費が上昇している中、できるだけ関連費用を削減したいという考えかどうか、区の見解を伺います。

○久保田企画経営部長 税金の使途につきましてですが、私どもは無駄のないように、最大限の効率化と適正な執行に努めることが重要であると認識しております。この考え方を基本に、区民の幸せの実現のための施策の推進に努めているところでございます。

○黒田新庁舎整備担当部長 私からは、新庁舎の建設工事費についてお答えします。

令和3年度に策定した基本構想では、新庁舎の概算規模面積を約6万平方メートルとしまして、近年に完成、工事中または計画中の他の自治体の事業費から平米単価を割り返して算出した金額を参考にしまして、概算事業費を約400億円としたものでございます。その後、令和5年度より基本設計に着手しまして、令和6年2月に基本設計の中間段階において、ロシアによるウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰や円安の進行などを背景とする建設資材の物価高騰、併せて建設業界の働き方改革などの影響により、新庁舎建設事業費を約560億円と見直しを行ったものでございます。

しかしながら、見直し以降も、建設業界のさらなる資材等の高騰や労務単価の上昇などによりまして、さらなる対応が避けられない状況となったところでございます。このような中におきましても、令和7年度予算編成に当たりまして、実施設計を進める中で、庁舎に求められる災害などの拠点機能や行政機能などは維持しながら、内装仕上げ材、機械設備などの各仕様を見直しすることなどによりまして、現在の全国的な設備機器の納期遅延等や建設資材の高騰の影響を最小限にとどめ、設計において約35億円のコスト削減を行うところでございます。工期短縮や工事費削減に取り組みまして、新庁舎の整備について、工期を45か月、新庁舎建設事業費を673億8,500万円と見直したところでございます。

この事業費のうち、区負担分は持分割合に応じまして約553億円となります。また、東京都との都市計画協議が整い、歩行者デッキや広場など、都市計画関連施設整備工事費について、33億円と積算したものでございます。今後も、工期や工事費の適切な管理に努め、新庁舎の整備に努めてまいります。

○山本副委員長 ご説明ありがとうございました。無駄にはしないということと、区の負担がこれだけ増えているということについて確認いたしました。

続けます。これまで款別審査でもご答弁がありましたが、改めて庁舎整備資金に対する資金調達について、来年度の調達内容とそれ以降の方針についてお教えてください。また、市場型ではなく銀行引受け債とした理由と、その調達計画において、特に調達期間と返済方法についての検討経緯と決定した理由

をお教えてください。それから、現在想定している金利水準と利払い額についてお教えてください。

○加島財政課長 新庁舎整備費ですが、673億円のうち、令和7年度は、前払い金に当たります10%分の予算、約67億円を計上しております。このうち起債につきましては41.5億円で、銀行等引受け資金による調達を計画しているところでございます。

起債の時期は新庁舎建設に係る契約の議決後となります。また、償還につきましては、5年満期一括償還で、満期に借換えを計画しております。その際に、減債基金を活用して元金の一部を償還してまいります。このような手法により借り入れた額を、現在のところ20年かけて償還していく考えです。そのため、令和7年度以降、25億円を減債基金に積み立てまして、それらを活用して将来の償還に備えてまいります。次年度以降、令和11年度までの調達方針につきましても、現時点では同様に考えております。

また次に、銀行等引受け資金を選択した理由ですけれども、特別区のルールに基づきまして、低金利での資金調達が見込めることなどが主に挙げられます。この判断に至った経緯につきましては、関係部局での検討を重ね、財政の健全性と事業の確実な遂行の両立を図るため、銀行引受け債が適切な選択肢であると判断したものでございます。

次に金利水準でございますけれども、起債時に金利が決定しますので、現段階で具体的な金利をお答え申し上げることはできません。

○山本副委員長 ご説明ありがとうございます。分かりました。

1年ごとの調達ごとに期間5年間ですが、20年の償還ペースなので、その後の借換えを含めて通算4回の調達となることで理解いたしました。基金を除いて資金調達413億円に対して、来年度の調達は全体の10%程度、残りの4年間で90%の調達となるということで、再来年度以降がより重要であると認識しています。

ご回答いただいた調達方法に対し、さらなるコスト削減ができないかを、元銀行員の目線で考えてみたいと思います。今回の調達は、返済原資として減債基金の積立てをしているにもかかわらず、5年の満期一括償還で5年間、調達資金の全額に利子を払う形態となっており、金利負担で言えば、減債基金の積立て分に対して余計に金利の負担がかかることになります。これを満期一括償還ではなく、1年ごとに一定額を返済する定時償還での調達に変更すれば、減債基金に積み立てずに返済に回すことができ、金利負担を大幅に削減することができます。具体的な数値で表してみます。分かりやすくするため、総調達額である413億円を400億円とし、一括で調達した計算として比較いたします。現在の計画に当てはめ、最初の5年で説明いたしますと、400億円を調達し、毎年20億円ずつ減債基金にためて、5年後に300億円に減らすということになりますが、積み立てずに償還してしまえば、この5年間の間に、1年間200億円分を借りている金利負担と同じ額を削減することができます。

具体的な金利の削減額を計算します。地方債の金利の基準となる国債の利回りが、期間5年で現在約1.5%ですので、同じ前提で試算しますと、200億円掛ける1.5%で3億円に相当します。20年間で4回繰り返しますので、3億円掛ける4回でトータル12億円の金利負担が削減できます。減債基金で積み立てている分の運用益はありますが、地方債の利払い負担とは大きな開きがあります。銀行に支払っているこの地方債の利払い12億円を施策に振り向ければ、査定で断念している多くの施策が実現できますし、業務負担が高い部署へ職員の方々を増員することもできると考えます。

以上より、余計な金利負担が発生しない調達形態は、例として示した400億円の調達でいうと、減債基金として積み立てる20億円掛ける5年の100億円分を、期間5年の定時償還型とし、残

り300億円を満期一括償還とすることだと考えます。

そこで伺います。定時償還を組み合わせることを検討したのでしょうか。また、このような考えに対する見解を伺います。

○加島財政課長 銀行等引受け資金におきまして、証券発行と証書借入れによる方式がございますが、特別区におきましては、証券発行方式では満期一括償還、証書借入れ方式では満期一括償還か、または定時償還かを選択することができます。令和7年度につきましては、証券発行による方式のほうが金利が安価であることから、証券発行方式での満期一括償還を選択いたしました。

○山本副委員長 ご説明ありがとうございます。現在の銀行引受け債では満期一括償還しかないことを理解いたしました。

であるならば、ご提案する定時償還型については、銀行が引き受ける方式ではなく、定時償還ができる、市場で公募する市場公募債での調達を検討し、比較して、より安いほうを選択するほうが有効ではないかと考えます。

そこで伺います。このような比較はしたのでしょうか。また、定時償還型の市場公募債の条件を引受け銀行に提示することで、銀行において今はできないと言われている銀行引受け債でも、定時償還できるように検討してもらうということが有効であると考えますが、いかがでしょうか。

また、23区では、庁舎建て替えなどで大型資金調達をする区が続くと考えます。品川区が率先して低コストの調達手法を示し、必要があれば特別区のルールを変えていく。そうすれば、品川区だけではなく23区全体で調達コストの削減ができると考えますが、いかがでしょうか。おのおの見解を伺います。

○加島財政課長 まず初めに、比較検討というところですが、特別区のルールに基づきまして、現時点で最も金利が低い証券発行による銀行等引受け資金を選択いたしましたので、市場公募債との具体的な比較検討は行いませんでした。

次に、特別区における銀行等引受け資金につきましては、特別区のルールに基づきまして、償還方法が5年または10年の満期一括償還方式となっていてところがございます。お尋ねいただきました特別区における銀行等引受け資金の在り方というところですが、特別区長会において議論が重ねられてきたものでございますので、区としては、これに基づき起債を行ってまいりたいと考えております。

○山本副委員長 お考えは分かりました。銀行引受け債のほうが恐らく調達金利自体は安いと思いますが、先ほどお話ししたとおり、余計な金利を払っているとすると、トータルでどちらが安いのかはしっかりと比較する必要があると考えます。

続けます。現在の期間5年ごとの調達では、5年ごとの借換えのタイミングで金利が上がるリスクがあります。現在、金利は上昇局面にあり、2年間で約1%上がっています。さらに、ここ1年で0.7%程度上がっています。400億円の地方債に対して金利が1%上昇すると、1年間で4億円、現在の調達計画で試算すると、合計で50億円の負担増加となります。今後どのように上昇するか断定はできませんが、将来の金利上昇により、将来世代に対してできるだけ負担を増やさないために、期間20年での定時償還型とする方法も有効であると考えます。長期間となるほうが金利が上がりますので、足元の5年だけを考えれば、5年ごとで調達したほうが金利負担額は少なく見えますが、調達期間全体の20年で見てどうかということが重要ではないかと考えます。現在、市場公募債では、期間20年の定時償還型が多数起債されており、例えば昨年10月には、北九州市や長崎市などが起債し、調達しています。定時償還型は平均年限が約半分となるので、基準となる金利が低くなるというメリットも

あります。期間20年の定時償還型は、期間10年の一括償還型に近い基準金利となりますので、満期一括償還型の期間5年と比べても、期間20年での満期一括償還型との金利差ほどは差がありません。例えば北九州市では、当時1.248%で調達しています。民間の考え方では、大型設備投資をした際には、収益償還できる長期間で調達し、定時償還をつけて返済するのが一般です。そこで、現在の調達と20年定時償還型との比較検討を提案いたします。いかがでしょうか。

続けて質問を致します。地方債での調達は、現在の調達方法以外にも様々な方法が考えられます。1つはグリーンボンドでの記載です。昨年の予算特別委員会でもご提案いただきましたが、グリーンボンドとは、再生可能エネルギーや省エネルギーなど、環境改善効果のある事業に充てる資金を調達するための債権です。環境関連プロジェクトへの投資を推進する目的で発行され、市場で公募いたします。環境意識の高い投資家からの資金調達が可能となり、需要が高いため、通常の地方債よりも低い金利で発行できる可能性がある上、自治体としての環境への取組をアピールでき、イメージ向上につながります。新庁舎は環境性能においてZEB Readyを取得予定、CASBEEはSランクを取得予定であり、グリーンボンドへの適格性が高く、この資金調達の対象となり、まさにうってつけです。民間では、同じ基準に基づく新築ビルなどに対して多数の調達実績があり、地方債でも、福岡市、川崎市など、庁舎整備に対して起債実績があります。ちなみに23区ではまだ実績はなく、もし起債すれば23区初となります。今年度、区は内閣府からSDGs未来都市に選定されており、推進する立場です。区にとっての宣伝効果は大きいと考えます。

次に、住民参加型の市場公募債もよいと考えます。区内にお住まいやお勤めの個人の方、区内に事業所のある法人、区を応援する方々などを対象として、幅広く債券を購入してもらうのです。少しコストが高くなったとしても、品川区へのエンゲージメントを高める効果が得られます。川崎市や世田谷区などでも実績があり、例えば20億円、1口10万円で募集すれば、購入者2万人の方々に、「区の庁舎建設に力を貸した」と言ってもらえます。グリーンボンド、かつ住民参加型市場公募債という組合せがよいと考えます。グリーンボンドについて、財政的な観点とSDGs推進の観点の双方から見解を伺います。また、住民参加型市場公募債について、庁舎への愛着、区へのエンゲージメントを高める手法としての見解を伺います。おのおのご答弁をお願いいたします。

○加島財政課長 初めにご質問いただきました件ですけれども、特別区における銀行等引受け資金につきましては、償還方法が5年または10年の満期一括償還方式となっております。次年度以降の調達につきましても、現時点では5年満期一括償還を考えております。新庁舎建設期間の令和7年度から令和11年度までにつきましては、インフレスライドの発生などの一般財源の充当が必要な状況に備えまして、単年度の負担が少ない満期一括償還を計画しておりますが、令和12年度以降の借換えにつきましては、金利の動向を考慮しつつ、適切な調達方法について改めて研究してまいります。

また、次にグリーンボンドについてですけれども、環境課題の解決を目的とする資金調達として社会的に意義のあるものと考えております。ただ、プロジェクトの選定・評価基準や透明性の確保などの点において課題があり、引き続き調査研究が必要であると考えております。

次に、住民参加型の市場公募債につきましては、地域からの愛着を育むという点におきまして、一定の意義があるということは考えております。しかしながら、今回の新庁舎整備の建設整備事業におきましては、事業の確実な遂行と財政の健全性確保が何より重要であると判断いたしまして、市場公募債ではなく銀行引受け債を選択いたしました。

○山本副委員長 考え方について分かりました。それぞれメリット・効果があります。それから、市

場公募債も起債に対してはかなり柔軟にできる状況でございますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思ってございます。

これまでいろいろと申し上げましたが、400億円を超える調達に対する金利負担の影響は大きく、銀行引受け債だけでなく、様々な手法を検討した上で、コスト削減やその他の目的も踏まえてしっかりと最適な調達手法を検討すべきであると考えます。改めてご見解を伺います。

また、しっかり検討するためには、現在、課長と兼務1名の2名でやっている検討人員の拡充、体制整備、そして銀行から提示を受けた条件だけではなく、区側に立って最適な調達手法を様々な検討できるアドバイザーを設置することが有効ではないかと考えます。ご見解を伺います。

そして、これまで説明した金利上昇リスクに加え、老朽化した区有施設、学校の改築、インフラ設備更新の建設費高騰などもあり、以前に比べて、区の財政に対する不確実性は大きく高まっています。今後、新庁舎整備に係る有利子負債が25年にわたり発生しますので、健全な財政を維持し、持続可能で、将来世代に大きな負担を残さないために、少なくとも二十年、三十年先を見据えた財務の超長期計画のシミュレーションをすることが重要です。そして、そのシミュレーションでは、金利および設備投資の工事単価等を変数とし、ベースシナリオ、リスクシナリオを設け、設備投資に対する明確な基準を併せて設置することが必要であると考えます。いかがでしょうか。

以上、ご見解を伺います。

○加島財政課長 1点目ですが、新庁舎整備に係る起債につきましては、令和12年度以降の借換えに向けまして、金利の動向を考慮しつつ、適切な調達手法というのは改めて研究してまいりたいと考えております。

次に、外部専門アドバイザーの活用についてですけれども、まずは区の財政状況や事業の特性を熟知している私ども職員が取り組むべきものであると考えております。現時点におきましては、外部アドバイザーを活用するのではなく、職員一丸となって主体的に適切な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、次にご指摘いただきました金利上昇のリスクや昨今の建設費の高騰と施設の老朽化、また高齢化の進展による社会保障費の増大といった課題がございます。委員もおっしゃったとおり、将来の不確実性が高まっている中、健全財政を維持していくために、区といたしましても、二十年、三十年先を見据えた財政のシミュレーションというのが必要だと考えております。そういったシミュレーションの中で、金利の動向も踏まえまして、各年度における投資的経費の最適規模につきまして検討してまいりたいと考えております。

○山本副委員長 ご答弁ありがとうございます。しっかりとした体制の下で、最適な調達手段の検討とシミュレーションに基づき、安心できる財政政策を進めていただき、少しでも低いコストで調達する民間の当たり前を行政で進めていただくことを期待して、次の質問に進みます。

次に、縦割り行政に横串を入れ、コスト削減や効率運用を図るという観点から、中学校標準服無償化の方法について伺います。まず、多くの保護者の皆様から喜びの声が寄せられています。可能な財源を基に子育て世帯への支援拡充をすることを評価いたします。施策の推進には進め方も重要な要素であると考えます。今回、区内合計15校の中学校・義務教育学校、保護者の方々、そして標準服販売店と、多くの方々が関わります。配布方法について現在検討中とのことですが、ぜひとも負担のかからない効率的な手法をお願いいたします。

そこで、具体的な手法について伺います。まず、一括購入は裾直しなどの実務を考慮すると、現実的

にはいろいろと課題があると考えています。区が認識する課題をお教えてください。既にクーポンという考えも他議員から示されていますが、さらに一步進んで、紙ではなくデジタルクーポンでの配布を要望いたします。紙のクーポンの場合、販売店での裏書と換金処理の新たな事務負担が発生します。デジタルクーポンを用いれば、そのような事務負担はありません。また、配布対象となる保護者の方々はデジタルに慣れている世代であり、利便性が向上すると考えられます。いかがでしょうか。おのおの見解を伺います。

○米田教育次長 中学校の標準服無償化に関するご質問を頂きました。

まず、一括購入の考え方についてですけれども、これまで保護者が標準服の販売店にその費用を直接払っておりましたが、今後は支払い自体を教育委員会から販売店へ一括して支払うという意味で、一括購入としているものでございます。そのため、委員ご指摘の裾直し等の実務は、公費で購入したものにつきましても、これまでどおりと考えているところでございます。

また、ご提案のデジタルクーポンの活用についてですけれども、標準服の購入方法については、現在検討を進めているところでございますが、委員からご提案の内容も含めまして、販売店、保護者ともに負担の少なく効率的な方法について検討を重ねてまいります。

○山本副委員長 ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

また、この配布方法、デジタルクーポンの検討に当たっては、区の施策全体を踏まえての検討が重要であると考えます。区では、ふるさと納税の「しながわe街ギフト」で、同じような機能があるプラットフォームを既に活用しています。また、来年度予算で導入するデジタル商品券も同じような機能があり、まさに今現在、事業者を選定中です。これまでも繰り返し申し上げてきたことですが、区で実施する同じような手法を用いる事業に関して、それぞれ所管で事業者を選定し、それぞれに費用負担が生じるよりも、縦割り行政に横軸を通して、区民にとってのプラットフォームとして共通する事業者に任せれば、全体でのコスト削減や利用者の幅を広げることができ、効率的に効果を最大化することができます。このような考え方について見解を伺います。

また、本来は区として、区民向けデジタルサービスに対するグランドデザインに基づき、適するプラットフォームを選定した後、各施策に活用することが望ましいと考えておりますが、現時点ではそのような状況にはないので、各事業における事業者選定において、他事業とプラットフォームを共通化する効果を合理的に判断し、導入検討を進めていただくことになるかと考えております。そのような観点で、事業単体だけではなく、区全体としての事業者選定を進めることが重要であると考えますが、併せて見解を伺います。

○久保田企画経営部長 組織横断的な検討等のご質疑にお答えいたします。

現在も区政全般にわたる課題につきましては、企画経営部が中心となりまして、各部署と緊密に連携し、横断的な事業調整を行っております。コスト削減等の視点に対しましても、我々が中心だと思っておりますので、そういった中で各部署と緊密に連携しながら調整していきたいと考えているところでございます。

また、次の質問でございますけれども、これまでも各事業の事業者の選定等におきましては、個別的な最適性や全体的な最適性の双方の観点から、最大の効果と効率性を上げることを基本といたしまして、事業者を選定してきたというところでございます。区全体としましても、このような考え方を持って、今後も事業者の選定を進めていきたいと考えているところでございます。

○山本副委員長 ご回答ありがとうございます。

区民目線に立って、コスト削減や効率化運用を区全体で図るという観点から、区として効率的・効果的な施策判断を今後もしていただけるよう要望しまして、私の質問を終わります。

○石田（秀）委員長　以上で、山本やすゆき副委員長の質疑を終わります。

次に、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員　山本委員に続き、総括質疑を続けます。

款別審査の際に、給食への有機野菜導入の決定の過程・手順について様々な意見が出されました。私も質疑をさせていただきましたが、本日は、改めて政策決定の手順について伺いたいと思います。質問の視点としては、政策案を議会に提案する前に、その政策に関わる人たちへ先に情報提供し、意見を聞くという手順を入れることは是か非かということと、また一旦決まった政策・事業を、現場の意見、事業の利用者として想定できる人たちの意見で変更することは可能かということです。中には、先輩議員から伺ったのですけれども、区議会議員にいろいろなことを報告・提案する前に、一般市民に情報提供して意見を聴取することをもって、議会軽視と言う方もおられたと伺いますが、私は、「そんなことはない。あくまで議会は決定の権限を市民から付託されたものであるので、立案過程の段階で必要な意見聴取を行うことは何ら議会軽視に当たらない」と考えております。その視点で、具体的な事例を取り上げて質問したいと思います。

最初の事例は、小山台住宅跡地の福祉施設の機能についてです。この事業について、私は2022年の決算特別委員会の総括質疑で取り上げております。この福祉施設は、複数の機能を持たせることを想定して計画されており、質問した当時は、福祉施設等整備事業基本計画業務委託公募が終了したタイミングでした。この質問をした時点では、公募している業務委託をする事業の中に、「障害者福祉施設の機能については就労継続支援B型および生活介護を想定している」とあったので、この事業を利用するであろう区民の意見を聞いての業務委託なのかということを質問いたしました。特に就労継続支援B型事業所については、区内の障害児の保護者の方から、「利用を想定できる人たちから、どんな事業を望むかなど、声は聞いたのか。聞いてほしかった」というお問合せがあったため、利用を想定できる人たちにどのような方法で意見を聞いたのかを尋ねたのですが、ご答弁では、「指定管理者のアイデアに期待する」というようなご答弁だったと記憶しております。

でも、ご答弁の中には、「いろいろな障害者当事者団体とも意見交換をする場合があるので、意見を確認する」という表現がありましたので、当事者の声を聞きながらこの施設の機能をつくり、場合によっては修正していく、修正して最終的な決定に持っていくという可能性が含まれたご答弁なのかなと期待いたしました。そういう事例として理解してよろしいでしょうかというのが質問です。

その結果なのかもしれませんが、2024年2月18日の本事業の説明会資料の中には、この事業に児童発達支援センターが加わっていて、2022年の福祉施設等整備事業基本計画業務委託と内容が変わってございました。児童発達支援の施設が少ないというのは、議会の中でも度々声が上がっていると承知しておりますし、当然その背後には多くの区民の皆さんからのご要望があると理解しております。ということは、この変更は、多くの区民の声を背景に事業内容を変更したという事例と理解してよろしいでしょうか。

その2点について、まず伺います。

○寺嶋福祉部長　まず、小山台住宅跡地の施設整備の累計ということでございます。

今ご指摘もありましたけれども、まず品川区内には、この計画時も児童発達支援センターが1か所しかないということ。それから、あと地域バランスとして荏原地区にも整備が必要であるといったことが、

まず大きな理由となっているということ。それから、就労継続支援B型につきましても、利用実績が増加傾向にあったということで、敷地面積等々から精査した結果、この2つを整備可能と判断し、区内部それから国・都との調整を始めたということで、それから当事者のご意見というところが大きいと思うのですけれども、当事者のご意見の聞き方や聞く場面、聞く内容というのは、それぞれの規模や時期によって違ってくるのですけれども、まず整備する施設の種別という大きな話については、利用ニーズや実績、先ほど申し上げた地域バランスといったものを考慮する必要がありますので、かなり大きな話になってきます。そういったことから、例えば障害福祉計画策定委員会といった中での全体計画を進める中で、この委員の中には当事者の方もいらっしゃいますので、こういうところでご意見をお聞きしながら計画を進めるというふうにやってきているところでございます。

一方で、整備の方向が決まった後ということになりますけれども、個別の説明会を実施しまして、当事者の方のご意見を丁寧に聞きながら、可能な限りでそういったご意見を反映できるようにも努めているところでございます。

○吉田委員 分かりました。ということは、今後のいろいろな事業計画においても、当事者の意見を聞いて、修正や変更というものは可能と理解してよろしいでしょうか。今は福祉事業を例に取りましたけれども、ほかの事業についても同じように考えてよいかということを確認したいと思います。

それから、先ほど、質問の仕方が悪かったかもしれないですけれども、就労継続支援B型については、どんな事業をやるかということについて、当事者、利用したいと思っている人たちの意見を聞いてほしいということだったので、そのときのご答弁では、あくまで事業者の提案を待つということだったので、その点についての、当事者と事業者の提案とのバランスといたしますか、決定の過程について伺いたいと思います。

○久保田企画経営部長 区民の声を聞いて、いろいろ意見を聞いた上で、事業の執行の仕方を変えるかというご質問、福祉以外でもというようなご質問でしたので、私からお答えさせていただきたいと思います。

予算案を議会にご提案してご審議いただいて、いろいろと意見をもらうことが、これまでたくさんありますので、私どもとしましては、具体的な事業の執行に至るまでには、予算審議における区議会からのご意見やご指摘をはじめといたしまして、区民ニーズや社会経済情勢等を踏まえ、事業の効果や区民の利便性をより高めるために、対象や要件などの事業の核となる部分を再検討し、改善・改良を図る場合もあるといったことでございます。こうした中で、様々なご意見を聞きながら、より効果的な施策を推進していきたいと考えているところでございます。

○寺嶋福祉部長 就労継続支援B型の業務内容というご質問がございましたけれども、先ほど事業者の提案に任せるという、一部の発言の部分だけだと私は理解しているのですが、これは事業者側から見てどういったことが提供できるかという視点では、当然、事業者の意見も必要にはなってくるのですけれども、様々な業務がある中で、せっかくやってもご利用者が来ないのでは全く意味がありませんので、ご利用者の声も聞きながら、事業者もそれが可能かどうかといったところは調整しながら進めていくことが必要だと考えております。

○吉田委員 分かりました。事業者の提案も当然、現場でいろいろ事業していらっしゃる方でしょうから、その発想もとても大切だと思いますので、その辺については皆さんのご意見を聞きながらということで了解いたしました。

ただ、小山台住宅跡地の福祉施設については、業務委託を公募したときと事業内容が変わっていて、

それは今のご答弁だと、いろいろすり合わせの計画を変えられることが可能ということで理解していいのでしょうか。今度、事業者も当事者ですから、最初に手を挙げて提案したときと事業内容が変わるとなると、当然、契約金額の中身も変わると思いますし、その辺については大丈夫なのでしょうかということが1つ。

それからもう一つ、福祉事業について、超短時間雇用促進事業「みつけ」についても伺います。障害者の超短時間就労については、私も一般質問で推進する立場で取り上げましたので、このことについて事業が進むということは本当に大変うれしく思っております。しかし、就労支援の事業を行っている方、事業者から、今度、自分たちもこの事業を受託するチャンスが欲しかったというお声を頂きました。そう言われてみれば、この事業について私は最初から、社会福祉法人げんきに委託する事業として伺いました。社会福祉法人げんきに委託する最終決定については否やはないのですけれども、そういうことについて、今度、事業者もこの事業の当事者であり、現場の方たちなので、自分だったらもっといいアイデアを出せたのになどという思いの方もいらっしゃるかと思います。あるいは、障害者団体から、「いや、こういう事業者もあるのだけれども、その辺についての委託は考えられないのか」など、ご意見は伺ったのかということを確認したいと思います。

○寺嶋福祉部長 まず、内容の変更等々、タイミングや規模にもよると思うのですが、その時点で情勢が変わったなどありまして、変更がまだ可能な時期であれば、当然それは強引に進める必要はないと思います。例えば小山台につきましても、令和4年の段階で保育園の設置を取りやめて福祉施設にするといった大きな変更もした経緯もございますので、全く変更ができないとは考えておりません。ただ、もう設計が固まって、建設が始まってなどという状況になってきますと、またそれは話が違いますので、そのタイミングにもよるのかなと考えております。

それから、超短時間雇用促進事業の部分ですけれども、これは、まず委託を決定したプロセスがございまして、当時、自立支援協議会の中の就労支援部会というところで、就労に関する新たな取組を模索している中で、区と、就労支援部会長であった社会福祉法人げんきが、先行自治体の川崎市を視察したということがきっかけでございます。それから専門家の方の意見も聞きまして、実施してはどうかという話になったところで、区内で唯一の品川区障害者就労支援センターで、もう既に長時間の通常の就労支援を行っておりますので、その業務を拡張する意味で着手してみたところ。いわゆる、今やっている事業者が、さらに新しい事業を、少し幅を広げてやってみようということで提案したので、こういった提案型みたいなものはほかの場合でも通常あり得る話なので、それはぜひトライアルしてみようということで進んだので、先ほどご指摘があったようなほかの事業者がということについては、例えば今回この超短時間就労支援事業がかなりの効果を上げて、さらに拡充していきたいということがあった場合に、これを区として大きな事業として取り組む場合は、その際は事業規模や実施可能な事業者の数にもよりますけれども、必要に応じてプロポーザルによる選定ということも当然あり得ると思います。

○吉田委員 分かりました。そういう考え方は、今は福祉部長からのご答弁でしたけれども、ほかの事業についても同じように、区としてはそういう考え方で、いろいろな可能な範囲の事業の変更などということは可能と理解してよろしいでしょうか。

それから、超短時間就労については分かりました。私も自立支援協議会は結構、傍聴しているつもりだったので、その辺のことは聞き漏らしていたのかなと思います。そういう積み上げの中から始まったということですが、でも一方で、やはり民間の事業者として、そういう就労支援をやっているところも現にあるわけですし、それなりの実績も上げておられるので、そういうところへの丁寧な説

明なども、やはり今後、品川区全体でこういう事業を広げるに当たっても必要な手順ではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○久保田企画経営部長 事業のいろいろな変更の部分の話ですけれども、先ほど福祉部長からは福祉の部分でのご答弁がありました。全体的な形としましては、福祉部長が説明したような流れということは我々も十分認識しておりますし、そのようなこともあるということは想定しているところでございます。具体的に事業を進めていく中で、やはり経済情勢や区民ニーズ等も変化してきていますので、特に長期間の事業等になりますと、そういったニーズの変化も大きく出てくるところがございますので、そういった時点時点を捉えて、可能な範囲で、そういった事業の見直しを行いながら、事業の効果や区民の利便性をより高めていくというような取組は進めていきたいと考えているところでございます。

○寺嶋福祉部長 事業者の選定ということでございます。

我々の立場としては、むしろやっていただける事業者を探すのが、特に福祉に関してはなかなか大変な部分がありまして、そういった意味では、先ほど委員からお話があったような、区内でやりたいという声があるようでしたら、もう積極的に連携しながら福祉施策をどんどん進めていきたいと考えております。

○吉田委員 分かりました。就労支援については、具体的な固有名詞というのも変な日本語ですけども、そういうご意見を頂きましたので、「では今後、積極的な提案などがあれば、福祉部に持っていくようにということでお答えしていいですね」という確認と、それから、いろいろな事業についても、このような一度決まったような政策は、そもそも決める前に丁寧に現場の意見を聞きながら、事業者が関わる場合は事業者の意見も聞きながら進めていくということが確認できましたし、もし変更の必要があったら、またそれは当事者や利用者などという方たちのご意見を聞きながら、変更の手続きも丁寧にしながら進めるということが理解できました。その理解でよろしいですねという、念のためもう一回、確認しておきたいと思います。福祉事業についても同様をお願いします。

○寺嶋福祉部長 繰り返しになりますけれども、そういった積極的なご提案やご活躍いただける事業者がいまいたら、ぜひご紹介いただければと。その範囲で、区として必要なものについて協議させていただきまして、可能な限り実施していければと考えております。

○久保田企画経営部長 先ほどもご説明しましたとおり、可能な範囲でということになりますけれども、そういった意見を踏まえながら、より効果的な事業を執行していくよう努めていきたいと考えているところでございます。

○吉田委員 分かりました。当然、可能な範囲だと私は理解しておりますが、時期が早ければその可能な範囲というのが広いのではないかと思います。だから、ある程度、ちょっと具体的なことが決まった段階で、まだこれは本当にさわりですよというような段階の意見聴取の場面というのが想定されてしかるべきかなと思います。

それから、実際に事業に携わる方たちも想定できる範囲で、その方たちの意見も聞いていくということが必要かと思います。その上で、議会に対しても政策提案というふうにとまってしまう段階で、今、現場ではこのような議論が始まっているのだけれどもというような報告で、議会としての考えはどうですかというのを、しかるべき委員会などに提案されて、そこに議員もかみながら、最終的な決定というふうにつなげていけるといいかなと私は思うのですけれども、その点についても、今もそうやっているとおっしゃるかもしれませんが、少しどこか、これは一回も報告を受けていないよねみたいなのがあるので、その点についても、今の私の言い方、確認の仕方でいいか、お答えいただきたいと思いま

す。

○久保田企画経営部長 事業の変更等につきましては、私どもも今回、今回でもなく毎回、予算審議という形で予算案をご提案させていただいて、それでご審議いただいて、意見を頂いているといったところでございます。そうしたものも踏まえながら、我々、具体的な事業の執行に至るまでには様々な検討をしていますし、予算化する前にも、当事者や関係者、また事業者等の意見も聞く場合もございますので、そうしたことは今までと同様に続けていきたいと考えております。また、変更があった際には、常任委員会や特別委員会等にも、これまでも報告させていただいて、ご意見を聴取させていただいておりますので、そういった取組も今までどおり進めていきたいと考えているところでございます。

○吉田委員 予算案前に、予算案でということは重々承知なのですが、この予算案で一個一個、これは賛成、これは反対という議論は難しいので、そういうことでいうと、このたびの有機野菜の導入というのは手順から外れていたのではないかとというのが皆さんのご意見だと思います。ぜひ、これからはおっしゃったとおり進めていただきたいと思います。

以上です。

○石田（秀）委員長 以上で、吉田ゆみこ委員の質疑を終わります。

次に、のだて稔史委員。

○のだて委員 日本共産党品川区議団を代表して、石田ちひろ委員と共に総括質疑を行います。

まず私からは、区長の施政方針と再開発について伺います。森澤区長は施政方針で、国の抱える様々な構造的課題から決して目を背けることなく、問題の本質を見定めながら、為すべきことを為す。これこそが政治の責任とし、旧来型の「自己責任」の社会モデルから転換し、将来の不安を取り除く新しい社会モデルを示すことが求められていると述べています。区長の言う、国の抱える構造的課題とは何か、伺います。今後、自己責任の社会からの転換をどのように進めるのか伺います。

○久保田企画経営部長 最初の2点の質問に、私よりお答え申し上げます。

区長が施政方針において申し上げましたのは、我が国を世界と比較して見ますと、1人当たりのGDPはこの30年間で順位を大きく下げ、相対的貧困率は主要7か国の中で最も高い結果という状況であります。所得格差の度合いを測る指標であるジニ係数はOECD加盟国中9番目、現役世代への教育や社会保障に係る財政支出の水準も諸外国に比べて圧倒的に低く、格差と貧困が広がっている状況にありますということをご説明したところでございます。また、貯蓄がないと生きていけない社会であるにもかかわらず、2人以上の世帯の約25%、単身世帯の約36%は貯蓄がなく、老後の備えとして貯金や資産が足りないと回答する高齢者の割合は欧米の2倍から3倍に達しているということもご説明させていただきました。全世帯当たりの平均所得金額は上がるどころか、30年前の水準すら下回っており、平均所得金額以下の世帯の割合は62.2%にも上っています。所得が増えず、貯蓄もできず、将来の見通しが立たない、自助による生存、生活ニーズの充足が困難であるということが、今日の今の日本社会の構造的な課題なのであり、その根底にあるものこそが社会責任という考え方であるという認識であるということをご説明させていただいたところでございます。

次に、自己責任の社会からの転換をどのように進めるかというご質問でございますけれども、区長の施政方針では、旧来型の「自己責任」の社会モデルからの転換、生活に困窮している人だけでなく、あらゆる人々の生活を保障し、将来の不安を取り除く、新たな社会モデルを今後の在り方としてお示しさせていただいたところであります。弱者を救うのではなく、弱者を生まない。こうした社会の仕組みを構築していくため、引き続き、誰もが自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サー

ビスを、所得制限なく全ての人に権利として提供する。そういった取組をさらに進化させていくことを述べております。加えて、子育ての社会化はもとより、高齢者の支援、障害者の支援の社会化をより一層進めることで、分断ではなく、分かち合い満ちあう、そうした社会モデルの構築をしてまいります。その上で、こうした取組を他自治体、ひいては社会全体に広げていく。言わば、区民の幸せを全ての人々の幸せへとつなげられるよう、ここ品川区から社会を変革するメッセージを力強く発信していきたいと。こうした取組を進めることで、「自己責任の社会」から転換を進めていくということを考えているところでございます。

○のだて委員 答弁のあった構造的課題は自然現象ではなく、大企業優先で社会保障を切り捨ててきた自公政権がつくり出したものです。来年度以降も石破首相は、軍事費をGDP比3%、18兆円に増額することを否定せず、自民・公明・維新は、命を削る医療費の4兆円削減を進めようとしています。品川区でも、高橋・濱野区政は国の悪政を先取りし、福祉を削減して大型開発を推進してきました。これまでの自己責任の政治からの転換を歓迎いたします。救貧施策としてゆがめられてきた社会保障を、権利として位置づけて、所得制限なく無償化することも評価いたします。ぜひこの社会変革を進めていただきたいと思います。

この自己責任社会を転換していく上で、1つ、大きな懸念があります。区長が施政方針で紹介した井手英策氏は、著書で消費税を16%から20%に引き上げ、財源にすると断言しています。加えて、区はさきの代表質問で、消費税は社会保障の安定財源と答弁しました。今、物価高騰の中で、区民の重い負担になっているのが消費税です。総務省の家計調査によると、年収900万円以下世帯で一番重い税金が消費税です。食料品など必要な生計費にも課税し、低所得者も大富豪も同じ税率のため、低所得者ほど負担率が大きくなる逆進性が強いのが消費税です。消費税は社会保障の財源というのは、低所得者への社会保障を、低所得者の重い税負担で支える自己責任論です。税の取り方は、直接税を中心に、生活費には課税しない生計費非課税。支払い能力に応じて負担する応能負担と累進課税。株取引なども含めて、全ての収入を合わせて課税する総合課税であるべきです。それでこそ格差と貧困の是正に向けた所得再分配が機能します。低所得者に重い負担となる消費税を社会保障の財源にすべきではありません。いかがでしょうか。これから福祉や教育を充実させるための財源をどう考えているのか、伺います。

○久保田企画経営部長 財源についてのお尋ねですが、今般の予算案における、所得制限によらない各種無償化の施策等につきましては、区政の全669事業を対象に実施しました事務事業評価により捻出した一般会計予算の1%、20億円を主な財源としているところでございます。こうした不断にわたる予算の無駄・削減の取組に加え、予算編成の考え方として、人を中心に予算を重点的に振り向ける予算のめり張りのつけ方いかんで、あくまでも消費税等に関する権限のない地方自治体ではありますが、必ずしも消費増税や住民負担を増やすことなく、財源の捻出は可能であると考えているところでございます。今後も、これまで築き上げてきた強固な財政基盤も活用しつつ、大胆かつ重点的に、区民の幸せ、ウェルビーイングにつながる施策に予算を振り向けていきたいと考えております。

○のだて委員 消費税など住民負担なくできるということで、それは重要だと思います。

区長の言う「弱者を生まない社会」と逆行するのが消費税ですので、減税廃止にこそすべきだと考えます。自己責任社会転換のためには、国にも意見を言うていただくよう要望いたします。

施策のさらなる前進へ、具体的に求めます。制服代や修学旅行費など、義務教育の無償化が拡大していることを評価いたします。共産党は、日本国憲法第26条の具体化へ、学校給食の無償化は14年前から求め、学用品等の無償化も求めてきました。請願審査では、自民党の「給食無償化は暴論だ」など

の妨害もはねのけて実現しました。また、大学生への給付型奨学金も、実施を求める請願が区内大学生から2度出され、自民・公明などの反対で不採択でしたが、共産党は15年前から繰り返し実施を求め、ついに予算案に計上されました。さらに教育の無償化へ、修学旅行に続いて移動教室も無償化を求めます。いかがでしょうか。

高齢者福祉では、高齢者の補聴器購入費助成について、前区政は、まず普及啓発、正しい使用方法について、専門機関、業界団体が行うべきであり、区の役割ではないという姿勢でした。2019年から10回にわたり区民が請願・陳情を提出し、公明党からは数万円でインセンティブになるのかとの発言もあり、全て自民・公明などが不採択としましたが、区民の粘り強い運動が前進の力となり、共産党も国の提言なども紹介し、論戦し続けたことで、ついに助成の実施、所得制限撤廃、来年度予算案には助成額の2倍化が盛り込まれました。区民要望を取り入れ、施策を前進させてきたことを評価し、さらに拡充していただきたいと思います。高齢者の補聴器購入費助成を、港区や千代田区並みに14万4,900円まで引き上げることを求めます。いかがでしょうか。

○米田教育次長 6年生・7年生で実施しております移動教室についてのお尋ねですが、既に宿泊費やバス代等を公費で負担しているものでございます。現在、各ご家庭には主に食事代をご負担いただいておりますが、その費用の無償化につきましては、他自治体の動向や財政面を考慮し、今後整理してまいります。

○寺嶋福祉部長 ただいまご指摘いただきました、高齢者の補聴器助成ということでございますが、まず港区および千代田区が東京都の補助制度を活用して、来年度から非課税者への助成額を14万4,900円まで引き上げると聞いているところでございます。

一方、品川区ではこの間どのような取組をしてきたかといいますと、令和5年7月に補聴器助成を3万5,000円ということで開始しまして、そのときはまだ所得制限がございましたが、こういったほかの施策との、区の考え方も含めまして、今年度からまず所得制限を撤廃して対象者を拡大するという方向に行ったところでございます。こうした経緯から、来年度も引き続き所得制限を設けずにこの事業は実施していくというふうに考えておりまして、その中で、東京都の補助制度を活用できる最高額まで助成金を引き上げるといことで、今回ご提案させていただくところでございます。今後につきましても、ご利用者の声、それから他自治体の実施状況等も把握しながら、引き続き充実した支援に努めてまいりたいと考えております。

○のだて委員 ぜひ、さらなる拡充をお願いしたいと思います。

地域包括支援センターの検討経費が予算案に盛り込まれ、23区で唯一、品川区だけが19年間、地域につくらなかったのを転換したことを歓迎します。これまで濱野前区政は、保健師と社会福祉士が配置されている他の自治体よりしっかりケアができていると説明してきましたが、区内の実態把握や、熱中症予防などの啓発、認知症ケアなどが不十分で、医師会からも、在宅医療のために相談窓口には保健師や社会福祉士は必須だと要望がありました。共産党は繰り返し、地域包括支援センターの拡充を求めてきました。検証・再構築に向けて、今から地域包括支援センター、直営とサブセンター、それぞれの事業実績と計画を毎年つくり、公表すべきです。いかがでしょうか。

これまでの高橋・濱野区政は、再開発や巨大道路造りを23区トップで推進し、福祉を抑制して、23区最低の状況を長期間続けてきました。23区最低の高齢者・障害者福祉からの改善を求めます。いかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長 まず計画をとということですが、こちらにつきましては、介護保険事業計画の

中には地域包括のことも網羅されておりますので、その中で方向性を示しているという形を取っているところがございます。それから、２３区の最低の福祉の改善という厳しいご指摘でございますけれども、本予算案の中におきましては、まず基本的な考え方として、日常生活を支える基礎的な行政サービスがあればこそ、全ての人がひとしく権利として利用できる社会を構築するといった軸がありまして、先ほど事例として挙がっておりましたけれども、例えば子育て支援におきましては、中学校標準服、それから修学旅行にかかる費用の無償化や、所得制限によらない給付型奨学金の創設といったものが盛り込まれております。一方、福祉施策につきましても、同じ考え方に基きまして、例えば障害者支援におきましては、通所支援施設に係る利用者負担の無償化や介護タクシー利用等に発する予約手数料への助成、一方、高齢者福祉におきましては、入院中の紙おむつ代助成における所得制限の撤廃や、それから、今お話が出ました地域包括支援センターの在り方検討に取り組むとしたところでございます。今後ご利用者の声や他自治体の状況も把握しながら、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○のだて委員 地域包括については、実績をつかむことが課題抽出につながり、次につながってくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。そして、様々、２３区最低の福祉改善を、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。この間の高橋・濱野区政によって、２３区最低の福祉がずっと続けられてきました。やはりここを改善していくということが、区民の幸せ、ウェルビーイングにもつながってくると思いますので、よろしく願いいたします。

そして、前進面がある一方で、変えるべきこともあります。大崎や五反田、大井町、戸越公園、品川浦など、区内各地で進む超高層再開発によって、区民の生活が脅かされています。中でも武蔵小山の再開発では、毎回、区民から請願・陳情が出され、「ついの住みかを奪われる。どうしたらよいのか」と、切実な声が上げられています。高齢者を不安にし、生活を壊しているのが再開発です。武蔵小山の再開発、小山三丁目第一・第二地区に住む世帯数と、要介護認定を受けている人は何人いるのか伺います。資材高騰や労働環境の改善等で総事業費が上がり、それに合わせて補助金額が上がっています。先行したパルム駅前地区と駅前通り地区の補助金額は１０９億円と６２億円でしたが、小山三丁目第一・第二地区は、２２１億円、２３７億円と、２倍以上になっています。施行区域面積当たりで見ても、第一・第二地区のほうが高額です。事業費が膨らむことに伴い、どんどん投入される税金が膨れ上がることが明らかになりました。しかも、再開発ができると地価が上がり、周辺住民の固定資産税が上がって暮らしを圧迫。これまで区は、２３区でトップクラスの１、５００億円超の税金を投入して再開発を推進してきました。これ以上の超高層再開発はやめるべきです。今回区長は、再開発に反対する住民の申出で昨年末に懇談しました。これまでの区政ではあり得ないことであり、重要な一歩です。一般質問の答弁でも、区長は、「将来に不安を感じる地域住民の切実な声を聞きました。今後もまちづくりに関する住民の様々な声に耳を傾けていく」としており、住民の声を聞く姿勢は重要です。区長は施政方針で、「ここで生きたいと思える社会と未来をともにつくってまいりましょう」と述べており、住み続けたいと願う住民を追い出す再開発はやめ、新たなまちづくりに踏み出すことが求められます。ここで生きたいという地域住民が住み続けられるまちづくりを、どう進めていくのか、伺います。

○鵜田都市整備推進担当部長 まず初めに、小山三丁目第一・第二地区の再開発地区内の世帯数でございますが、準備組合からは世帯数そのものは把握しておりませんが、住居の戸数につきましては、現時点の概算ということではありますが、小山三丁目第一地区では約１５０戸、小山三丁目第二地区では約２００戸と聞いております。また、要介護者認定についてですが、準備組合からは、地区内に介護が

必要な権利者もおり、個別の事情などの相談に対応しておりますが、要介護者認定が何人いるかまでは把握していないと聞いております。区としましては、介護が必要な方々も含めまして、地域住民の声に耳を傾け、準備組合に対しては丁寧な対応を行うよう、引き続き指導してまいります。

続きまして、地域住民が住み続けられることのまちづくりについてであります。先般の本会議にて区長が答弁したとおり、まちづくりの主体はそこに住む地域住民である。そのことが、まず、まちづくりの大前提であると考えております。その上で、昨年末、区長自らがまちづくりに関して、地域住民の方と対話し、その切実な声を直接お聞きする場を持ったところですが、今後もまちづくりの主体である地域住民の声にしっかりと耳を傾け、真摯に受け止めること。それを区政の基本スタンスとして、まちづくりに取り組んでまいります。

○のだて委員 介護認定については、人数は答弁がありませんでしたけれども、80代の方、あるいは介護を受けている方がいらっしゃるというお話もありました。やはり、こうした高齢者を追い出すのが再開発です。今後も住民の声を聞くということですので、それならば、住民を追い出し、開発企業のもうけを生み出す再開発推進をやめるよう、強く要望して、私の質問を終わります。

○石田（秀）委員長 以上で、のだて稔史委員の質疑を終わります。

次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 のだて委員に続いて総括質疑を行います。

私からは、同和問題についてとジェンダーについて伺います。

まず、同和についてです。款別審査でも伺いましたが、私たちはアポを取った上で、同和生活相談室を視察に行きましたが、相談室は見せてもらえず、事務室にすら入れてもらえず立ち話。どんな相談があるのか言えない。相談記録は月に1回程度の報告でしか把握できず、事務職員も記録は見たことがないなど、こんなに実態がつかめない視察は初めてでした。改めて、同和相談の年間件数、実人数、相談手段別の件数、相談内容、そして新年度予算で同和の新聞・雑誌購読料や研修費など、それぞれの額と、同和に関わる予算の総額を教えてください。

○柏原区長室長 それでは、同和関連に関する実績等々のご質問でございますけれども、まず同和の相談の年間の件数でございます。こちらは令和5年度になりますけれども、年間相談件数が368件、それから実人数で申しますと188人となります。それから、相談種別ごとで言いますと、電話での相談が216件、来所しての相談が78件、出張しての相談が74件で、計368件でございます。

それから、相談の内容でございます。様々ございますけれども、教育・保育に関するものが103件、あと生活全般に関するものが6件、あと税・金融などが3件等々ということで、その他があと250件以上といったところでございます。

それから、新年度での予算の部分でございますけれども、新聞・雑誌等の購読でございます。これは、同和関連に関するものでございますけれども、新年度予算に計上した額が333万2,000円余でございます。それから、同和に関する研修費でございます。こちらが151万円余ということでございます。

総額で申しますと、620万円余が同和に関する予算ということで計上させていただいてございます。

○石田（ち）委員 総額は、所管を超えて計上されているものも合わせますと、私たちの計算では約1,540万円ほどになります。これだけの予算をかけているのに実態がつかめない。こうした税金の使い方は間違っていると思います。今や23区で同和相談室を設けているのは、品川区を含めて6区程度です。差別は同和だけでなく、様々な差別があります。同和差別の実態がどのようにあるのか明らか

かにされない中、同和だけ相談室を特別に設けることや、意識調査であえて同和について聞くことは、逆に差別を生み出すことになると思いますが、いかがでしょうか。同和相談は一般の人権相談と統合して、特別扱いは見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○柏原区長室長 現在の日本社会におきまして、同和問題はもとより、例えば外国人の差別、優生思想や障害者への差別、それからジェンダーギャップなど、様々な人権課題といったものが内在しているといったところでございます。これらの課題につきましては、それぞれに固有の問題を抱えているところではございますけれども、今年度新設しております人権・ジェンダー平等推進課を中心といたしまして、不断のアップデートを図りながら、より一層、時代に即した人権施策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員 ぜひ見直していただきたいと思います。

次に、ジェンダーについて伺います。品川区では昨年、ジェンダー平等推進条例が制定されました。共産党はジェンダー平等を綱領に掲げ、誰もが尊厳を持って自分らしく生きることのできる社会を目指し、取り組んでいる党として、品川区のジェンダー平等をさらに前に進められるよう、力を尽くしていきたいと思っています。本条例をつくる際の検討委員会では、委員から、「この検討委員会ができたこと自体、新しい風が吹いていると感じる」、「条例が欲しいと思っていたが、区長が替わったらすぐ条例の話が出てきた」など、変化への歓迎の声、期待の声が次々と上がる状況でした。一方、なかなか進まない大本には、家父長制を重んじる古い支配体制を維持し、男らしさ・女らしさを押しつけてきた時代錯誤の勢力によるバックラッシュがあります。品川区の条例制定に向けたパブリックコメントでは、条例を否定し、LGBTを攻撃する内容の反対意見が多くあり、バックラッシュがあることを私も改めて認識しました。条例制定から間もなく1年。この間、どんなバックラッシュがあったのか。また、これまでジェンダー平等に取り組む中で、見えてきた課題があればお聞かせください。

○柏原区長室長 条例制定後の課題等々でございます。

今、委員からバックラッシュというようにお話を頂きましたけれども、バックラッシュと言い切れるかどうかというところはあるのですが、内容といたしましては、例えばこの条例の必要性についてどうなのだというようなお声は頂いているところでございます。

また、課題というところではございますけれども、活動してきている中で感じているところでは、性的役割分担やアンコンシャスバイアスについてのご意見があったりといったところは、課題があるのだろうというところもございますし、女性だけではなく男性の生きづらさといったところのご意見もあったりするところでございますので、こういったところは課題といったところで考えているところでございます。

本条例におきましては、9つの基本理念などについて、機会を捉えて周知・啓発を行ってきているところでございます。今申し上げたところでございますけれども、様々なご意見があるといったことでございますけれども、これがまさに多様であるといったことでもございます。これからも引き続き、条例の基本理念等について、SNS等も使いながら、周知を含め、丁寧にお伝えし続けていきたいといったところと、講座やフォーラムなどの事業といったところも、様々な立場や困難にある方に参加していただける内容となるように、周知・啓発に努めていきたいと思っています。

○石田（ち）委員 バックラッシュについては、常にジェンダー問題に付きまといてきますので、ジェンダー平等を願う区民と共にねのけ、前へ進めていただきたいと思います。

条例制定に伴って、様々な講座やフォーラムなどを積極的に実施していると思います。私たちも参加

してきましたが、大変勉強になります。取り組まれてきた講座や、その中身、参加者からの感想などを幾つか教えてください。

○柏原区長室長 今年度、ジェンダー平等推進センターにおいて、全8回の講座を実施して、幅広い内容を取り上げているといったところでございます。

今年度の主なもので申し上げますと、女性のための防災講座、それからワーク・ライフ・バランス講座、また男性のための生き方講座などを実施してきております。防災講座におきましては、家の備蓄品を見直したり、家にあるふだん使っているものを確認する、また改めて災害時の準備をするといった感想があったところでございます。そのほかのものでも、悩んでいる者は自分ではなかった、新たな気づきがあった、また参加したいなどの感想なども頂いて、より高い評価を頂いているといったところでございます。

○石田（ち）委員 様々、講座をやられているわけですがけれども、私は昨年の11月の斉藤章佳さんを講師に迎えた講座に参加させていただきました。この講座の参加人数と中身を具体的に教えてください。

○柏原区長室長 斉藤章佳氏をお迎えしての講座の内容でございます。

こちらにつきましては、11月22日に、DV講座というテーマにしまして、斉藤章佳氏を講師にお招きして、「性暴力から身を守るために知っておきたいグルーミング被害者臨床の知見を通して考える」といった内容で実施したものでございます。参加人数といたしましては17名、会場参加が8名でオンライン参加が9名といったところでございます。内容といたしましては、性暴力をする人がどのような人であるのか、加害者側の知見を通じて、斉藤さんが実際に見てきた人たちのことについてのお話。そういった、加害者がいかにして子どもたちに対するグルーミングを行っていくかというような内容で実施したものでございます。

○石田（ち）委員 ありがとうございます。

性加害者には正しい対応が必要で、被害者に対して大変なことをしてしまったとしっかり反省させることが大事で、対応が適切でないと加害者にとっては、この程度で済んだという負の成功体験となり、加害を繰り返すことにつながっていくとのことで、本当に勉強になりました。今、小・中学校で全国的に起こっている、子どもによるタブレットによる盗撮や、一部の教職員による子どもへの性加害など、正しく対応しなければ、ゆがんだ性への認識になり、将来の加害者を生みかねません。対応する教員や職員、大人が正しい対応を学ぶことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。また、今後の講座の周知をさらに広げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○柏原区長室長 今後の展開の部分でございます。

性暴力や加害者に対する対応といったところで、教員や職員、大人の方への対応ということでございますけれども、今年度から様々な方に参加していただけるように、こういった講座の開催時間を平日夜間に統一して、広報しながらやSNSでの周知、また対面とオンラインを併用した形での実施といったところでしてございます。来年度も、いろいろな方に様々ご参加いただけるように、内容や周知を様々な工夫して実施してまいりたいと考えてございます。

○石田（ち）委員 ぜひ広げていただきたいと思いますし、将来の加害を防ぎ、被害者を生まない対応を、ぜひ大人へもしていただきたいと思います。

続いて会計年度任用職員について伺います。賃金格差の是正は、ジェンダー平等を築く土台中の土台です。品川区はこの間、部課長に女性が増えていると思います。現在、区の管理職の女性の割合を教え

てください。

女性が8割を占める会計年度任用職員ですが、1年ごとの公募はやめ、継続雇用を求めたところ、公募によらない任用制度をできるだけ早い段階で導入するとのことでした。歓迎したいと思います。さらに、同一価値労働同一賃金を求めたいと思います。款別審査でも言いましたが、会計年度任用職員の多くの現役世代の女性が、一定の勤務年数がありながら、また正規職員と同じ仕事をしながら、待遇が大きく違う中で働いています。まず、正規職員にはあるが会計年度職員にはない制度や手当、それと、正規職員の休暇で有給だが会計年度任用職員は無給のものを教えてください。また、正規職員と同等にするよう求めますが、いかがでしょうか。

○柏原区長室長 まず、女性管理職の割合でございます。

令和6年4月1日現在の数字でございますけれども、管理職96人のうち女性管理職が18人といったところでございまして、割合にして19%ということで、昨年度に比べて人数・割合とも増加しているところでございます。

それから会計年度任用職員の制度面等のご質問でございますけれども、まず処遇面の違いのところでございます。例えば、扶養手当、住居手当、退職手当といったところが正規職員にはございますけれども、会計年度職員には現在のところないといったところでございます。また、休暇制度の有給・無給の違いで申しますと、病気休暇、妊娠通勤時間、それから育児時間などが無給といった形になってございます。あと、有給・無給というところではないのですが、夏季休暇で申しますと3日間というところで、正規職員は5日ですので、そういったところの差もございます。

今後の展開の部分でございます。今申し上げました処遇改善の部分でございますけれども、これは本会議の中でもご答弁申した部分ではございますが、令和2年度から期末手当、また今年度から勤勉手当の支給も開始されているところでございます。さらに今年度、人事委員会勧告によりまして、多くの職で増額改定がされているといったところがございまして、この間、着実に処遇の改善が図られているといった認識は持っております。一方で、現在、年度ごとの任用であることから導入していない経験加算や、公募によらない再度の任用制度などにつきましては、他自治体の状況などを調査・検討するとともに、常勤職員、国、他自治体、民間などとの均衡を踏まえて、これからも適切に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員 周りの他自治体の状況を見ながら検討ということですが、23区で見ますと、会計年度任用職員の病気休暇が、今、品川区は無給なわけですが、有給にしている区は13区、来年度からは有給化する区が3区ということで、計16区です。また、経験加算がついている区は6区あります。賃金格差はジェンダー平等を築く上で土台中の土台ですので、条例を持つ区として、同一価値労働同一賃金を一日も早く進めていただきたい。これは強く要望しておきたいと思います。

次に、昨年、第4回定例会で、私の一般質問で、選択的夫婦別姓の実施を国に求めようとの質問に、区長は「私としては早期に実現すべきものと考えている」との答弁でした。前区長のときの答弁はずっと、「通称使用の拡大で対応できる」でしたので、大きな前向きな変化であり、重要です。以前の区長会で、杉並区長の呼びかけで、同性婚法制化を求める要請書を、森澤区長を含む9区の区長が連名で国へ提出。今度はぜひ森澤区長の呼びかけで、選択的夫婦別姓実現の要請をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

続けて、リプロに行きたいと思います。リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての区の認識を伺います。

○柏原区長室長 まず、選択的夫婦別姓の部分でございます。

こちらにつきまして、選択的夫婦別姓の導入につきましては、一義的には国会において議論されるべきものということでございまして、現在、国で議論が進められているといったところでございます。今後も国の動向を見守ってまいりたいと思っております。

なお、今ご紹介がありましたけれども、森澤区長においては、先般の第4回定例会にてご答弁しており、選択的夫婦別姓については早期に実現すべきものと考えているといったところでございます。

それから、リプロダクティブ・ヘルス・ライツでございます。こちらの、まず区としての認識というご質問であったかと思えます。これにつきましては、女性は妊娠・出産する可能性がありまして、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面するといったことがあります。こうした問題の重要性について、男性を含め、広く社会全体の認識を高めるための理念と考えているところでございます。

○石田（ち）委員 選択的夫婦別姓のところは、ぜひ区長に答えていただきたかったなと思います。

でも、ぜひ進めていっていただきたいと思いますが、リプロダクティブ・ヘルス・ライツは、今、認識を言っていただきましたけれども、性や妊娠、出産など、生殖に関わる全てにおいて、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であり、子どもを産む・産まない、いつ何人子どもを持つかなどを自分で決める権利です。そのために必要な情報やサービスを得ることが保障されるというのが、リプロダクティブ・ヘルス・ライツです。品川区はリプロを、選択する権利と捉えているのか、伺いたいと思います。それと、本来10種類ほどある避妊方法も知らされておらず、自分に合った避妊方法を女性自身が選び、自分で自分の体のことを決めることができるということを知りません。リプロは権利であるとの立場に立ち、望まぬ妊娠で苦しむ女性を生まない対策を、区として取ることが求められていると思いますが、いかがでしょうか。また、緊急避妊薬があることや入手方法などを、区として発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柏原区長室長 私からは、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの部分についてお答えいたしますが、女性はライフサイクルの中で妊娠・出産などがある場合に、様々な健康上の課題に直面することが考えられるといったことから、誰もが健康で自分らしく、充実した人生を生きるために、性や生殖などに関わることについての自己決定が肝要と認識しているところでございます。

生活におきましては、女性だけの問題ではなく、広くは男性にも関わる問題であることから、女性だけでなく男性にも広く、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの重要性が広まるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。

○阿部健康推進部長 私からは、望まぬ妊娠で苦しむ女性を生まない対策についてお答えいたします。

区では、ジェンダー平等推進センターで実施しているジェンダー平等推進講座や「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」などを通じて、広く、性に関する啓発や相談に取り組んでおります。緊急避妊薬につきましては、現在、一部の調査・研究事業を除きまして、処方なしの販売は認められておりません。対面またはオンラインで医師の診察と処方を受ける必要がございます。

現在、厚生労働省のホームページにおきまして、緊急避妊の対面診察が可能な医療機関、および調剤が可能な薬局の一覧を掲載しており、東京都も対応できる医療機関の検索サイトを公開しております。こうした状況を踏まえまして、区のホームページ等による周知につきましては、情報を伝える対象や内容等について慎重な検討が必要であることから、区薬剤師会と情報交換するなど、引き続き調査・研究をしてまいります。

○石田（ち）委員 リプロにおいて「自己決定」と言っていただいたのは初めてだと思います。自分で決められる権利だということまで言っていただきたいと思います。リプロはジェンダー平等を進める上で大変重要ですので、よろしくお願いしたいと思います。

共産党は、ユースクリニックの設置を求め、今年1月からユースヘルスケアしながわほけんしつが本格実施されています。運営するピルコンとはどんな団体か、また相談件数と、どのような相談が多いのか教えてください。そして、対象年齢の拡大を求めますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤子ども未来部長 ユースヘルスケアしながわほけんしつについてお答えいたします。

まず、本事業を委託しているNPO法人ピルコンについてです。当団体は2013年に設立され、性の健康の啓発等を行っております。これまでに、心や体をテーマとしたイベントや講演会を実施しており、また東京都の「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」にも参画するなど、若者の心と体の健康相談の分野で豊富な実績ある事業者と認識しております。

次に、事業の相談件数等についてです。相談件数は、本格実施となってもうすぐ3か月となりますが、延べ100件ほどとなっております。相談内容についてですが、心と体それぞれについて、幅広い相談が寄せられており、人間関係の悩みであったり、性自認、体の変化等に関する相談が多い状況ですが、年の近いスタッフにより、よい雰囲気・距離感の下で事業を実施しております。

最後に、対象年齢の拡大につきましては、まだ事業が始まって3か月少しというところですので、状況を見ながら、適宜対応していきたいと考えております。

○石田（ち）委員 なかなか性教育が進んでいない下ですので、多くの世代が心と体の件については不安を抱えていると思いますので、ぜひ拡大していただけたらと思います。

ユースヘルスケアしながわほけんしつを運営するピルコンですけれども、生きづらさの悩み相談、そして性自認や性についての相談、避妊に失敗してしまったかもという相談もあるとのことでした。緊急避妊薬があることなど、情報提供もされているということですので、ぜひ引き続き、対象も拡大して進めていっていただきたいと思います。

ピルコンは包括的性教育を各地域で実施していて、若い世代のスタッフや地域や学校に入って性教育の話をしていますけれども、品川区でもぜひピルコンに性教育をしていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○米田教育次長 学校における性に関する教育については、産婦人科医等の外部講師と連携するなど、子どもの実態に応じて実施しているところです。今後、ユースヘルスケアしながわほけんしつとも連携し、そこで得られた子どもや保護者のニーズや取組結果を踏まえ、教育の展開の仕方について検討してまいります。

○石田（秀）委員長 以上で、石田ちひろ委員の質疑を終わります。

次に、藤原正則委員。

○藤原委員 私は、自分の思いを自分の言葉で一生懸命かみしめて質問させていただきます。

まず、西大井についてお伺いさせていただきます。ニコンの本社が来てくださいます、ずっとお願いしていた三方の歩行道路が確保されました。本当に区民の方が喜んでます。歩行者の方が喜んでます。これについて、担当部長、どういうふうにお考えか教えてください。

それと、西大井駅を背にして、答弁してくれる人は頭の中で描いて答弁してください。まず横断歩道を渡って、右と左の花壇の整備はどうなっていますか。そして、もう少し行ったところに喫煙所があります。西大井の喫煙所。それを整備しますというのを、ずっと答弁いただいているのですけれども、全

然まだ整備になっていないので、いつになったら整備になるか教えてください。それと、平和の花壇も整備するというお話を頂いていますけれども、いつ整備してくれるのでしょうか。それと、西大井広場公園の整備。よく言う、水が出ていない噴水。それと、西大井駅の駐輪場の増設については、どのような形になっているか教えてください。

次、駅について伺います。西大井駅は高崎線が通過してしまいます。線路があるのに通過してしまいます。どうか止めていただきたいという思いを何回も質問しましたが、教えてください。あと、東口の改札口の増設。あと二つは改札口ができると私は思います。それについては、いかがでしょうか。ホームドアはいかがでしょうか。それと、何回もこれも要望している西口改札口、新規。これについてはいかがでしょうか。

それと、再開発。補助205号線と滝王子通りが交差する三角地の再開発はどうなっているでしょうか。そして、その三角地の前の原踏切は、政策の重要踏切になっています。それについては、いかがでしょうか。それと、西側を見ると不燃化特区の地域が広がっているのですけれども、不燃化特区は令和7年で終わってしまうというお話でしたが、ぜひ延長していただきたいと私は要望してきました。その点については、いかがでしょうか。

それと、西側、本当にすばらしくて、西から伊藤博文公の墓地、そして養玉院、大仏の五智如来。そして、昨日も思い切り混んでいました、蛇窪神社。そして、今回1つプラスされるのは、ニコンのニコンミュージアムが増えました。この辺については、いかが考えるでしょうか。お願いします。

○鈴木都市環境部長 西大井周辺まちづくりを含めて、幾つかご質問を頂きました。

まず、ニコン本社社屋は令和6年6月に竣工いたしましたけれども、この本社社屋につきましては、基準値を上回る歩道状空地などのオープンスペースの確保や、ボリュームがあり種類も豊富な樹木をはじめとした緑化、地域の皆さんや隣接する西大井広場公園利用者也利用できる、ベンチなどのストリートファニチャーの設置など、区内建築物のお手本となる建物であると感じ、区としても感謝しているところでございます。私も毎日通勤で、この整備されているところを通行させていただいておりますが、安全性が上がるとともに、周辺環境・景観にも配慮したしつらえとなっており、非常に心地よく利用させていただいているところでございます。

続きまして、高崎線直通停車のご質問でございますが、新宿方面への鉄道の運行については、令和元年11月の相鉄・JR直通開業に伴い、西大井駅停車について増便が行われ、利便性の向上が図られたところでございます。一方、従来より運行のJR湘南新宿ラインは、宇都宮行きについては普通電車として西大井駅で停車するものの、高崎・籠原行きについては快速電車として通過駅となっているというような状況でございます。西大井駅周辺では、先ほどのニコン新社屋も開業しまして、また近年、周辺人口や駅乗車人員も増加傾向にある状況でございます。区としては、JR湘南新宿ライン高崎線の停車により駅利便性のさらなる向上につながるものと考えられることから、駅の利用状況や駅周辺のまちづくりの進展状況も勘案しつつ、機会を捉えて、鉄道事業者に対し、高崎線停車を求めていく考えでございます。

続きまして、駅東口の自動改札機の増設についてでございますが、令和6年7月のニコン新社屋開業後の状況も踏まえまして、今年の3月にJRに対して、現在の駅の混雑について問合せも行っております。移転後も、駅の状況をJRでもその都度、確認していただいている状況でございます。今後も駅の状況を確認しながら、必要に応じて適切な運用に努めるとの見解を得たところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、近年の人口増加、それから駅乗車人員の増加といった状況もござい

ますので、改札機の増設については、今後も引き続き、ＪＲと意見交換を積み重ねていきたいというところでございます。

続きまして、併せて駅の西口の改札口の新設でございますが、こちらについても、これまでも地域からご要望を頂いており、その声を直接届けるために、令和５年８月にはＪＲ東日本を直接訪問し、意見交換も行っているところでございます。ＪＲからは、改札に必要な用地がないことから、改札口の設置は、駅西側の将来的なまちづくりの中で検討がなされる必要があるとの回答を得ているところでございます。区としましては、今後、周辺のまちづくりの進展、利用者の動向等をしっかり注視しながら、適時適切に改札口の設置についてＪＲと協議していきたいというところでございます。

最後に、不燃化特区延伸についてでございますが、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区などにおいて、これまでも特区を導入しまして、充実した補助メニューによりまして、不燃領域率が約１０ポイント上昇するなど、強力に不燃化を進めてきたところでございます。木密地域の解消には、今後も都と連携し、不燃化特区制度の取組を加速していくことが必要であることから、区はこれまでも事業の延伸を都へ強く働きかけてきたところでございます。今回、本年１月に、都より不燃化特区制度の令和８年度以降５年間の継続強化が明確に示されたところでございます。区としましても、引き続き都と連携しまして、不燃化特区制度を活用しながら、今後も強力に不燃化に取り組んでまいります。

○溝口防災まちづくり部長 西大井駅周辺のハード整備に関する幾つかの質問について、私からお答えさせていただきます。

まず、駅を出てすぐの植栽の関係でございますが、通路に面して、年度内にできれば花を植えていきたいと考えているところで、今現在、業者の手配を行っているところでございます。

続きまして、西大井広場の整備でございますが、西大井広場につきましては、３０年以上経過しているところから、今年度、土壌対策・汚染の調査等を進めているところでございまして、来年度、令和７年度につきましては、実施設計または土壌汚染の対策といったものを計画することとし、令和８年度には工事に着手したいと考えているところでございます。

併せまして、近隣にあります自転車駐車場につきましては、同じように公園と一体となって整備することで増設できたり、また工事期間中の駐輪場を建設するに当たって仮設の駐輪場が必要になってくることから、公園整備と一体的な整備を進めていきたいと考えておりまして、同じように来年度、令和７年度に実施設計を行って、令和８年度から改修工事に入っていきたいと思っております。

また公園の中には、整備後、完成後にはなりますが、今かなり利用客が多くなって、駐輪場が満杯の状態が続いておりますので、少しでもそういったものを解消できるように、駐輪場の整備、新たな増設をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、西大井駅のホームドアに関する質問でございます。これにつきましては、都またはＪＲから、今後整備していく路線というのが示されておりまして、西大井駅につきましても、令和１０年度までにホームドアの整備が行われる予定と公表されておりますので、引き続き、その計画どおりにホームドアが設置できるように、機会を通じて、区としても働きかけを行っていききたいと考えているところでございます。

最後に、原踏切の対策についてでございます。原踏切につきましては、都市計画道路補助２０５号線が通る踏切になっておりまして、まず都市計画道路を整備していくことが必要だと考えているところでございます。ただ、交差するに当たっては物理的に制約があったり、様々、条件が厳しいところもありますが、整備に向けまして、様々、東京都、ＪＲを含めて協議を行いながら、どういう形で整備できる

のかというのをこれまで検討したところでございます。また、都市計画課が所管になりますが、今後、都市計画道路の第5次事業化計画といったところも検討されると聞いておりますので、そういった中で当該路線の補助205号線の位置づけをどのようにしていくのか、都市計画課とも連携しながら、また東京都とも連携しながら、整備に向けた検討を引き続き行っていくというふうに考えているところでございます。

○柏原区長室長 私からは、平和の花壇についてのご回答をさせていただきたいと思います。

まず、平和の花壇のちょうど隣の部分でございまして、今週、3月17日の月曜日に、花の植付けをさせていただいているところです。種類としては、パンジーを144株、まず植えさせていただいてございます。こういったところも含めて、花壇周辺の美化につきましては、関係所管とも連携しながら、啓発を行いながら、美観を維持できるように努めていきたいと思っております。また、平和の像の移設そのものについては、駅全体の整備等々の中で、きちんと平和の像が見えるような形で周知できるような部分で考えられるように、今後も検討していきたいと思っております。

○川島地域振興部長 私からは、西大井駅前喫煙所のパーティション設置工事についてお答えいたします。

当該工事につきましては、JTにご協力いただきまして、今月の1日から工事を着工しております。現場を常に見ていただければというところでございますが、工事は順調に進んでおりまして、3月28日には竣工の運びとなります。喫煙所の利用開始日につきましては、3月31日の午前10時を予定しております。それまでの間は引き続き、生活安全サポート隊の巡回などを通じまして、委員から度々ご指摘いただいております、路上にはみ出での喫煙等の防止について、パトロール隊がしっかり指導してまいります。

○鶴田都市整備推進担当部長 私からは、西大井駅周辺の再開発の動きについてお答えします。

三角地ということで、こちらは西大井一丁目南地区となりますが、こちらの地区では協議会が設立されておりまして、地権者と意見交換などを交わしながら、まちづくりの方向性などを検討するとともに、まちづくりニュースといったものを発行しまして、地区内のお住まいの方に検討状況をお知らせしております。また、昨年12月ですけれども、まちづくりの報告会といったものを開催しまして、協議会のこれまでの活動、当地区の現状や課題、まちづくりの方針について報告しているところでございます。引き続き、こういった協議会の活動について、まちづくりの検討状況などを確認していくとともに、地区の皆さんからの相談等があった際は適宜対応するなど、地域の声を聞きながら、西大井駅周辺の活性化に向け、取り組んでまいります。

○辻文化観光スポーツ振興部長 それでは、私からはニコンミュージアム等を含みました西大井の観光面での魅力についてお答えいたします。

まず、西大井駅周辺には、伊藤博文公の墓所をはじめとしまして、荏原七福神のコースにもなっております養玉院如来寺、それからトイレの神様とも言われています不動院東光寺、それから、今年巳年ということで大ブレイクしています蛇窪神社。このような歴史ある社寺がございます。昨今、2024年10月にできましたニコンミュージアムなのですが、ニコンの技術や歴史、それから1,300点以上もある製品を展示してございまして、非常に魅力のある新しい西大井のスポットとなっております。中でも、私も観に行っただのですが、海外の方やカメラ好きの方、それから小学生の社会科見学等でも使われていると聞いております。

今年に入りまして、関係団体の協力の下、今申し上げたようなところを回るツアーを造成しましたと

ころ、早いうちにもう満員御礼ということで、非常に人気があるところでございます。区としては、これからも引き続き、西大井のこういった魅力的なスポットを発信していきたいと思っております。

○藤原委員 本当に前向きな答弁をありがとうございます。西大井が本当にとてもきれいになって、お花がいっぱいある駅前になるということは本当に歓迎するのですが、1つ、えっ、と思ったのは、お花が増えるのはありがたいのですが、お花が増えるということは、お花のところに水。それで、いまだに品川区立の公衆便所から、じょうろにお水を入れて、歩いてそこに持って行って、それで、今回、じょうろでお水をあげるのが、増えるわけですね。その辺についても、ぜひこれから考えて、水回りの工事など大変なので、その辺については考えてください。

次に介護予防についてお伺いしますが、実は品川区の高齢者の方々というのは、ほとんどが8割方、元気高齢者なのです。ですから、要支援・要介護にならないためにどういうふうにしていくかということが大事だと私は思っています。まず、フレイル予防です。健康プラン21。健康課と高齢者福祉はどういうふうに共同でやっていくか、教えてください。

それと私は、考えているのは、まず高齢者クラブの充実。それと、シルバー人材センターの充実。そして、私がいつも言う出会いの湯。この3点セット、プラス、シルバー大学と思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○寺嶋福祉部長 まず、健康課との連携というご質問でございますけれども、現在でも健康課が所管しております、ふれあい健康塾。それから、今、例示として頂きました、しながわ出会いの湯事業といったものを、一般介護予防事業に位置づけて実施するといった形で、しっかりと連携を図っているところでございます。

それから、高齢者クラブ、シルバー人材センターといったところですが、元気高齢者の方、またフレイル予防といったことにつきましては、やはり外出をするきっかけづくり、予定を入れるというのですか、こういったことが、介護予防についても健康づくりについても非常に重要な位置づけとなっておりますので、今後も様々な機会の創出を図ってまいりたいと考えております。

○川島地域振興部長 シルバー人材センターにつきましては、定年退職後等、健康で働く意欲のある高齢者の生きがい増進と、地域社会の活性化に貢献する公益社団法人として活動していただいております、大変重要な団体だと認識してございます。引き続き、高齢者の生きがい増進と、地域社会の活性化に貢献する取組に努めていけるように、支援をしっかりと行っていきたいと考えてございます。

○辻文化観光スポーツ振興部長 シルバー大学でございます。

幾つになってもやはり学び続けるというのは、元気のもとだと思います。今開いているシルバー大学に来ている方は、本当に生き生きして元気な方が多くて、これからは様々な意見を取り入れながら進めていきたいと思っております。

○藤原委員 次に、介護士の処遇改善をお伺いしますが、品川区は23区でトップクラスの処遇改善をしてくださいました。一番は、処遇改善を受けられる方が100%に近いぐらい処遇改善を受けていたいただきたいのですが、現行7割ぐらい、70%ぐらいしか受けていない。その辺の分析はどういうふうになっているのか。ぜひ私は受けていただきたいと思っております。

それで、部長、この間、3日前か4日間、品川区でもお昼ぐらいに雪が降りましたよね。でも、介護士たちは自転車に乗って、あの雪の中までも訪問介護で訪問してくれて、介護が必要な方に伺ってくれていると思います。この国は、例えば消費税は社会福祉に使いますとお話するけれども、本当に冗談ではないですね。それで、訪問介護の方の基本報酬を下げるのです。こんなことがあっていいわけな

いではないですか。違いますか。それで、前回そういうお話を部長にしたら、「私は、介護保険ですから、国がやっていることですからと決して言いません」と、力強い答弁をしてくださいましたよね。その辺についてもいかがでしょうか。もう、ぜひこれは力強い答弁を頂きたいと思います。

○寺嶋福祉部長 まず処遇改善の関係の、居住支援手当のお話だと思うのですが、申請率が7割だったということで、まずこの件につきましては、当然ながら100%とならなかったのは大変残念だと思っております。

まず区としては、そもそも情報を知らなかったので申請できなかったという、これだけは絶対避けなければいけないということで、周知は徹底的に図ってきたという経過がまずございます。例えば申請率があまり伸びずに、締切りを1か月延長するということを行いましたけれども、この際には、事業者が登録しているネット配信ツールを使いまして、まず申請期間の延長をお知らせする。それから、申請をもちろん勧奨するということ。それから、申請しない理由がもしあるのであれば、それを教えてほしいということで、アンケートも実施いたしました。そこから状況が分析できると、1つは考えているのですけれども、3つ主にありまして、1つは、まず週20時間以上という基準をクリアしない職員が意外と多かったということで、これは致し方ないのかなと思っているのですけれども、次は、例えば今回はヘルパーと、それからケアマネジャーが対象ということになっているのですが、「対象とならない職員との差をつけたくないので、あえて申請しませんでした」というようなご意見もありました。それから、一番悩ましかったのが、品川区だけで事業をやっている事業者だけではないので、広域展開しているところにつきましては、「他区や他県の職員からの不平不満が出る可能性があるので申請はしません」といった声も実際にあったところでございます。「一義的には介護保険というのは全国制度ですよ」と申し上げることはあるのですけれども、こういった場面で、やはり自治体単独での支援が困難だということとは、非常に今回は痛感したところでございます。

それからもう一つは、これは申請しなかった理由かどうかまでははっきり分らないのですけれども、手当を支給することで、いわゆる年間103万円の壁を越えてしまって、勤務時間を減らしてほしいなどという動きがあったということで、「事業者としても無条件に喜べないのです」などという声も直接お聞きしたような経緯もあります。以上のことから、引き続き事業者と知恵を出し合いながら、どんな支援が必要かということについては考えていきたいと思っております。

それから報酬引下げ、「国のことではないですよ」と以前申し上げまして、私も今年度、厚生労働省のこういった研究会に参加させていただきまして、介護報酬引下げに至った経緯等について勉強させていただきました。まだ分析中なので、これが全てではないのですけれども、最近多いのは、サービス付高齢者住宅や有料老人ホームといったところで、いわゆる特定施設の指定を受けずに、訪問介護でケアをしているという事業者が非常に多いのです。少し細かい話なので、はしょって話しますけれども、特定施設を取りますと、いわゆる包括型の施設系のサービス系報酬になって額が決まるのですけれども、それを取らずに、全部併設の訪問介護でやってしまうということになると、例えば先ほどの雪の中を自転車で行くといったことがなくなって、建物の中を、部屋を順番に回るだけなので、非常に効率がよくて、報酬は増えるのです。こういったことが、前介護計画の中での、訪問介護の報酬が上がった1つの要因だと考えておりまして、国も大変、そこは問題視しているところでございます。

こういったところに着目して、そうではない、いわゆる規定どおりの最初の想定どおりの訪問介護を行っている事業者については、何か特別な支援ができないかという辺りも含めて、区としても何か積極的に考えていきたいと考えております。

○藤原委員 部長、積極的に考えていきましょうよ。厚生労働省が何を言おうが、報酬が下がったことだけは事実なのだから。そして、訪問介護は一生懸命、回ってくれています。訪問介護だけではない。施設系の方たちも一生懸命やってくれる。そういう方たちをバックアップしていくのが行政であり、政治の力だと思います。役目だと思う。だから、一緒にやっていきましょう。また今後ともよろしく願います。

それと、やはりどんな施策をやるのでも、財政調整およびその財源だと思っています。企画部長、財政調整についてお伺いしますが、今回、55.1%から56%になりました。その経緯というか経過、交渉、そして56%で満足しているのか。その辺についてもお伺いします。

それと、財政課長、都市計画交付金は、仕事の都市計画の事業から考えれば、7対3なのだと思うのですが、その3の部分が区だと思うのですけれども、いわゆる1割もお金が来ていないではないですか。これについてどう考えるか、教えてください。

そして、新井副区長、東京都のキャリアもあるわけですから、これから2人の部長・課長の答弁を聞いて、それをどう思うか。その辺についてお伺いしてほしいのと、いまだに私は出会いの湯が好きなのですけれども、出会いの湯に行って、銭湯の中で、いろいろな方とお話すると、やはりまだ言われます。「品川区は子育て支援ばかりだから。高齢者にはあまりしてくれないから」。でも、新井副区長に伺うと、いつも、「そんなことはないよ。バランスよくお金はつけているよ」という答弁を頂くのですけれども、その辺についても答弁を頂けますか。

○久保田企画経営部長 私から財政調整制度についてお答え申し上げます。

今年度の都区財政調整協議につきましては、都区間の配分割合を見直すという、極めて重要な協議であったと認識しております。配分割合の変更に至った理由としましては3点ございまして、1点目が、都は広域的な事務を担い、特別区は住民の身近なサービスで支えること。東京の持続的な発展を実現していくため、今後も都区の連携・協力を一層進めていく必要があるということが1点目でございます。2点目は、首都直下地震等に対する備えを充実させていく必要があること。3点目としましては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力について、引き続き円滑に進めていく必要があるということです。これら3点を理由といたしまして、今回の都区間合意に至ったというものでございます。これは、東京の未来をともにつくり上げるための合意でありまして、都区双方が粘り強く協議した成果であると認識しております。

また、児童相談所については、配分割合の変更規模は0.9%。これは、将来、設置予定の区の児童相談所の分も含めた規模であることから、この間の都区財政調整協議における1つの到達点として、児童相談所の設置を勘案した上での配分割合を変更したものと、区長会としては受け止めているということでございます。

2点目は、財政調整に対する特別区の姿勢ということでございますが、都区財政調整制度は、東京都と特別区の間にも適用される制度であり、合理的かつ妥当な水準という観点におきまして、特別区の実態に適合した算定とすべきであると考えております。固定資産税など、財政調整の財源は増加傾向にあります。少子高齢化の進展をはじめ、首都直下地震に伴う災害復旧対応など、喫緊の課題を抱える中で、特別区の行政需要に見合った配分割合へと変更されるよう、引き続き協議が必要と考えているところでございます。

○加島財政課長 私からは、都市計画交付金についてお答えいたします。

委員がおっしゃったとおり、都市計画交付金の規模が特別区の実態に見合っていないというのは、一

番の大きな課題でございます。これまで都市計画交付金というのは、２００億円で長らく据え置かれてきたのですけれども、令和７年度東京都の予算におきましては、３００億円で増額されております。こちらは、今年度の都区財政調整協議におきましては具体的な議論に至らなかったのですけれども、一方で特別区で東京都に対しまして、都市計画交付金の拡大については要望等を行ってまいりました。それに対応する結果として、今回２００億円から３００億円に拡大したものと、特別区では推測しているところでございます。

ただ、３００億円で増額されましたとはいえ、これは先ほどございましたとおり、都区の業務の割合というのは７対３と言われている。特別区が３です。それに応じますと、大体、必要な規模というのは９００億円と言われている。３００億円でも、まだ特別区の実態からは程遠い状況にございますので、引き続き粘り強く東京都に、特別区として交渉してまいりたいと考えております。

○新井副区長 お尋ねいただきました都区財政調整制度に関してですけれども、今回、都区合意に至った経過に関しては、区長会側、それから都側が真摯に向き合った、１つの到達点であると、重く受け止めているところであります。ただ一方で、これが２３区の事務に見合ったものなのかといえ、これは単なる通過点でしかないとは思っているところでありますので、引き続き、必要なものは働きかけていく必要があると思っているところであります。

ただ一方で、さはさりながら、東京都と２３区、あるいは東京都と日本政府もそうかもしれませんけれども、限られたパイの奪い合いをしている。それだけでいいのかということもあろうかと思います。やはりオールジャパンで、日本の力を、パイを大きくしていくといった取組ということも、併せてやっていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

それから２点目、高齢者施策です。人は誰しも年を取りますし、老いを迎えて、やがて高齢者と言われるようになる。誰しも高齢者になるからこそ、誰もが必要とする基礎的な行政サービスについては、所得制限なく、あるいは無償化してやっていこうというのが、現在の森澤区政のスタンスであります。そういった中で、今回も施策として、終活支援、高齢者の住まい、あるいは居場所を見つけるためのGPSの無償提供など、あと今年度で言えば、先ほどお話がありました、介護の担い手の処遇改善手当や、あとは緊急代理通報システムなど、様々な施策を打っているところではあります。これはこれで、冷静に２３区を比べてみると、実際にはこれほど新たな施策を高齢者政策で打ち出している区がほかにあるのかといったら、なかなかないと思います。そういう意味では、着実にこれまで築き上げてきた高齢者施策のベースを踏まえつつ、新たな芽出しをやっているのではないかと思っているところであります。ただ、恐らく先ほどのお話のご指摘は、どちらかというところ、「それでも子育て支援のほうがね」と。「あつちは、制服は無償になるのにね」みたいな、多分そういう話なのではないかと思うのです。でも、子育てのほうが、こっちはなどという議論というのは、我々は違うと思っていて、トレードオフではないのです。別に、高齢者施策の予算を引っこ抜いてきて子育てに充てているかといったら、そんなことはない。どちらも重要。高齢者施策は高齢者施策でしっかりやっている。子育て施策も実はすごく重要なのです。

確かに我々は、子育て施策を異次元なくらいに一生懸命やっていますけれども、これは、これまで日本国あるいは東京都あるいは基礎自治体が、子育て支援にやはり力を入れてこなかったことの帰結だと思うのです。１つだけ例を挙げさせていただくと、OECDは３８か国ありますけれども、その中で政府公共部門、いわゆる公的セクターが子どもの教育に対して財政支出をしている割合は、３８か国中、日本は何位ですか。皆さんご存じですか。３８か国中、３６番目なのです。下から２番目なのです。

まさに、子育て世代、現役世代に自己責任を押しつけてきたのが今の日本社会だと思っていて、そういった日本のありようを変えていかなかったら、日本の持続可能性はない。こんな世界が続いたら、恐らく誰も子育てなどしたくなくなってしまう。そういう意味において、やはり今さえよければいい、自分たちさえよければいいということではなくて、未来への責任というものも考えながら、未来に希望を持てる社会を品川区から発信していく。そんな一石を投じていければと思っているところでございます。

○藤原委員 最後に私は、こんな社会になったらいいなと思っていたことがあります。そうしたら、ある方の施政方針の中に、その社会が出ていました。「生まれた境遇や環境によって未来が決定されるような社会ではなく、だれもが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける社会を。」と。森澤区長、私は信じています。区長ならこういうふうにしてくれるだろうと。もちろん、議会側も協力して。区長、改めて、これは区長の施政方針です。ご決意をお話してください。

○森澤区長 少子高齢化、そして本当に世界情勢を見ても、先が見通しづらい、そういった世の中にあると思っています。そういった中では、やはりできる限り、今見えている不安あるいは負担といったものを、先ほど介護のお話もありましたけれども、何が政治行政の役割かというところでありますと、やはりそういったものをできるだけ軽減していく、取り除いていくことが、政治行政の役割であると思っています。そういった意味で、人への投資というところも含めまして、令和7年度予算案に盛り込ませていただいているところであります。そして、やはり実現していきたいのは、性別や家庭環境、経済状況といったものによらず、しっかりと、先ほど子育て支援のお話がありましたけれども、未来を担う子どもたちも含めて、家庭環境によらず、しっかりと選択できる社会をつくっていくというのも、また私たちの責任であると思っていますところであります。

引き続き、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける」、みんなが安心して暮らしていける、そういったウェルビーイングな社会を、区議会の皆さんと共につくっていければと思っています。

○石田（秀）委員長 以上で、藤原正則委員の質疑を終わります。

次に、筒井ようすけ委員。

○筒井委員 藤原委員に続いて総括質疑を行います。

まず、給食食材の野菜に有機農産物等を導入すること、いわゆるオーガニック給食について伺います。

2月5日のプレス発表、森澤区長の記者会見が行われ、このオーガニック給食が対外的に伝わり、SNS等で大変大きな話題となりました。特に批判的な声が多かったように感じます。この原因といたしましては、この事業が都内初ということもあり、森澤区長の独自の判断でやられたのではないかと受け止められたこと、プレス発表資料の記載内容と記者会見でのご発言により、給食の質を上げるため、おいしくするためにという理由でオーガニック給食を導入すると受け取られてしまい、それは因果関係がないのではないかととの疑問、また、これに約2,800万円、税金を使って、増額してまでやることなのかと思われてしまったことなどが挙げられるかと思います。

ですが、2月5日のプレス発表、記者会見から、本日の予算特別委員会までに、次々と新たな情報や理由が出てきました。農林水産省や寄附者の話などです。本日はケーブルテレビも入っておりますし、インターネット中継もあります。区民の皆様幅広く知っていただくという観点から、改めての確認を含めた質問と要望をさせていただきます。

まず、オーガニック給食にするとおいしくなる、質がよくなるといった因果関係はないということでしょうか。また、今回の導入の主な理由は、農林水産省の方針などに沿って行ったものと

いうことでよろしいのでしょうか。また、他の自治体の動向や、その数など、分かりましたらお知らせください。

○米田教育次長 有機農産物等の導入についてですが、10月から予定しているものでございます。

こちらにつきましては、改めまして、政府が策定いたしました「みどりの食料システム戦略」の2050年の日本農業の在り方として、耕地面積の25%を有機農地とする大きな方針に基づき、それを踏まえた有機給食の導入を推進する農林水産省の方針である、持続可能な環境保全農業を推進する観点から導入を図るものでございます。また、既に全国で100を超える自治体が、学校給食での有機野菜の利用を推進しております。SDGs未来都市に選定された品川区といたしましても、政府の方針と軌を一にする形で、可能な範囲で学校給食での有機農産物の利用を促進することで、環境保全型農業、環境負荷を低減する持続可能な日本の農業に寄与してまいりたい。このように考えてございます。

また、学校給食の質の改善に関しましては、学校給食の予算全体に対して、次年度から1食当たりの単価を50円程度引き上げるべく、所要の予算を計上してございます。これによって、質および量の担保をしっかりと図っていくと考えているところでございます。

○筒井委員 分かりました。

あと、有機農産物ばかりがクローズアップされておりますが、特別栽培農産物も導入されるとのことです。その割合はどの程度なのでしょうか。また、その割合にした理由と効果も教えてください。

○米田教育次長 農林水産省の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは、特別栽培農産物とは、その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べまして、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物と示されております。現在、作付面積等を鑑みますと、有機農産物と特別栽培農産物の割合でございますけれども、おおむねの見込みではございますが、有機農産物が約5%から10%、特別栽培農産物が約90%から95%ということで想定してございます。これによりまして、市場関係者にもヒアリングしたところ、給食の調達量について、ある程度問題なく調達できるのではないかとのご意見も頂いておりますので、今回予算の計上に至ったという経緯でございます。

効果ということでございますけれども、私も、今申し上げたとおりなのですけれども、有機農産物のみで言いますと、なかなか調達も難しいというところがございますので、幅広くSDGsを実行していく観点から、全量の調達のできる特別栽培農産物についても調達して、給食について導入を図っていくという観点で、今ご説明申し上げたつもりでございます。

○筒井委員 また、オーガニックにしますと、本日も野菜に虫が混入するのではないかとという疑問もありました。また、野菜がふぞろいになってしまうのではないかと。それに伴って調理師・栄養士たちの負担が増えるのではないかなどの懸念が上がっておりますけれども、この懸念に対しての区のご見解はいかがでしょうか。

○米田教育次長 有機野菜には虫が多く付着しているのではないかとというようなご指摘でございますけれども、市場関係者にヒアリングしたところ、有機農産物だからといって虫がついたまま納品されることは、かなり前の話というようなことで伺っております。よって、現在は慣行農産物と同様に、ほぼ心配なく調達できるとご意見を聞いているところでございます。

それから、今後私どものほうでも、現場の意見を丁寧にお聞きしながらやっていこうと思っておりますのでございますけれども、今般、予算プレスの発表後も、学校に野菜の納品を行う複数の地元の既存事業者や市場関係者より、円滑かつ持続的に本取組を進めるよう、既に様々なご提案も頂いているとこ

ろでございます。今後速やかに既存の事業者丁寧に説明や意見交換を行い、現場の実態や市場の動向に耳を傾けながら、持続可能な発注・供給が図れる方策を推し進めてまいりたいと考えてございます。

○筒井委員 また、ふぞろいの件についてご説明願います。

また、有機農産物等は通常の野菜より価格が高いため、今回から入札での一括購入を検討されているということです。これにより単価をできる限り下げることができること、および、随意契約と比較して透明性の確保ができることは歓迎されるべきものと言えます。しかし、疑問もあります。まず、給食で使用するだけの量を一括購入できるのでしょうか。また、今までの随意契約で何か問題点や課題などあったのでしょうか。

○米田教育次長 食材の調達についてですけれども、給食費が無償化される以前は、各保護者から私費を集め、各学校において私費会計により個別に購入していたところでございます。一方、現在では給食費が無償化となり、公費により調達していることから、公契約にのっとった対応を行う必要があるものと考えてございます。その具体的手法に関しましては、今後、事業者等から丁寧に意見を伺い、現場の実情を踏まえて決定することとしております。

それから、いわゆる形状等についても、これは市場の関係者の方から意見などをお聞きしつつ、私どものほうで実際受け入れたり、それを調理するに当たって一定程度、現場の負担の軽減につながる手法や納入条件の設定などというものを検討してまいりたいと考えてございます。

現状について特に大きく問題があるかといいますと、その辺については、今までの保護者からの私費による調達であったのが、今後、公費により行われていくという、この辺の転換が必要になってくると考えてございます。

○筒井委員 供給のほうは一括購入しても大丈夫ということなののでしょうか。その辺りは改めて詳しくご答弁ください。

そして、肝心の税増額の件ですが、今回の有機農産物等の購入費用約2,800万円を、今後、毎年寄附してくださる方が現れたということです。この方はどのような方なのか。個人なのか、法人なのか、複数人なのか、教えてください。また、今回は購入費用額が一旦、予算計上されてしまうこととなり、後で寄附分をもって相殺するということになるのでしょうか。今後の予算会計上の処理方法を教えてください。また、寄附を頂けるということで、区民の税負担の心配はなくなるわけですが、果たして長期にわたって寄附が続くのかどうか懸念するところです。この点、持続可能性について区のご見解を教えてください。

○米田教育次長 まず購入の状況でございますけれども、公契約にのっとった対応を行う必要があるというのは、今申し述べたとおりです。そして、その具体的な手法に関しましては、今後、事業者等から丁寧に意見を伺い、現場の実情を踏まえて、改めて決定していくというふうに考えているところでございます。

なお、寄附に関するお申出の内容でございますけれども、こちらにつきましては、本予算議案議決後、適切な方法により寄附の受入れを進めていく予定であることから、現在も調整を進めているところでございますので、現時点で寄附者の情報に関する具体的な内容については、答弁を差し控えさせていただきます。

そして、本予算議決後、適切な方法により、寄附の受入れの手続を、企画部門とも相談しながら丁寧に進めてまいりたいと考えているところでございます。なお、こちらについて現時点で、継続してというお申出を受けているところではございますが、そちらについては、本事業の実施状況を見ながら寄附

者がご判断されることもあろうかと今考えているところでございます。

○筒井委員 区民負担はないような方法で、ぜひよろしくをお願いします。

ここまでのご答弁でかなり理解が深まりましたが、このご答弁の内容は、今これをご覧になっていらっしゃる多くの区民には伝わっていないことかと存じます。区民のご認識はプレス発表資料のときのままかと存じます。したがって、対外的にここまでのご答弁内容をホームページや記者会見などで発表すべきと思いますが、いかがでしょうか。また、他の事業と同様に、事務事業評価による効果検証を行っていくのでしょうか。まずトライアルということですが、様々な議論が残っております。今後重大な問題が発生した場合などは、当然、見直しを行っていかれるのでしょうか。お知らせください。

○米田教育次長 改めて本事業の内容ですけれども、当初より、政府が策定した「みどりの食料戦略システム」の2050年の日本の農業の在り方として、耕地面積の25%を有機農地とする大きな方針、それから全国で既に100を超える自治体が学校給食での有機野菜の利用を推進していることから、SDGs未来都市に選定された品川区としても、政府の方針と軌を一にする形で、可能な範囲で学校給食の有機農産物を利用促進することで、環境保全型農業、環境負荷を低減する持続可能な日本の農業に寄与していきたいという考えの下、事業を計画しているものでございます。本事業につきましては、導入予定の10月に向けて検討を進めてまいりますので、その間、説明も丁寧に進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、事務事業評価ですけれども、現時点で全事務事業について評価しておりまして、給食に関しても事務事業評価をしておりますので、今回も新しい事業につきましては、適切な評価を行ってまいりたいと思います。

そして、今回の取組は新規の施策でありますので、トライアルと捉え、柔軟かつアジャイルに進めていく。こうした考え方も肝要と考えておりますので、アンケート調査、定期的なモニタリング、効果の測定と検証を行い、より効果的な施策となるよう、随時、施策の改善を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、SDGs未来都市に選定された品川区として、地球環境に配慮して持続可能な食材提供を、丁寧かつ現場の状況・実情も鑑みながら進めてまいりたい。このような所存でございます。

○筒井委員 分かりました。ぜひ、今のようなお話を幅広く対外的に周知していただきたいと思います。

今回のご答弁でご納得される方が増えたのではないかと思います。一方、オーガニックは価値観の押しつけや、国の方針だからといって農地もない品川区でやる意義がないなど、それでもご納得されない方もまだまだいらっしゃるかと存じます。多くの区民の方が納得できるように、引き続き丁寧なご説明・ご対応をお願いします。

続いて、羽田アクセス線新駅可能性地域まちづくり検討について伺います。羽田空港アクセス線については、品川区まちづくりマスタープランでも多く記載され、臨海部有効活用ゾーンの箇所には、新駅の誘致や拠点形成の可能性を検討という土地利用の方針が出されております。品川区に羽田アクセス線の新駅ができることを大いに期待するところであります。

そして新駅は、経済効果、地域活性化の効果が最大限得られる場所につくられるべきと考えます。羽田空港アクセス線の東山手ルート上周辺には、既に水辺活用やアートで一定のにぎわいがある天王洲アイルや、現在解体が進んでいるJERAの大井火力発電所があり、跡地活用が期待されているところであります。

このような状況がありますが、区としては、羽田空港アクセス線の新駅をどの辺りに見込んでいるのでしょうか。経済効果や地域活性化に資するかどうかの点は考慮されていますでしょうか。新駅設置に当たっての評価基準や交流人口を教えてください。

続けていきます。東八潮の利活用について伺います。東八潮は品川区といっても、その大部分が都立潮風公園であり、非常に利活用が困難な状況かと存じます。しかしその位置は、水辺活用で連携が進みつつある、江東区・港区との3区連携の象徴のような場所であり、また東京都の東京ベイ e S G プロジェクトとの連動が図れるような、ポテンシャルが非常に高い地域と言えます。このような東八潮ですが、まちづくりマスタープランにおいても、東八潮の有効な利活用方策について検討とありますが、現在どのような検討状況でしょうか。そこで、現状の都立潮風公園のまま、東京都と積極的に連携しての利活用や、この際、協議の上、潮風公園を都から品川区に移管し、P a r k - P F I を導入しての民間活力も使った東八潮の利活用を提案しますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市環境部長 初めに、羽田空港のアクセス線に関するご質問についてお答えいたします。

区では令和5年度より、アクセス線沿線の地域のまちづくり検討に取り組んでいるところでございます。マスタープランでは「新駅の可能性」という表現を書かせていただいておりますが、今回の検討では、区としてアクセス線新駅要望を行うことを前提として行っているものではなく、沿線の土地利用の状況やまちづくりの動向等から、今後新駅の設置の動き、可能性の有無について調査検討を行っているものでございます。

ご質問のありました新駅設置に当たっての評価基準や交流事項については、まずは物理的に駅を設置できるスペースがあることが前提条件であると考えております。その点を踏まえ、天王洲アイル周辺から八潮車両基地周辺において、可能性があるものと考えているものでございます。

一方で、こちら委員から、経済効果や地域活性化等のご質問も頂きましたが、J Rからは、需要のない場所に駅はつくれないとの見解も得ているところでございます。区としましては、区民の利用を含め、周辺の利用者が見込めない中で駅がつくられることは有益でないと考えております。現在、アクセス線沿線の大井火力発電所跡地で解体工事が行われておりますが、区としましては、こうした沿線の今後の土地利用の動向などを注視しながら、臨海部のまちづくりの可能性や方向性などについて検討を進めてまいります。

続きまして、都立潮風公園を含みます東八潮等についてのご質問でございます。現在、予算を確保しまして、直接的な東八潮の利活用の方策の検討は行っておりませんが、臨海部に位置する潮風公園周辺では、令和2年9月に、新たな首都東京の玄関口としまして国際クルーズターミナルがオープンし、客船入港数はコロナ禍以降、増加をたどっているところでございます。また、令和6年11月には東京都とオリエンタルランドで連携協定が締結され、ディズニーのクルーズ船が令和10年より就航されることなど、さらなるにぎわいが期待されており、委員ご指摘のとおり、区としても非常にポテンシャルが高いという認識でございます。

区としましては現在、こうしたお台場エリアとの近接性を活かした利活用、あるいは水辺に面している公園といった立地を活かしながら、水とみどりの拠点としての利活用について、周辺施設等の状況も含めながら、現在注視しているというところでございます。

それから具体的に都立公園、何点かご提案を頂きましたが、品川区の東八潮に位置します都立潮風公園につきましては、委員ご指摘のとおり、東京臨海部、臨海副都心南西部に位置する都市計画公園であり、臨海副都心の緑のネットワークを形成し、その中にあって、最大規模の都市公園として中核的な位

置を占めているところでございます。東京都は令和4年9月に潮風公園マネジメントプランを策定しまして、公園の活用に意欲的に取り組んでいる状況でございます。この潮風公園マネジメントプランでは、向こう10年間の取組としまして、民間活力の導入による新たな魅力や、水とみどりのネットワークの形成などが目標として示されているところでございます。区としましては、東京都によりプランに基づく公園改修、再整備計画検討などが進められる際には、区民利用のさらなる利用促進につながるよう、水辺をより身近に感じられるような施設の整備、民間活力やノウハウの導入などについて、今後、時期を捉え、積極的に都へ求めていく考えでございます。

○筒井委員 力強いご答弁をありがとうございます。

羽田空港アクセス線新駅につきましても、品川区内の待望の新駅誕生かということでありまして、東八潮も貴重な品川区のお台場の飛び地でございます。いずれにしましても、マスタープラン記載事項であります。状況的には、かなりチャンスが到来しているのかなと思っております。実現のために、本腰を入れてそれぞれぜひ取り組んでいていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

最後に羽田新ルートについて伺います。羽田新ルートは品川区上空を飛び、騒音被害や落下物の不安を区民に与えているもので、区長の唱えるウェルビーイングに全く反するものです。一刻も早く、区内住宅地の上空を飛ばない完全な固定化回避が達成されなければなりません。固定化回避については、国は固定化回避検討会を立ち上げ、議論しているので、国も望んでいることかと存じます。品川区も当然望んでいることかと存じます。すなわち、国も区も固定化回避ということでは一致していると言えます。

しかし、国がこれまで進めてきた固定化回避検討会は、羽田空港のA滑走路・C滑走路の使用を前提とするもので、これでは結局、区内上空を通過してしまい、区民負担軽減につながる具体的な方策が出てこないのも当たり前の結果と言えます。したがって、A滑走路・C滑走路の使用を前提としない固定化回避の検討をするべきであり、区としてもそのような旨を国に求めるべきですが、いかがお考えでしょうか。例えば、無理をして羽田空港にこだわらず、羽田新ルート導入当時より機能強化が進みつつある成田空港や茨城空港の活用を提言すべきですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市環境部長 羽田新飛行ルートに関するご質問についてお答えいたします。

初めに、固定化回避検討会での前提条件としまして、現在の滑走路の使い方に基づいている点についてでございますが、国は当初より国際線増便のために必要な現在の滑走路の使い方を前提とし、その上で、航空管制や航空機の技術革新の進展を踏まえ、騒音軽減等の観点から見直しが可能な方策がないかについて技術的観点から検討を行うとし、進められているものでございます。

区は、この検討会におきまして、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示と実施を、大臣との直接面会を含め、一貫してこれまで強く求めてきたところでございます。昨年12月に開催されました第6回の検討会では、飛行方式の安全性が示されたものの、具体的な方策は示されませんでした。区は、この結果は看過できないとし、検討会翌日には、区長名により、国土交通大臣宛て、申入れ書を提出したところでございます。国は引き続き、固定化回避に向けた取組を継続するとしておりますが、区としましては、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示と、その実施が早期に行われるよう、引き続き、国に対し強く求めてまいります。

次に、成田空港や茨城空港周辺、都心周辺の空港の活用に関するご質問でございますが、国は、国際線増便には、羽田空港とともに成田空港の活用も必要であるとしてございます。成田空港滑走路の延伸や新設計画なども示され、今後、取り組んでいくとしてございます。また、茨城空港や静岡空港など、首都圏周辺の空港も重要であり、活用にも取り組んでいるとしてございますが、一方で、周辺空港は都

心へのアクセスの改善が課題となっており、アクセス性に優れた羽田空港の機能強化が必要であると国はしてございます。今回ご質問いただいた内容も含め、区民の方からは、さきに行いました全区民アンケートなどにより様々な意見を頂いているところでございます。区としましては、こうした声を国に直接しっかりと届けるとともに、区民への丁寧な説明を、引き続き国に対し求めてまいります。

○筒井委員 今、インバウンドも、いきなり地方からという人も増えてきておりますので、あと本当に羽田空港一極集中ではなくて、首都圏の空港に分散されるべきと考えております。本当に区民負担がこのままでは、A滑走路・C滑走路の使用を前提とするならば、検討会を何回やっても同じ結論、堂々巡りになりますので、区としては、もうこの状況ならば、A滑走路・C滑走路の使用を前提としない固定化回避検討会を立ち上げるべきと強く求めるべきだと思いますけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○鈴木都市環境部長 現在、第6回目まで進んでおります固定化回避検討会、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、区としましてはこれまでも、早期に具体的な内容の提示と実施を求めてきたところでございますが、いまだにまだ具体的な内容が示されていないというところでございます。区としましては、今後もこの固定化回避検討会において、区民負担軽減につながる具体的な取組の内容の提示と早期の実施を行うよう、国に対し引き続き強く求めてまいります。

○筒井委員 ぜひよろしくお願いします。

区の申入れ書等々の行動は高く評価するものでございますけれども、このままですと同じような結論になってしまうと思いますので、そろそろ新たな動き、次のアクションが必要なのかなと思いますので、その点も含めてぜひよろしくお願い申し上げます。

質問を終わります。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時22分休憩

○午後3時40分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。

せらく真央委員。

○せらく委員 品川区議会日本維新の会を代表して総括質疑を行います。

まず初めに、官民共創について伺います。品川区では、官民共創を通じて、地域課題の解決や新たな価値創造に積極的に取り組んでいると認識しています。しながわシティラボの設立や、企業・団体との協力を進める姿勢は非常に評価されるものです。

一方で、官民共創をより効果的に進めるためには、民間企業や団体が参加しやすい環境づくりや課題の明確化、選定プロセスの透明性確保などが重要だと考えます。実際に区民や関係者の方々からも、どのように参加できるのか分かりづらい、事業の進捗が見えにくいといったことが感じられます。そこで、官民共創のさらなる発展のために、現在の状況や課題、今後の方針について、具体的にお伺いしたいと思います。

しながわシティラボについて、何点かまとめてお聞きします。民間企業や団体が参加しやすい環境を整えるための工夫を伺います。ホームページで情報提供をされていると思いますが、参加希望の企業・団体に対して、その他の案内、相談窓口の設置などの支援はどのように行われていますか。参加企業・

団体に偏りが出ないようにするための工夫はありますか。しながわシティラボに上げる課題の募集と考え方について、品川区として課題を各部署からどのように選定・整理しているのでしょうか。また、区民の意見はどのように取り入れていますか。現在の応募状況、選定方法について、課題解決型事業、実証実験提案型への応募件数について教えてください。提案された事業を選定する際の基準やプロセスはどのようになっていますか。採択後、より効果的な事業内容にするためのフォローアップ体制はどのようになっていますか。

以上、お伺いします。

○久保田企画経営部長 しながわシティラボについてお答えします。

初めに、提案しやすい工夫については、専用ホームページや広報紙等での情報発信のほか、民間企業やスタートアップ企業が参加いたします区のイベントでチラシを配布しております。また、東京都の官民連携の取組で紹介してもらうなど、広く周知しております。相談等につきましては、事務局に直接お問い合わせいただければと考えております。今後は、小規模事業者や個人事業主等も含めて、より多くの方にしながわシティラボを知っていただけるよう、周知方法を工夫してまいります。

次に、課題の集め方です。しながわシティラボでは、区が抱える課題を発信し、提案を募集する課題解決型と、企業や団体から提案を受け付け、区が実証実験の場を提供する実証実験型の2つの実施方法があります。課題解決型では、各部署から課題を募り、現在6つの課題を発信し、提案を募集しております。また、官民連携で課題解決を進める機運を醸成するため、職員向けのワークショップも併せて実施しています。実証実験提案型では、テーマを限定せず、提案を受け付けておりますが、提案内容の課題の設定が区の社会課題として適切なものか、その都度判断しております。区民の意見の反映については、各所管において、区民の意見や要望等を踏まえ、課題を抽出しています。

次に、応募状況と選定方法についてです。これまでに課題解決型では8件、実証実験提案型では7件、計15件の提案がありました。このうち、現在までにそれぞれ1件ずつ、計2件が実証実験につながっています。選定方法は、区の社会課題の解決や区民サービスの質の向上に資する事業であるかなどの事業実施基準に基づきまして、総合的に判断しております。また、選定後のフォローアップとしましては、事業者と定期的に打合せの場を設け、進捗状況や課題を共有するなど、密に連携を取っています。

○せらく委員 ご答弁ありがとうございます。

今後、分かりやすい広報でしっかりと地元企業にも情報提供いただきまして、地域一体となって課題解決に向かうことを期待しております。実証実験型事業の第1号として採択されたマチルダについてお伺いします。親子で過ごす時間が増えるとともに、子どもや家族の食の選択肢が増え、子育て家庭の食に関する課題解決につながるという内容です。区のこども会議において、家族と過ごす時間がもっとあるとよいという意見が上がっていたことなどを踏まえて、昨年11月から大崎駅前で実証を開始したということです。利用者の66.3%は子どもがいる家庭だったという結果も報告されています。共働きや、予定がいっぱいで忙しい日などに、各家庭がテイクアウトに頼りたいときに助かる事業だと思います。目的に共感を覚え、実際に利用してみようとする、この事例から1つ、課題が見えてきました。主に大崎駅を利用する方が、お仕事帰りにマチルダで夕飯をテイクアウトして帰宅し、家族で食事を取ることができ、家族と過ごす時間が増えると思います。しかし、保育園の子どもがいる場合、お迎え前の買物は基本的にせず、終業後は直接お迎えに来てくださいという説明があるため、利用してみたいけれどもなかなかできないことです。この部分について、保育園の子どもがいる家庭の利用の流れ、実証実験の場を提供した区の企画経営部としては、どのように考えていましたでしょうか。利用者からの声もお聞

きしたいと思います。

お迎えに行ってから、また駅に戻るというのは、現実的ではありません。勤務時間プラス通勤時間の預かりという保育園からの説明もよく分かりますが、30分もお迎えが遅れるものではないと思い、家族の時間を持つための夕飯の買物に対しての制限は変えていくときではないかと考えますが、子ども未来部の見解を伺います。

○久保田企画経営部長 マチルダの実証実験についてでございますが、これは、事業者が提供する家庭料理のテイクアウトサービスを通じまして、子どもや家族の食の選択肢が増え、子育て家庭の食に関する課題解決を目的として行われたものであります。実証実験を行うに当たりましては、様々な利用者がいることを想定した上での実証実験であり、利用される方には、それぞれのご事情があることは認識しております。夕食を受け取るタイミングについては、保育園の送迎等も含めまして、利用される方が置かれている状況の中でご利用いただければと考えております。

利用者の声としましては、株式会社マチルダからの調査結果によりますと、「食事の選択肢が増えて子育てに余裕ができた」、「子どもと過ごす時間が増えた」という声が多くありました。子どもや家族の「食」の選択肢が増えたことで、子育て家庭の食に関する社会課題の解決に一定の成果があったものと考えています。

○佐藤子ども未来部長 私からは、保育の利用に関わる事由等についてお答えいたします。

まず認可保育園ですが、子ども・子育て支援法等に基づき、就労や介護、障害などの事由により、保育を必要とする家庭のお子さんをお預かりする児童福祉施設です。現行の制度では、買物は保育を必要とする事由に該当しないため、お迎えの後の買物をお願いしているのが現状です。一方、区では、産休・育休中の在園資格の拡大を図るなど、区としてできる対応を進めているところで、保育園の運営については、社会の変化に応じて柔軟に見直していく必要があると考えております。今後も国や法令等の動向を注視しつつ、保護者の皆様のニーズに寄り添った支援に取り組んでまいります。

○せらく委員 それぞれご答弁ありがとうございます。

保育園の部分はやはり法令があるということで、なかなか区独自で対応するのは、ニーズに応じていくのは難しいとは思いますが、区としては、法令が変われば、こういったニーズに応じていけるという認識でしょうか。確認させてください。

お迎え前の買物が認められないことから、利用者は大崎駅から保育園に迎えに行き、大崎駅へまた戻ってマチルダを利用するという流れが正しく、マチルダでテイクアウトしてから迎えに行くことはよくないという想定の上、今回の事業を企画経営部は採択したということで間違いないでしょうか。確認させてください。

○佐藤子ども未来部長 法令改正の必要性に関わるご質問でございます。

保育の必要性、いわゆる保育に欠ける事由については、児童福祉法等で、労働、疾病、介護などと明確に定められています。また、園運営については定期的な監査も行われておりますし、私立園の運営費用は、各園の利用児童の状況に基づいて国や都の補助金を受けております。このような現状を踏まえますと、法改正が明確な解決策の一つであると考えますが、それと同時に区として独自にできる取組も積極的に検討し、実施していく必要があると認識しております。

子育て世帯の負担軽減は、区の重要課題の一つと認識しております。区としては、法令の枠内でできる限りの対応を行いつつ、同時に国や法令等の動向を注視し、改正等があった場合は迅速な対応ができるように努めてまいります。

○久保田企画経営部長 今回の実証実験は、子どもや家族の食の選択肢を増やし、子育て家庭の食に関する課題を解決することを目的とした取組であります。あくまでも実証実験として行っていますので、保育園の送迎等についても、現行の枠組みの中で利用していただきたいと考えております。

○せらく委員 確認させていただきました。ありがとうございます。

自治体が子育て支援に力を入れて、今回のように官民共創で課題解決というすばらしい取組をしていますが、国の通達や法律によって壁に当たることもあるかと思いました。要望や意見交換の機会に、ぜひ話題にさせていただきたいと思います。私も引き続き、課題意識を持っていきたいと思います。

次の質問に移ります。周産期グリーフケアについて質問いたします。厚生労働省の人口動態統計によると、日本における流産は7人に1人で年間約10万件以上、死産は50人に1人で約1万5,000件に上ります。こうしたデータからも、流産・死産を経験する方々は決して少なくなく、悲しみをしっかり受け止めることや、生きづらさを抱えるお母さん・お父さんの適切なサポートが必要なことが分かります。先日、グリーフケア施設の見学をさせていただく機会がありましたので、品川区の現状をお聞きできればと思います。

この話題については、以前からも議会でも議論があったことを会議録からも確認しております。区としての取組も進めているものとは承知しておりますが、私からも感じたことを質問させていただきます。流産や死産を経験した方から、話を聞いてほしいといったお問合せがあった際には、寄り添い、支援に向けてお話をされるのだと思います。区では職員に対し、具体的な周産期グリーフ支援についての研修を行ったことがあるということを確認いたしました。今後も継続的に研修などの取組を検討しているか、お聞きします。

一方で、全ての方が区に相談するわけではありませんので、支援を行おうとしても、その方の把握が難しいといった課題があるのではないかと認識しています。品川区においての現状と、対象者の把握に向けてどのような取組を行っていますでしょうか。把握には、病院からの情報提供も重要だと考えます。現在、区と医療機関との間でどのような連携が行われているのか。また、情報提供の仕組みがどのようになっているかを教えてください。例えば、グリーフカードを医療機関で配布するように取り組む自治体もあります。グリーフカードは、必要に応じて誰でも相談していいことをメッセージとして伝えるもので、医療機関や行政機関が配布します。利用可能な相談窓口や支援・サービスの情報を掲載し、必要な支援につなげる重要なツールだと思います。区としての見解を伺います。

○阿部健康推進部長 周産期グリーフケアに関するご質問にお答えいたします。

最初に研修についてです。母子保健分野につきましては、保健師等の専門職を対象に、例年、複数回の研修を行っています。その中で令和4年度に、テーマに周産期グリーフケアを取り上げて行ったことがございます。また、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、日常的な業務の中で取り組める研修といたしまして、厚生労働省の自治体担当者のための「子どもを亡くした家族への支援の手引き」という冊子を活用した、知識の習得と支援力の向上に努めております。引き続き、適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。

次に、対象者の把握等に関する現状についてお答えいたします。一定の週数以降の流産・死産の場合には届出の制度がございますが、より軽減される方の多い早期の流産は、届出等の仕組みもなく、その実態を把握するのは困難でございます。流産・死産を体験された方の心身の状態は様々であり、支援のニーズやその支援の内容も一様ではないため、一方的な行政からの関わりについても慎重に対応する必要がありますと考えております。まずは、相談できる窓口があることをお知らせし、個々の状況に応じた丁

寧な対応を引き続き行ってまいります。

次に、医療機関との連携、情報提供の仕組み、グリーフカードについてお答えいたします。

まず、区と医療機関との連携についてでございますが、妊娠中の方が健診等で受診される医療機関につきましては、区内外に多くわたっております。そのため、個別の情報共有の仕組みをつくることは困難です。医療機関におけるグリーフカード配布等の取組につきましては、一部自治体で新たに始めるという情報もあり、その自治体の実施状況の把握に努めてまいります。

○せらく委員 ご答弁ありがとうございます。当事者が必要としたときに、支援や相談先の情報提供はしっかりお願いしたいと思います。

グリーフカードのほうは、ぜひほかの自治体の事例を参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

産後ケアについて、区では母子の産後ケアとして事業を展開していますが、流産や死産を経験した方も、心のケアを含めた産後ケアが必要ではないでしょうか。自治体では、そういった方を受け入れている事例も確認しており、また専門機関でのカウンセリングに対する補助を実施していることも見受けられます。お考えを伺います。

グリーフケア施設の見学のときにお聞きした、出産後に子どもを亡くした経験をした方のお話を共有したいと思います。NICUの医療費の支払いのため、保険証を発行しなければならないことの説明が病院からあり、役所で手続をします。保険証を発行するには、まず出生届を提出します。外出することや、人がたくさんいるところへ出かけるのはつらいことだと思います。なので、事情を念のため事前に役所へ連絡して、時間もお伝えしてから窓口へ向かったそうです。窓口で事前に電話したことを伝え、出生届に記入して提出すると、「おめでとうございます」と言われた。そういった経験をされた方がいらっしゃいます。伝達のすれ違いがあったことの説明が後からあったそうです。それを聞いて、とても心が痛みました。款別審査でもグリーフケアの視点から、窓口の対応や研修をしっかりと進めているということをお聞きしました。こういったケースは、おくやみコーナーへの案内ができると思いますが、こちらも確認させていただきたいと思います。

○阿部健康推進部長 私からは、まずは産後ケアについてお答えいたします。

産後ケア事業につきましては、お子さんを亡くされた方への対応についてもできる限り考慮するようにと、厚生労働省のガイドラインにも記載がございますけれども、現行の区が行っている事業としての産後ケアの3類型がございますが、その内容を考えますと、すぐにお子さんを亡くされた方にご利用いただくには、その内容等が適切ではないと考えております。現在は、そのため個別に相談と支援を行っております。今後、産後ケア事業としての実効性のある方法につきましては研究してまいりたく存じます。

○川島地域振興部長 今ご例示いただきましたような対応がないように、窓口の取扱い等もしっかり注意して行っていくというのは当然ではございますが、例えば現状でも死亡届を受け付けた際には、ご遺族のつらい気持ちに寄り添いながら、必要に応じておくやみコーナーをご案内しております。引き続き、こうした取組を続けていきたいと考えてございます。

○せらく委員 分かりました。産後ケアは、今は内容が母子向けのものだということで、今後ぜひ研究をお願いしたいと思います。おくやみコーナーのほうもよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次は、学校についてお伺いいたします。給食や校務DXなどについて質問します。

家庭教育学級の一つには、多くの学校でPTAが主導し学校給食の試食会が実施されています。試食会では、栄養士の方から、学校給食や品川区の特徴についてご説明いただき、実際に給食を頂きました。また別の機会には、学務課長にアレンジをお願いし、調理の様子の見学や給食の試食をさせていただき、学校の子どもたちが食事を取る様子を見て、心を込めて献立や調理をしていると感じました。その際には、小学校の栄養表もご提供いただきまして、ご協力に感謝申し上げます。実際に現場に足を運び、コミュニケーションを取られている課長だからこそ、実情を理解していらっしゃるのではないかと、今回の委員会をお聞きしていても感じました。

頂いた栄養表を確認すると、小学校高学年の1食当たりのある月の平均栄養価は、エネルギー620キロカロリー、カルシウム322ミリグラム、鉄2.3ミリグラム。こちらは、文部科学省が定める児童または生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準と比べて低い傾向が見られます。そこで、品川区の小学校に通う子どもたちの成長の傾向についてお伺いしたいと思います。また、給食の残量についても実態を教えてください。

○米田教育次長 学校給食についてのお尋ねでございます。

初めに、委員ご指摘の給食の栄養についてでございますが、献立によっては国の摂取基準を下回る日もございますが、月単位で見ますと必要な栄養を摂取できていると認識してございます。

また、児童・生徒の成長の傾向についてでございますが、令和4年度状況になりますが、東京都の平均と比較いたしまして、男子は各学年とも身長・体重ともに同等またはやや高い傾向にあります。女子は各学年とも身長・体重ともに同等の傾向にあります。

次に、給食の残菜、いわゆる食べ残しについてですが、各学校は日単位の状況を毎月、学務課に報告することとなっており、その内容については学務課の栄養士が確認しております。献立により残菜の状況に違いはありますが、各学校とも例年同様の残菜率と把握しております。なお、残菜率が極端に高い場合や低い場合につきましては、学校の栄養士に連絡し、状況を把握しております。また、状況によって発注量の調整等の指導を行っているものでございます。

○せらく委員 ありがとうございます。残菜率についてなのですけれども、前年と同様ということですが、その残菜率の求め方をもし教えていただければと思います。

給食の試食に伺った際に、栄養士の方から、物価高騰により予算内でのやりくりが大変とのお話を伺いました。状況に応じて食材を変更し、臨機応変に対応しているとのことで、大変な努力が感じられました。

区は年度ごとに給食単価を見直して、物価高に対応しながら給食の質向上を図っていますが、今年度のように、あるいはそれ以上に、年度途中で急激な物価高騰が発生した場合、補正予算を組むなどの対応は可能でしょうか。また、過去にそのような対応を行ってきたことはありますか。

さらに、食材の一括調達を進める方向性を示していますが、こちらは有機食材に限らず、全ての食材を対象とするのかなどの方針は今後検討していくことだと、本日の質疑からも確認いたしました。一括調達することは、見通しが立てやすく、安定して価格が抑えられるなどのメリットが存在すると思います。しかし、全ての食材となると、これまでの事業者との関係性がなくなってしまうことや、どの学校も統一されたメニューになり、学校の独自性がなくなってしまうと思います。リクエスト給食や、学校行事に合わせたものにできなくなる。また、栄養士の方がやりがいを感じにくくなる可能性も考えられます。私は部分的に一括調達することで、価格の圧縮と独自性を担保することができると考えますが、お考えを伺います。例えば、お米や調味料、粉物、乾物などの日持ちするものを一括で扱えると考えられます。

お考えを伺います。

○米田教育次長 残菜率でございますけれども、全体の給食の提供量に比して、給食室に戻ってきたものについての比率を求めているということで、おおむねご理解いただければと思います。それから、もう少し補足いたしますと、残菜率につきましては、調理量に対しての、食べ残しの量・率ということでご理解いただければと思います。

それから、給食の1食単価についてでございますけれども、こちらの変更につきましては、東京都の食材の物価指数等や学校の発注状況、価格等も栄養士から聞き取り、これらを参考に、必要に応じ随時、変更することとしております。直近では、米の価格高騰により、昨年11月から1食単価の増額をしております。また、今年4月からも増額を予定しております。過去の例では、令和4年9月に物価高騰による増額をした際は、補正予算により対応しております。この時期はまだ私費会計でしたので、公費により増額分を対応したという事例でございます。今後も時期にはとらわれず、必要なときには適時対応してまいります。

次に、米や調味料等の部分的な一括調達についてですが、各学校の状況や他自治体の状況等も参考に、今後研究を重ねてまいります。

○せらく委員 ご説明いただきまして、ありがとうございます。ぜひ、価格の部分と、あと各学校の独自性を担保するために研究していただきたいと思います。

次に、校務D Xについて、入学手続のデジタル活用について先日質問いたしました。できる部分から推進していく方向であることを確認しました。現在の品川区D X推進基本方針は、教育委員会からは、教育I C T環境の整備を進めてきたということだと思います。間もなくD X推進基本方針の改定が予定されていますので、学校の手続や公務、テレワーク環境の整備などの働き方について、計画に反映して推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。テレワークについては、昨年夏に学校でお話を聞いたとき、情報の取扱いに注意しながらになると、なかなかテレワークできる部分が少なく、結局、学校に来て仕事をしていると感想を頂きました。今後の具体的な推進内容についても併せて伺いたいと思います。また、入学手続の際に、小学校で使用する防災頭巾の集金が現金でありました。集金業務についてのキャッシュレス化などをどのように進めているか、現状をお聞きます。

○米田教育次長 学校の手続のデジタル化についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、学校とも連携を取りまして、D X化を推進してまいりたいと考えてございます。なお、デジタル化を進めるに当たりまして、システムの導入が必要な場合も考えられますが、現在、令和9年1月予定の国のシステム標準化に伴い、システム変更を検討しております、学校事務システムや校務システムの中で、D X化の推進も併せて検討を行ってまいります。

次に、学校の集金業務のキャッシュレス化についてですが、学校の集金業務は原則、口座引き落としとしております。事故防止の観点からも、原則現金は取り扱わないように通知しております。このことは、教育委員会と学校が合同で私費会計マニュアルを作成し、全校に周知しております。また、毎年見直しを行っております。改めて全校に周知するとともに、学校を支援してまいります。

それから、教員のテレワークの環境整備についてですが、現在、G I G Aスクールで使用しているタブレット、i P a dをテレワークで使用できるようにしております。テレワークは今年度、全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校を対象に、夏季休業中に試行実施を行い、全教職員の約3割程度が希望し、取り組みました。全教職員にアンケートを行い、全校の6割程度から回答があり、テレワークを行ったと回答した教職員については、ほぼ全員から働きやすくなったとの声がありました。やはり個

人情報を取り扱うわけにいきませんので、取り扱いやすい業務といたしましては、オンラインの会議や研修であり、学校や研修場所に行かずとも自宅でできる、また研修資料も i P a d で見ることで支障なく取り組めたことに、満足度が高かったという声が寄せられました。長期休業中にテレワークを実施してほしいという声を多数頂いていることを踏まえまして、冬季休業中も実施し、また次の春季休業中も実施する予定です。当面、長期休業中が対象となるかと思いますが、都度、案内や環境整備を図って、テレワークの推進を今後とも図ってまいりたいと考えてございます。

○せらく委員 ありがとうございます。D X の推進は、ぜひ計画にも反映していただきたいと思います。

口座引き落としなのですけれども、学校の対応について課題などがあれば、引き続き支援をお願いいたします。

次に、以前、会派の松本委員の質問で、中学生にはヘルメットを公費で支給していて、一方で小学校は防災頭巾を保護者が購入していることを指摘していました。その答弁では、防災頭巾に関しては学用品だということで、各家庭にご負担いただいているという話でした。無償化の対象の範囲と、中学生はヘルメットを支給するという部分の考え方について、ご説明を頂きたいと思います。会議録を見てみると、「学用品の無償化」と、あと「補助教材の無償化」という2つの言葉が使われているようですが、こちらの違いについてもお聞きしたいと思います。

○米田教育次長 中学生のヘルメットに関してですけれども、中学生のヘルメットは、災害時の安全確保のほか、中学生は災害時等の地域での活動の一部担い手となる可能性も含め、7年生時にヘルメットを配布しております。

次に、学用品と補助教材の違いについてですが、学用品は児童・生徒が学習や学校生活などに使用するものの総称で、例としては、文房具、衣類、かばん等と認識しております。また、補助教材は、本区では学習において教科書と併せて使用する教材としております。例といたしまして、ドリル、鍵盤ハーモニカ、絵の具セット、アサガオの栽培セット等としております。事業の正式名称につきましては、補助教材費保護者負担軽減事業ということで、こちらを無償化しているものでございます。

○せらく委員 分かりました。学用品と補助教材の違いをご説明いただきまして、ありがとうございます。

款別審査でも、教職員の負担軽減をはじめとしたD X について質問してまいりました。教職員がしっかり子どもたちのための教育ができる環境整備をよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長 以上で、せらく真央委員の質疑を終わります。

これをもって総括質疑を終了いたします。

以上で令和7年度品川区各会計予算についての質疑は全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時12分休憩

○午後4時20分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案の2件を一括して議題に供します。

本修正案は、お手元に配付のとおりであります。

これより、本修正案の内容説明に入ります。提案者は演壇にてご説明願います。

○安藤委員 日本共産党品川区議団が提出した、第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案の説明をさせていただきます。

まず、一般会計についてです。修正案は、第1条第1項中、2,347億6,300万円を2,348億183万7,000円に改め、第1表歳入歳出予算の一部を次のように修正いたします。歳出では、総務費で33億3,196万3,000円、土木費で507万1,000円、計33億3,703万4,000円を減額し、民生費で10億786万円、衛生費で13億1,128万5,000円、産業経済費4億8,462万円、教育費で5億7,210万6,000円、計33億7,587万1,000円を増額し、差引き3,883万7,000円を増額します。歳入では、使用料及び手数料、都支出金、財産収入、諸収入で計1,959万5,000円を減額し、繰入金で計5,843万2,000円増額し、差引きで歳出と同額の3,883万7,000円を増額します。

次に、説明書から歳出の主な修正点を説明いたします。

総務費では、新庁舎建設は、住民参加と情報公開の下、庁舎跡敷地も含めて検討し直すべきであり、進めるべきでないため、庁舎計画費を減額し、将来の庁舎建て替えに備えるため、庁舎整備基金積立金を増額します。また、特別対策ではなく一般施策で行うべき同和行政の関連予算を減額します。

民生費では、障害者福祉の充実へ、日常生活用具の対象品目の拡大や、手当の対象拡大、訪問介護事業所の介護報酬引下げ分の補填として、経営支援給付金の制度創設、補聴器購入費助成額の増額、子どもの国保料無償化のための国保会計の繰出金を増額します。また、国民の命を守るため、猛暑時の低所得者のエアコン電気代助成と生活保護の法外援護の夏季加算を実施します。

衛生費では、出産費用無償化へ、出産育児一時金と実費平均との差額を支給する制度創設への増額、眼科健診と成人歯科健診の拡大、各種がん検診の無料化を行うための増額を行います。

産業経済費では、長期間続く物価高騰対策として、1月末で終了した省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金の実施、コロナ禍時に区独自に行った家賃助成の期間を2倍の半年に延ばし実施します。

土木費では、羽田空港アクセス線や五反田、大崎、大井町、武蔵小山、戸越公園、品川浦など、各地域の超高層再開発は進めるべきではないので、検討経費は全て削減としました。住民要望の強いコミュニティバスの大崎ルートの運行とともに、区営住宅に申し込み、落選した世帯に、月1万円の家賃助成を行います。また、エアコン設置がされていない区営住宅にエアコンを設置します。

教育費では、学校給食無償化を、私立・国立・朝鮮学校を含む各種学校など全ての小・中学生へ拡大、35人学級を中学校へ拡大します。学校図書館の司書配置は現在の週2.5日から週5日に増やすため、それぞれ増額。さらに、2校に1校の区の栄養士配置を、現在の一括委託から区の正規職員とするため、委託費を減額し、正規職員の人件費分を増額。また、全小・中学校で外部講師を招いた包括的性教育の事業を実施する予算を増額いたします。

次に、歳入です。北品川駅前広場整備や同和関連事業は必要がないため、充当される補助金を削減します。また、区民への受益者負担意識を徹底するための、区民プールのコインロッカーの利用料や、スケートボード場など子どもの運動施設の利用料を無料にするため、利用料収入は削減。補聴器購入費助成の増額に伴う、都の2分の1補助金を増額します。また、防災ラジオを希望する高齢者・障害者に無料配布するため、物品売払収入を減額、高校生・専門学生への奨学金貸付金の返還免除を行うため、奨学金貸付返還金を削減します。

修正案に盛り込んだ事業は49事業で、予算の使い方を、暮らし・福祉優先に切り替えれば、さらに多くの区民要望を実現することができます。

次に、国民健康保険事業会計についてです。修正案は、歳入のうち国民健康保険料で1億5,000万円を減額し、繰入金で同額を増額します。修正案の内容は、高過ぎる国民健康保険料をさらに引き下げるため、また子育て支援としても、まずは18歳までの子どもの均等割りを無料にするものです。保険料の減収分は一般会計からの繰入金で賄うため、予算規模に変更はありません。

以上、両修正案の説明といたします。ご審査のほう、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長　以上で本修正案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。

○田中委員　すみません。修正案に何点かお伺いしたいと思います。

言うまでもなく、品川区政は二元代表制であります。区長が選挙で選ばれ、我々議会も選挙で選ばれ、二元代表制。お互いに緊張感を持って牽制し合いながら、区政を前に進めていく、それぞれの立場があります。

権限として、区長には予算編成権があつて、予算を議会に提案する権限があります。一方、我々にはそれを議決する、まさにこの予算特別委員会がそうですけれども、議決権があります。議決された予算を、今度、区長には予算の執行権があります。そういうことを踏まえた中で、今審査されているのは、歳入歳出予算案が特別委員会で審査されていますが、これは歳入予算と歳出予算に分かれていまして、歳入予算のほうは当初の予算額よりも増額したとしても、それはそのまま議決せず、受け取ることができますが、一方で歳出予算のほうは上限が決まっているというか、歳出予算額を超えて支出するということはできません。支出する場合は改めて議決を経ないと議決できないわけですが、ここで今回、共産党の提案は、減額修正と増額修正があります。減額修正に関しては、区長提案よりも低いところで仮に抑えられれば、区長は低いところの範囲内でしか予算執行できません。一方、増額修正の場合、仮に通った場合は、区長が提案した額よりも上の額で予算が決定されるわけですが、先ほど言ったように、執行権は区長にあります。なので、減額修正に関しては、区長への強制権はあると思うのですが、実行する権限はあると思いますが、増額修正の場合は、区長に執行権があるということは、ご提案いただいたことを実際に実行に移す観点では、さらなる取組が、区長の理解も含め、区長の側の対応が求められるのですけれども、そこへの対応はどう考えていらっしゃるのかということと、あと予算編成権の件でいうと、まちづくりの関係は全て削除されてしまっております。これは、それぞれいろいろ学説はあるようなのですけれども、区長が持っている予算編成権を相当侵害するような行為だと私は思っております。果たしてこれが許されるのかどうかというところの議論も1つあると思うのですが、私の個人的見解は、そこまでの権限は議会側にはない。予算編成権を持つ区長の権限のほうが強いのと思っています。ですけれども、総論の部分で、増額予算に対する対応、実行、実現性ということと、あと予算編成権に対するお考えを、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○安藤委員　ご質問ありがとうございます。

予算編成権の区長部局との関係との質問だと思うのですけれども、その前に開発の経費ですが、今回削ったところは、区の単費のところの再開発検討経費の部分なのです。例えば、もう既に建築されているものや、あるいは事業認可されて事業化されているものなどを止めるというのはかなり難しいと思います。それは今回入っていないのですけれども、今回議会として議決していただければ、やはりこの検

討自体が必要ないという立場で区長部局に迫っていくというところになると。私たちは問題がある検討だと思っているので、こうした削除の案を出したということです。

あと、予算編成権のところですけども、今回新たに款や項を加える修正ではないのですけれども、また修正額は増減、プラスマイナス3,880万円余ということで、予算規模は今回、2,300億円を超えている中で、ごく僅かというところなので、私たちは、予算規模に照らすとごく僅かでありますので、区長の予算発案権を侵すものではないと考えておりますし、近隣の区の議会などでも、こうした予算修正というのは提出されて審議されているという状況もあると考えています。

以上です。

○田中委員 すみません。ご説明ありがとうございます。それぞれ見解の相違はあるかと思いますが、せっかくの機会なので、私はあえて聞きたいなと思ったので手を挙げたのですけれども、これまで共産党の方々は、まちづくり、再開発に対しては反対の声があるので、全面的に反対だというお声、ご主張が多く聞かれます。それはそれで、日本はいわゆる民主国家ですので、反対意見もしっかり通していただいた中で、最終的には議論した上で議決することになると思うのですけれども、一方で、そのときに反対の方の意見は伺えるのですけれども、逆に地権者の方や、まちづくりを進めていきたいという方の意見はどのように捉えていらっしゃるのか。まちづくりでいろいろ、日照の問題や風害などというマイナスの要素はよく聞かれるのですけれども、再開発することによって、防災効果が高まって地域危険度が改善されたり、あるいは、集積されて、さらにまちの活力を生むようなことにつながったりという、要は地権者の方の意見、声というのが、全く酌み取られていないように思います。日本は法治国家ですので、いわゆる私有財産制の国ですので、それを制限するということではできないですし、仮に今回のように全額マイナスにしてしまうと、これは住民監査請求や住民訴訟、不服申立て等々の手続に進んでいく可能性が私は高いと思っています。なので、反対のお声はもちろん我々もしっかり受け止める一方で、賛成する方の声を共産党の皆様はどのように受け止めていらっしゃるのか。その声は全く無視してしまっているというお考えなのか。そこをあえて今回はお伺いしたいと思い、発言させていただきました。

○安藤委員 地権者の方にはたくさんいろいろな方もいらっしゃる。私たちも少し問題だと感じているのは、まちづくりというか、私たちが問題にしているのは一部の超高層再開発なのですが、ほとんどが地権者の意向というよりも、やはりそこに入っている開発・協力企業の意向がもう最優先で、そこが事実上、計画を担っているというところが問題だと思っていまして、あと、もちろん地権者の中には進めたいという人もいるのは承知しておりますし、そうした方の声を聞くというのは重要なことだと思っていますけれども、私たちは、地権者の中でも、やはり最近特に多いのですけれども、地権者の中から、あまりにも横暴な開発企業、デベロッパーのやり方に、物すごい反対の声が出ているというのが、今、近年、特にそれが増えているので、私たちはそういった、周辺住民の方も含めてだと思うのですけれども、やはりまちづくりというのは、区長もおっしゃいましたけれども、そこに住む住民の方々が主体になっていくということが重要なので、今、実態として、今進んでいる再開発というのはそういうふうになっていないという認識でございます。

○田中委員 もうここで、議論が尽きないので、まとめます。地権者の方の中の賛成者の声をどう酌み取るかという部分で、再開発は決してよくないことではなくて、防災性も向上するし、機能強化にもつながるしという意味で、私はまちづくりはあるべきだと思っていますので、我々無所属議員は意見表明する機会がありませんので、そういう再開発に対する対応、また予算編成に関する意見も踏まえると、私としては修正案には賛成できないということを表明させていただいて質疑を終わります。ありがとう

ございます。

○石田（秀）委員長 ほかにご発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長 質疑なしと認めます。

以上で、本修正案の質疑を終了いたします。

これより意見表明に入ります。令和7年度各会計予算5議案および、本日審査を行った2件の修正案につきまして、各会派の意見表明をお願いいたします。

順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・無所属の会、まつざわ和昌委員。

○まつざわ委員 品川区議会自民党・無所属の会は、令和7年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算に賛成いたします。なお、共産党品川区議団より提出されました、一般会計・国民健康保険事業会計の修正案については反対いたします。

令和7年度予算案では、一般会計予算案は、前年度比プラス15.3%の2,347億6,300万円となり、新庁舎建設などの特殊要因を除くと5.7%アップの伸び率として、過去最大の予算となりました。人を基軸として予算編成を磨き上げ、区政の全669事業を対象としたスクラップ・アンド・ビルドを行い、捻出した20億円余の財源をウェルビーイング予算として大胆かつ重点的に予算を振り分けており、評価いたします。

会派としましては、今年度予算編成の過程において、区長への予算要望をはじめ、部課長へは各項目に対する勉強会や意見書の提出などをしてまいりました。民間喫煙所の助成拡大、町会・自治会支援、産前・産後支援、産後ケアの拡充、子どもの食の支援、第1子保険料の無償化、私立幼稚園保護者補助金の拡充、介護職員等住まいの支援、外国人介護人材の就労・就学支援、73歯科健診の実施、障害児の通学支援、マンション防災、自転車空間の本格整備、中学生標準服の無償化など、会派からの要望が多数予算化されました。今回の予算特別委員会での会派からの意見・指摘・提案を真摯に受け止め、今後の区政運営へ活かされるように要望いたします。

一方で、当委員会での理事者答弁において、予算の積算や内訳説明で「未定」や「今後の検討」との発言が目立ち、審議に疑問や疑念が生じたケースが複数見られました。私たちの会派だけではない議会の声としてお伝えいたします。また、プレス発表前の情報漏えいに関しても、ルールを守ってきた議会側としては複雑な心境でございます。こちらも、執行側と議会側との信頼関係の構築に影響を及ぼします。議会と行政の信頼維持のため、とりわけ区長をはじめとする執行部、そして行政サイドの認識、コンプライアンスの徹底、今後の答弁をはじめとする議会对応の改善を要望し、意見表明いたします。

○石田（秀）委員長 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党の意見表明を行います。

まず、本日、日本共産党品川区議団が提出した一般会計および国民健康保険事業会計の予算修正案に反対する主な理由を列举します。人権啓発事業として行う部落差別問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、継続的なモニタリングや同和教育を行う必要がある。新庁舎整備費については、議会改革推進会議において議会機能への提言を協議した際、共産党は積極的に発言・提案した経緯があり、整備計画中止の主張は矛盾に満ち、意味不明である。都市計画費で行う再開発事業は、まちの老朽化が進む地域住民の発意により法令にのっとり進められているものであり、事業廃止は住民の意思によらなければ

ならない。国民健康保険料の軽減は、既に特別区長会として国に働きかけている。令和7年度品川区各会計予算は、7日間にわたり一定の議論が行われたが、修正案は共産党の一方的な主張・要望を並べたにすぎず、我が会派や議会全体のコンセンサスを得ようとする姿勢は見られなかった。

次に、品川区一般会計等各予算案について述べます。2040年問題などの現下の社会情勢に目を向け、弱者を救うのではなく、弱者を生まない社会、「自己責任の社会」から「分かち合い、満たしあいの社会」への転換をと施政方針で述べられ、ベーシックサービス論も踏まえ、編成された予算案が提出されました。公明党の理念である、生命・生活・生存を最大に尊重する人間主義を具体化する方策、貯蓄ゼロでも不安ゼロの社会を目指す私どもの考え方に対し、区長は本会議で、「考え方は軌を一にするものであり、あらゆる人々の生活を保障し、将来の不安を取り除く社会モデル、人間が人間らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを、所得制限なく全ての人に提供する社会を築いていく」と明言しました。分かち合いと連帯のための財政運営を含め、今後の区政運営と施策展開に期待します。

さて、公明党は以上のような議論を行いつつ、この1年、区民生活の具体的な施策拡充へ、多くの提案・要望を重ねてまいりましたが、予算案には、所得制限のない中学校の標準服・修学旅行費・終活支援サービスの無償化等が計上されたほか、朝の児童の居場所確保・朝食支援、子ども・若者の区政参加や高齢者等住まいへの支援、補聴器購入費助成拡充、また児童発達支援センター、障害者・生活介護延長などや、5歳児および骨粗鬆症検診、産後ケア、妊産婦および高齢者歯科健診、路上喫煙対策、さらに避難所TKB機能強化、防災士資格取得助成や、公共交通、水辺舟運、非核平和では被爆ピアノ演奏などの事業予算が組まれ、区民福祉がさらに向上することになります。

よって、我が会派は、令和7年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計および災害復旧特別会計の各予算案について賛成いたします。

本委員会の総括質疑、款別審査では、火災対応、道路下空洞対策、高齢者見守り等、避難所などや病児保育、リトルベビー、デフリンピック、トイレトラック、防犯機材、学校改築、有機農産物導入や標準服一括購入への地域取扱い店の声など、多岐にわたり課題を取り上げ、指摘いたしました。また、人の死に直面した際の寄り添いについての質疑も行いました。また、全体を通じ、所管や異なる部門間の連携の在り方も、改めて課題としてクローズアップされた印象を抱きました。来年度の執行および今後の施策展開に向け、指摘や提案等を真摯に受け止められ、区政に反映されるよう要望し、意見表明いたします。

○石田（秀）委員長 次に、しながわ未来（無所属・立憲・ネット）、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 しながわ未来の意見表明を致します。

しながわ未来は、令和7年度品川区一般会計をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算全てに賛成いたします。そのため、共産党品川区議団より提出された、一般会計・国民健康保険事業会計の修正案については反対いたします。

令和7年度は、前年度比15.3%のプラスとなる2,347億6,300万円の予算となり、引き続き事務事業評価を行い、無駄の削減とウェルビーイング予算の財源確保をし、区民ニーズと時代の変化を捉えた区民福祉の向上に資する予算としました。その中で、会派からの政策要望を取り入れ、プレミアム付デジタル商品券などの区内経済の活性化推進、DX推進や、新技術の活用推進、産後ケアサービス予約のオンライン化や、孤独・孤立対策の推進、認知症検診の対象年齢の年齢拡大等、子育て世帯や高齢者・障害者などの区民生活支援強化、また、修学旅行費の無償化や中学校標準服無償化等の学校教

育強化、マンション防災の推進や、女性や若者などの多様な視点での災害対策の強化等の防災対策強化、公契約条例の制定など、様々な施策を盛り込み、変化の激しい時代のニーズを捉え、迅速かつ柔軟に対応した積極予算としたことを評価いたします。

今後も、AIやIoTなどの最先端技術の活用や、利便性・効率性の向上につながるデジタル化のさらなる推進、デジタルデバйд対策、産前・産後子育て支援の充実、学校教育の充実、障害者福祉・高齢者福祉の充実、地域経済活性化施策の推進、防災対策の強化、環境対策の推進、庁舎建て替え、羽田新ルートの問題、多様性の推進、職員人材育成強化、デジタル地域通貨やポイントサービスの推進など、各課題への積極的な取組を着実に進めるとともに、今回の予算特別委員会において当会派所属議員が質問の中で指摘・提案した各項目を真摯に受け止め、予算を執行することを要望いたします。

今後も引き続き、多様なニーズに、迅速かつ柔軟な対応・対策の視点を持って取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で、しながわ未来の意見表明といたします。

○石田（秀）委員長 次に、日本共産党品川区議団、安藤たい作委員。

○安藤委員 日本共産党品川区議団を代表して意見表明を行います。

まず初めに、日本共産党は、一般会計修正案ならびに国民健康保険事業会計修正案を提出いたしました。盛り込むべき事業を追加し、執行すべきでない事業は削減した、さらにこうあるべきと考える予算案です。ぜひご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

その上で日本共産党は、改善すべき点は含まれているものの、「自己責任の社会」や、これまでの福祉抑制・削減の歴代区政を転換し、権利としての社会保障施策を大きく前進させる点を評価し、令和7年度品川区一般会計予算に賛成いたします。保険料が値下げされた国民健康保険事業会計、災害復旧特別会計にも賛成。保険料値上げが継続する令和7年度後期高齢者医療特別会計、介護サービス提供量の抑制が続く介護保険特別会計には反対いたします。

日本共産党は、これまでも議案の審査に当たっては、区民の利益に照らし、是々非々で対応してきました。住民追い出しの再開発など、批判すべきもの、転換や修正が求められるものについては、今後もこれまでどおり厳しく批判し、正していくことには変わりありません。

以下、一般会計予算への賛成理由を述べます。昨年の総選挙で自民・公明与党が過半数割れし、新しい政治への模索が続いています。しかし、石破政権はアメリカの言いなりに軍事費を過去最大に増額する一方で、財界の要求に応え、介護や医療、教育などの予算の削減を推進、その上、空前の物価高が襲い、区民の暮らしは危機的な状況です。住民に最も身近な地方自治体は、地方自治を発揮し、住民福祉を増進させ、悪政の防波堤としての役割を発揮することが求められています。そのような情勢下での新年度予算では、福祉施策が大きく前進しました。教育の無償化では、学校給食と学用品に続き、制服代や修学旅行費の無償化が、大学生への給付型奨学金の創設、フリースクール利用料助成等も盛り込まれました。これらは、森澤区長も引く憲法第26条、教育を受ける権利の具体化であり、教育の機会均等、格差是正の施策を高く評価します。子育て支援では、施政方針で、子育ての社会化が必要不可欠と打ち出され、第1子保育料やすまいるスクール基本料の無償化、ひとり親家庭やヤングケアラーへの体験格差の改善事業等が盛り込まれました。高齢者・障害者施策では、いつ何どき障害を抱えることとなる可能性は誰にでも存在する。人は誰しも年を取り、高齢者と呼ばれるようになる。だからこそ、誰もが必要とする支援やサービスを社会全体で担うことが必要と、差別と分断ではなく、包摂の社会を打ち出したことを評価します。

新年度予算には、これまで区民世論と運動と結んで共産党が求めてきたものが多数含まれています。地域包括支援センターの検討経費は、共産党が、福祉予算の抑制のために23区で品川区だけが地域に包括センターをつくってこなかったと告発し、現場の声を届け、議会で求め続けてきました。補聴器購入費助成は、年金者組合をはじめ、区内9団体が共同で議会に10回の請願署名を提出し、区議団も議会で求め続け、自公らの反対を世論と論戦ではね返し、制度を実現。所得制限の撤廃、そして今回の助成額倍加と、一步一步前進させてきたものです。また、紙おむつの入院時助成の所得制限撤廃と支給額の増額、介護タクシーの利用料の無償化などが盛り込まれました。障害を親の責任にせず、障害児者通所支援等の利用料を区独自に所得制限なく無償化したことは高く評価します。大学生の給付型奨学金も、区内の大学生が2度にわたって請願を出し、共産党も一緒に街頭に立ったり、紹介議員にもなり、実現へ、議会で論戦を重ねてきたものでした。また、ジェンダー平等も条例策定で大きく進みました。推進計画が新年度に策定されますが、共産党が様々提案したことも含め、さらに前進することを期待します。日本共産党は、住民と共に求めてきた多数の福祉施策が新年度予算に具体化されたことを、心から歓迎いたします。

一方、住民にとっての問題点、方向転換すべき点も、予算審議等を通じて明らかになりました。

1つ目は再開発と道路です。高橋・濱野と続いた歴代区政は、超高層再開発を強力に推進する区政で、それは森澤区政になっても止まっていません。再開発は住民の居住権と財産権の侵害、風害や日照、膨大なCO₂の集中排出などの環境破壊、莫大な税金投入による福祉予算の圧迫など、問題が先鋭化しています。地域壊しの29号線や放射2号線の特設整備路線が事業化されたのは、東京都からの整備路線の照会に、前区長が手を挙げたことによるものです。29号線の事業化は、30階建てビルを戸越公園駅で可能となるようにしました。一方、住民の運動は、その力で、昨年度は事業化を見込み計上されていた小山三丁目第二地区の開発補助金を、今年度予算から削除させました。さらに、歴代区長として初めて、森澤区長との直接懇談を実現。我が党の一般質問には区長が、「将来に不安を感じる地域住民の切実な声を聞いた。まちづくりの主体はそこに住む地域住民であるとの考えを改めて強くした。まちづくりマスタープランの今後の改定に際しては、まちづくりの主体である住民の声にしっかり耳を傾ける。こうした区の姿勢を計画にも反映していく」と述べたことは、大変重い答弁です。まちづくりの主役は開発企業ではなく、そこに住む地域住民であることを肝に銘じ、住民追い出しの再開発はやめるよう、強く求めます。

2つ目は羽田新ルートです。森澤区長の下、アンケートによる調査で様々な影響が可視化されたことは大いに評価しますが、では、なぜ自らの調査で明らかになった大気汚染や電波障害について調査・測定しようとししないのか。また、国の固定化回避検討会は、A滑走路ルートを固定化した上、さらなる結論先延ばしの結果なのに、なぜ国に撤回の申入れや反対表明をしないのか。住民に寄り添い、踏み込んだ対応を強く求めます。

3つ目は、保育園をはじめとする公務労働者の処遇等の問題です。区立保育園の統合を含めた再整備を図るとするあり方基本方針の下で、15人の保育士定数を削減する条例が出されました。子どもの健やかな成長と、親の就労・子育てを支える保育士の役割はかけがえのないもので、区立園の統合方針は間違いであり、撤回すべきです。また、現場からは、有機野菜給食や朝の居場所づくりなどの新規事業について、「全く相談がない」との、進め方についての厳しい意見も出されています。どんな区民サービスも、それを担う人の理解や専門性の発揮なくしては成り立ちません。会計年度任用職員の1年ごとの公募見直しを表明したことは評価いたしますが、それにとどまらず、無償化などの事業を担う公務労

働の担い手の待遇改善、現場労働者の意見を聞きながら進める丁寧な区政運営を求めます。

4つ目は、平和の問題です。今年は終戦と被爆から80年であり、非核平和都市品川宣言から40年の節目の年です。緊張をあおり、戦争準備の機運を高めるための、弾道ミサイル想定国民保護訓練実施や自衛隊防災フェアへの水族館貸出しに抗議いたします。核廃絶と恒久平和を呼びかける宣言を持つ区の長として、政府に対し、大軍拡中止と核兵器禁止条約の批准を求めることこそすべきです。

最後に、森澤区長は施政方針で、政治や社会の転換を品川から広げていく。そうした決意の下、予算を編成したと述べています。施政方針では、人口減少や少子高齢化、労働力不足や社会保障の財源不足などを挙げ、社会の持続性すら危ぶまれると、今の国政に強い危機感を表明。その上で、こうした構造的な問題から目を背けるべきではないと述べ、従来型の「自己責任の社会」モデルからの転換が必要であり、人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを、所得制限なく全ての人に提供するとしました。また、共産党の代表質問に対し、基礎的な行政サービスであればこそ、全ての人がひとしく権利として利用できる社会を品川から築いていくと述べ、社会保障を、助け合いや救貧施策でなく、権利として語り、社会全体に広げていくと述べました。区長が述べた、目を背けるべきでない構造的課題とは、決して自然現象でもたらされたものではありません。自民党・公明党の失政によるものです。大企業がもうかれれば、やがてはその果実が滴り落ちてくるとし、派遣の拡大など労働法規制の緩和、消費税増税の一方での富裕層や大企業への減税、医療や介護などの負担増やサービス切り下げなどの社会保障改悪、財界中心の新自由主義政策を進めてきました。その結果、格差と貧困が広がり、日本は先進国で唯一、経済が成長しない、賃金が上がらない国に、失われた30年をつくり出しました。しかも、その政治は今、反省するどころか、さらなる大軍拡など、ますます加速しています。そして、この新自由主義の国の政治を先取りし、超高層再開発や巨大道路の推進、福祉は抑制、23区最低水準という状況を長期間続けてきたのが、これまでの歴代高橋・濱野区政です。施政方針と新年度予算は、23区最低の福祉を改善する意思を表明したものだとして評価します。今、品川区で起こっている、自民党政権に代わる新しい政治を模索する動きの背景には、区民の政治を変えたいという世論と運動があります。日本共産党は、冒頭に述べたように、住民を苦しめる施策には厳しく対決しながらも、この区政の転換と前向きの流れをさらに前に進めるため、住民の皆さんと共に力を尽くす立場です。

以上で意見表明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○石田（秀）委員長 次に、品川改革連合、須貝行宏委員。

○須貝委員 令和7年度予算に対する品川改革連合の意見表明を致します。

令和7年度の一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療・介護保険・災害復旧の特別会計の各予算に賛成いたします。そして、共産党の予算修正案に反対いたします。

商売に活気が戻ったものの、国民大半の収入が増えない中で、税金や社会保険の負担増、戦争や異常な円安で光熱費や物価の高騰が続く、多くの国民の家計と企業経営は悪化が続いています。買い控えや節約で消費が減少、中小企業は値上げできず、人手不足と資金難で廃業や倒産が増えているので、区は公平な支援をしていただきたい。また、介護、保育、幼稚園関係者の賃上げと、労働環境を改善するとともに、家族が子ども、高齢者、障害者を予約なしでいつでも預けられる施設の開設をしていただきたい。そして、羽田新飛行ルートの変更と、ふるさと納税制度の改善を、国に働きかけ続けていただきたい。高額所得者には社会保障費の負担増をお願いし、行き詰まる福祉を支えていただきたい。さらに、都が採用する若手教員や職員を区が独自に採用し、離職ゼロを目指すために災害待機寮を増やすべきです。また、費用が倍近くになる新庁舎建設はバブルが収まるまで延長するとともに、深刻化している不

登校、いじめ、教育格差を改善して、子どもたちが社会で生き抜いていける教育をするべきです。

以上で、品川改革連合の意見表明を終わります。

○石田（秀）委員長 次に、品川区議会日本維新の会、松本ときひろ委員。

○松本委員 品川区議会日本維新の会は、令和7年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算に賛成いたします。なお、一般会計および国民健康保険事業会計に対する修正案に反対いたします。

今回の予算案は、昨年に続き、各種メディアに報じられ、耳目を集めました。私も、森澤区長が出演された、2月13日の「ABEMA Prime」を拝見いたしました。そこで、制服の無償化等について司会者から、品川区が栄えて周りが滅びかねないという見解の紹介がありました。こうした批判は昨年もありましたが、私はナンセンスだと考えています。では誰が変えるのかに尽きると思います。住民サービスについて、国が全国一律に変えるのを待つのは、地方自治の本旨の放棄でありましょう。どこかの自治体がリスクを取って先陣を切る。切磋琢磨することが、よりよい社会につながり得ると考えております。その意味で、新たな事業を展開し論争が起こることは、悪いことではなく、むしろそれによって新たな課題の発見につながるものと考えております。その上で、最後は政治が責任を取る。ぜひその姿勢を貫いていただきたいと思います。

さて、品川区議会日本維新の会は、今回の予算案を先進的なものとして高く評価しておりますが、一方で、委員会質疑の中で幾つかの指摘をさせていただきました。この場で改めて強調させていただきたい点として、第1に品川区の将来の財政見通し、財政シミュレーションの重要性です。財政に関する答弁では、財政負担の平準化という言葉が出てくるのが少なくありません。確かに、新しい公共施設を整備した際に、将来、便益を受ける人たちにも負担をお願いするというのは当然の発想です。一方で、社会保障費の中には、現在の世代の負担が過小で、人口が減る将来世代に過大な負担を押しつける、ツケを回しているものがあります。将来世代は未来において、既に去ってしまった我々に負担をお願いすることはできません。負担の平準化と言いつつ、一方通行なのです。行政運営においては、高齢者世代、現役世代のみならず、投票権のない、あるいはまだ生まれていない将来世代のことも熟慮するよう求めます。

また、各種施策の目的に遡って議論することも重要と述べさせていただきました。事業単体で考えたら価値が認められる場合であっても、根源的な目的・課題を見詰め直すことで、事業に対する見方は変わり得ると考えております。新たな事業を推進しようとする、従前・既存事業で利益を得ていたステークホルダーにとって不利益につながることもあり得ます。区民間で利益が対立する場面と言えますが、目的に立ち戻るとは事業の優先順位づけにも資することと考えます。この点は、来年度、職員に対するEBPM推進プロジェクトが予算化されており、期待するところであります。本日のせらく委員の総括質疑では、先進的・実証的な事業の中には、他の既存制度と思わぬ形で対立するものもあるという事例も取り上げさせていただきました。利用者の声から顕在化した懸念をネガティブに捉えるのではなく、前向きに政策形成のブラッシュアップに活用していただければと思います。

その他、今予算特別委員会では、病児保育の拡充、ベビーシッター制度要望、「すくわくプログラム」の周知、客引き防止過料の効果、DVモラハラ加害者更生、すまいるスクールの登録電子化、仕出し弁当の実施拡大、児童の長期休暇中の朝の居場所確保、公衆浴場と事業拡大、産後ケア支援と、子どもたちにベネフィットのある公園づくり、入学手続の電子化、教職員の負担軽減策、区民保養所の見直し、家具転倒防止器具設置助成の対象見直し、自転車の交通事故予防、制服の共通化・自由化などを取

り上げました。区におかれましては、これらについて検討され、予算の執行や今後の施策に反映していただくよう要望し、品川区議会日本維新の会の意見表明といたします。

○石田（秀）委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、第9号議案、令和7年度品川区災害復旧特別会計予算について採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案、令和7年度品川区災害復旧特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案の2件を一括して採決いたします。

第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算に対する修正案は、歳出、第3款民生費の国保事業会計繰出金を増額する内容を含むものであります。一方、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案は、一般会計予算からの繰出金の増額分を、歳入、第5款繰入金に繰り入れ、第1款国民健康保険料を減額するもので、これら2つの修正案は不可分な関係にあるため、一括して起立により採決いたします。

第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長 起立少数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算に対する修正案および、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算について、起立により採決いたします。

原案について賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算について、起立により採決いたします。

本件につきまして原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第6号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第7号議案、令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および、第8号議案、令和7年度品川区介護保険特別会計予算の2件を一括して起立により採決いたします。

本件につきまして原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○石田（秀）委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第7号議案、令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および、第8号議案、令和7年度品川区介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○森澤区長　令和7年度各会計予算につきまして、7日間にわたり、大変熱心なご審議を賜り、ただいま大変多くの委員の皆様のご賛同の下、原案のとおりご決定いただきました。誠にありがとうございます。

2月上旬にプレス発表をして以来、反省すべきところは反省する、改善すべきところを改善するという。本当に様々、この委員会本会議でもご指摘いただきました。真摯に受け止めて、関係者のご意見といったものもしっかりと聞きながら、区民の皆様にとってよりよい形で実行できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

生まれてきてよかった、そして、ここで生きたいと思える、そんな社会と未来を、皆さんと共にくってまいりたいと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長　予算特別委員会の終了に当たり、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本年の予算特別委員会においては、去る3月4日から本日に至るまで審査が執り行われました。この間、優秀な副委員長および優秀な理事の皆様、また委員各位の皆様のご協力により、効率的な委員会運営をすることができました。当初の日程どおり審査を終了することになりました。ここに、改めて皆様のご協力に心より感謝を申し上げます。また、森澤区長をはじめ、理事者の方々のご協力に対しても厚く御礼を申し上げます。

区長をはじめ、理事者の方々におかれましても、委員会における意見ならびに要望等を十分に配慮され、今後の区政発展に努められますよう、お願い申し上げます。

私が久しぶりに皆さんの質問を全部聞かせていただきました。本当にそういう中で、やはり議会と行政は緊張感を持って、中でも、楽しく、いい提案が多くあるのがいいかなと思っている私がいます。もう少し多くあったらよかったかなと感じた私もおりました。また、最後にちょっと思って今付け足しましたけれども、やはり委員会運営で、議員同士で規制していこうみたいなことのないような、節度を持った様々な活動を、やはりこういう委員会の中ではやっていくべきだと私は改めて感じたということもご報告させていただきます。

委員長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後5時17分閉会

委員長　石田　秀　男